

日本犯罪社会学会

第47回大会報告要旨集

2020

■ シンポジウム ■

再犯防止について真剣に考える

■ テーマセッションA ■

新自由主義下における犯罪者処遇

■ テーマセッションB ■

災害後の被災地における犯罪とその対策について

■ テーマセッションC ■

対立から対話へ—当事者と行政との協働による地方再犯防止推進計画づくり—

■ テーマセッションD ■

一次予防から再犯防止までの研究と実務

■ テーマセッションE ■

被虐待歴のある非行少年の保護者への働きかけと支援

■ テーマセッションF ■

国際自己申告非行(ISRD)調査日本版の現状と課題

■ テーマセッションG ■

立ち直りから「居直り」へ—ダルクの多元性・地域性を考える—

■ 自由報告 ■

日本犯罪社会学会
第47回大会報告要旨集
2 0 2 0
目 次

■ シンポジウム	再犯防止について真剣に考える		
	企画趣旨とシンポジウムの構成	本庄 武	6
	刑事政策理念と再犯防止	赤池 一将	7
	犯罪者処遇と再犯防止	勝田 聡	9
	——エビデンスに基づく社会内処遇——		
	デシタンスと再犯防止	守屋 哲毅	11
	社会政策としての「再犯防止の推進」の在り方	高橋 有紀	13
	指定討論	五十嵐 弘志	15
	企画者総括	本庄 武	15
質疑応答	本庄 武	16	
■ テーマセッションA	新自由主義下における犯罪者処遇		
	1 新自由主義下における再犯防止	津富 宏	18
	——成果運動型事業をめぐって——		
	2 当事者や個人を尊重した犯罪者処遇に向けて	古橋 拓也	20
	3 立ち直り支援を通じた民主主義の再興	吉間 慎一郎	21
	——Social Impact Bondの批判的検討を通じて——		
	4 成果主義からの超克としての「ことばの獲得」の可能性について	中島 学	23
5 路上の技能と逸脱の変容	川端 浩平	25	
——在日コリアン・ラッパーの世界観から——			
6 指定討論	清水 潤子	26	
■ テーマセッションB	災害後の被災地における犯罪とその対策について		
	1 企画趣旨		29
	2 災害後の犯罪不安と対策	宇都宮 敦浩	29
	——熊本地震での住民聞き取り調査から——		
	3 地域住民による防犯の可能性	岡田 行雄	30
	——熊本地震における避難所での活動体験を踏まえて——		
	4 安全・安心な避難所	松川 杏寧	31
	5 震災が非行少年に及ぼした影響	高橋 智晃	32
6 大規模災害時の悪質商法	山本 雅昭	33	
7 議論	斉藤 豊治	34	
■ テーマセッションC (ラウンドテーブル)	対立から対話へ	五十嵐 弘志	
	——当事者と行政との協働による地方再犯防止推進計画づくり——	風間 勇助	
	1 企画趣旨		37
	2 地方再犯防止推進計画について		37
	3 自治体行政職員の戸惑い		37
	4 当事者の視点から社会復帰に必要な支援とは		38
	5 自治体を取り組めることの限界		38
	6 当事者を起点に関係機関との支援の輪をつくる「えんたく」		39
	7 会場からの質疑応答		39
	8 まとめ		39
——地方再犯防止推進計画策定の意義とは——			
■ テーマセッションD	一次予防から再犯防止までの研究と実務		
	1 企画趣旨		40
	2 議論の概要	齊藤 知範	40
	報告1 特殊詐欺に対する不安感・リスク知覚と一次予防	山本 功	41
	——第6回犯罪に対する不安感等に関する調査研究から——		
	報告2 主に二次予防として警備業は何をできるか	田中 智仁	42
	報告3 犯罪のリスクの推移と介入時期について	齊藤 知範	44
	——再犯防止推進等に向けた見える化の試み——		
	報告4 女性犯罪者の視点から見た犯罪及び再犯の防止について	佐々木 彩子	46
	■ テーマセッションE	被虐待歴のある非行少年の保護者への働きかけと支援	
1 企画趣旨			49
2 被虐待歴のある非行少年の保護者への関わりを考える		安西 敦	49
——2つのケースの付添人活動から——			
3 非行少年や犯罪者を虐待してきた親と親への支援の現実		阿部 恭子	50
4 虐待した保護者への働きかけや支援の意義と限界		岡田 行雄	50
5 議論		51	
■ テーマセッションF	国際自己申告非行(ISRD)調査日本版の現状と課題		
	1 企画趣旨		52
	2 ISRD実査において浮かび上がった課題	相良 翔	52
	3 ISRD3実査のための交渉過程にみる自治体等との協働に向けた課題について	森久 智江	53
	4 ISRD3 実査過程の考察: 生徒指導と学級集団の観点から	都島 梨紗	55
	5 ISRD3による非行の国際的研究	齋藤 堯仁	56
	6 日本の少年非行の現状: ISRD3の調査結果より	大江 将貴	58
	指定討論1	新海 浩之	59
	ISRD調査の意義と実査に対する若干の疑問		
	指定討論2	伊藤 秀樹	61
ISRD3実査に対する教育社会学者からの3つの疑問			
■ テーマセッションG (ラウンドテーブル)	立ち直りから「居直り」へ		
	——タルクの多元性・地域性を考える——		
	1 基本的な問い	高橋 康史	63
	2 話題提供①	市川 岳仁	63
	3 話題提供②	幸田 実	64
	4 話題提供③	中川 賀雅	66
	5 問いと応答を受けての展開	中村 正	68
6 議論		68	

■ 自由報告

A 1	機械学習を用いた非行少年の再非行予測 ——既存のアセスメントツールとの比較検討——	○ 森 文弓 原田 杏子 山木 麻由子	70
A 2	裁判員裁判の「評議」はいかなる空間か？ ——裁判員経験者の発言の量的・質的分析——	島 亜紀	72
A 3	在学女性のライフスタイルに適した犯罪被害予防（1） 防犯教室受講者調査	○ 山根 由子 齊藤 知範	74
B 1	犯罪動機の理解不能性の社会学 ——「心の闇」と「意味不明」の比較分析——	赤羽 由起夫	76
B 2	アメリカにおける“Smart on Crime”イニシアティブの分析 ——問題解決型裁判所の位置づけに着目して——	石田 侑矢	78
B 3	スマートフォン版『聞き書きマップ』のオンライン教育への応用	原田 豊	80
C 1	矯正施設における芸術活動の可能性に関する一考察	風間 勇助	82
C 2	矯正施設で生活する受刑者への健康維持増進ケアモデルの有効性	○ 中谷 こずえ 五十嵐 弘志	84

本抄録は基本的に執筆者が提出されたデータを使用しているため、誤植などがある場合もそのまま印刷されている場合があります。ご了承ください。

シ ン ポ ジ ウ ム

第47回大会シンポジウム 再犯防止について真剣に考える

コーディネーター・司会：本庄 武（一橋大学）

1 企画趣旨

近時の刑事政策における最重要課題は再犯防止である。2008年に「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008」が出されて以来、「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」（2011年）、「再犯防止に向けた総合対策」（2012年）、「『世界一安全な日本』創造戦略」（2013年）、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」（2014年）、「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」（2016年）、「再犯防止推進法」制定（2016年）、「再犯防止推進計画」策定（2017年）、「再犯防止推進計画加速化プラン」策定（2019年）と、矢継ぎ早に施策が展開されていった。今や、再犯防止を政策課題とすることの是非は問題にならず、就労支援、福祉的支援などの再犯防止のための具体的施策をいかにして展開していくべきか、という各論に焦点が移っているようにもみえる。

しかし再犯防止という概念の内実は、必ずしも明確ではない。例えば、①従来から、特別予防、改善更生、ソーシャル・インクルージョンなど類似概念は提唱されていた。それらと再犯防止の概念がどのような関係にあるのか。②政府は、2年以内刑務所再入所を10年間で20%以上減少させる（「再犯防止に向けた総合対策」）、2020年までに出所者雇用企業を3倍にする、帰住先未定の出所者を3割減とする（「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」）、などと再犯防止のための数値目標を掲げているが、この目標達成と再犯防止の間にはいかなる関係があるのか。③そもそも何を達成すれば再犯防止に至るのか、手段としてどのようなものが想定されているのか。

このような状態で施策を推進した場合、雰囲気流されて、厳密な検証なしに安易に施策が進められていくおそれがある。また、達成が容易な目標が恣意的に設定されて、目標が達成されている外観が演出されるおそれも否定できない。逆に、施策が形骸化してしまい、実効的ではなくなってしまうかもしれない。そして、施策の可否を判断する指標が明確でないために、達成度について明確な評価が下せなくなるおそれもある。

そこで今一度立ち止まって、再犯防止とは何かについて真剣に考えてみたい、ということでシンポジウムを企画した。

2 これまでの議論

検討に先立ち、これまで再犯防止について表明されてきた批判的な見解を概観したい。例えば、①再

犯防止は本人のためでもあるが、社会からの要請であるといわれる。また、②再犯防止の必要がある者に対して特殊な枠組みを作ることは、その人たち居たいする社会的排除を強め、刑罰国家の進行と福祉国家の後退を招く、ともいわれる。さらに、③個人に再犯リスクを避けるスキルを身に付け、善き人生へと踏み出すことを求める場合、社会の側にある特定の社会的弱者を恣意的に選抜する構図が温存されてしまい、真の立ち直りにはならない。社会の側の立ち直りが必要である、という問題提起もある。④再犯防止は、個人の尊厳と基本的人権の保障に基づく、生活再建のための支援の提供、自律的生活の構築という支援を受ける権利が存在することの反射的効果に過ぎない、とも分析される。⑤再犯防止を強調すると、見込みのある者と見込みがない者へと犯罪者が二極化するとの警鐘も鳴らされている。

このように再犯防止を旗印とすることへの警戒感も示される中にもかかわらず、再犯防止概念が浸透していったのは、①この概念が価値中立的で、様々な立場の人に受け入れられやすいものであったからのように思われる。また、②実際に再犯防止を強調することで、支援も充実していったという面があることも否定できない。さらに、③社会復帰処遇に真剣に取り組んだ末に挫折を経験した欧米において、再犯防止の強調が社会的排除に作用するとしても、理念としての改善更生は重視しつつも、社会復帰処遇に真剣に取り組み始めたのが最近である日本では、再犯防止施策が社会的包摂を促進する方向に作用する可能性があるという分析も可能だと思われる。

3 検討の方向性と報告内容

そこで、再犯防止に対する批判的見解を念頭に置きつつ、現実に展開されている施策についての評価を先行させ、その中から、現実に機能している再犯防止概念を抽出することとしたい。それにより、批判論の妥当性についても検証可能になると思われる。

シンポジウムでは、①刑事政策の潮流の大きな変化を把握し（赤池報告）、再犯防止と最新の犯罪者処遇理論との関係性を見るために、②RNRモデルが実際にどう活用されているのか（勝田報告）、③デジスタンスの視点はどう活用可能か（守谷報告）、について報告を受けた後、④各地の自治体で策定されている再犯防止推進計画についての分析を行っていただく（高橋報告）。その後、指定討論と企画者総括を経て、フロアとの質疑応答を行う。

政府の犯罪対策閣僚会議は、2003年の「犯罪に強い社会の実現のための行動計画『世界一安全な国、日本』の復活を目指して」の公表以降、その後の犯罪認知件数の急速な減少をみながらも、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008」を発表し、2016年の再犯防止推進法成立へと牽引した。「再犯防止」はこの政策展開の機軸である。

しかし、「再犯防止」の意味するところが、これまで論じられた「改善更生」や「社会復帰」と、また、社会内処遇での「更生保護」や「生活再建」と、あるいは、保安処分を基礎づける「社会防衛」や、社会福祉分野から援用された「ノーマライゼーション」や、犯罪者処遇と福祉の統合を目指す「ソーシャル・インクルージョン」等々、他の政策理念といかなる関係にあるかは必ずしも明らかでない。本報告では「再犯防止」を提唱する含意を解明するためのひとつの分析視覚を検討する。なお、「再犯防止」の「防止」の語は英語、仏語ではそれぞれ *prevention*、*prévention* と、意味の広がり異なるはずの「予防」の語と同じ訳語があてられる。また、「再犯」の語を冠して「予防」の対象を限定すれば、「再犯防止」と「再犯予防」は「受刑」という起点を共有することで同義になるので、ここでは使用頻度の高い「再犯予防」を手がかりに検討を始める。

1 「予防」を導く言説空間

村上直之は『近代ジャーナリズムの誕生』において、この「予防」という関心が英国に登場する歴史的経緯を取り上げ興味深い分析を示している。まず、18世紀までと19世紀以降を比較し、18世紀までの犯罪事件を扱うブロードサイドは「絞首台もの」であり、事件発生ではなく公開処刑の時点で発行されていた点に着目する。常に紙面を飾る「～の生涯、審問、告白そして処刑」との見出し記事は、事件の審理、判決、刑の執行に焦点を当て犯罪者の結末を語るものであった。絞首台で確認される原罪意識の浸透した当時の「罪深き人間 観の背後には聖書」という巨大な神話的言説空間が存在し、ニュースの関心は犯罪の原因にではなく、犯罪者の改悛劇としての「結末の物語」に向かっていた、と。

それが19世紀に入ると犯罪は「発生の物語」として大々的に報じられるようになる。村上は、その時点ですでに新たな言説空間が形成されていたと分析する。物語にその発端と結末が不可避であれば、それは、事件の発生自体をひとつの結果として語るために事件の個別性と原因、犯罪者の性格特性等、

犯罪動機の理解を中心とする原因論的な語彙と文法を備えた言説空間であり、そこでは「予防」というプレ・アクティブな知のまなざしから「発生の物語」が語られる。この言説空間において社会秩序は公衆衛生学の台頭とともに犯罪と疫病の潜在的な不安を「危険性」として可視化させ、身を守るための飽くなき欲求を産出させ、他方で、そのために社会から排斥される者を、犯罪を介して隔離する「監獄」のメカニズムによって再生産される、と。

2 刑罰が「危険性」に向き合うとき

19世紀後半のこの「潜在的な不安を可視化させる」言説空間に登場するイタリア人類学派は、生来の犯罪性向をもつ「危険な存在」を示し、「自由意思を欠き犯罪者となる定めのある者に責任を問えるのか」と刑法学の責任主義と刑罰の無力さを批判して時代の支持を集めた。犯罪学と刑法学の間には大きな軋轢が生じていた。

この時代、急激な産業技術の発展に起因する多数の重大事故災害に対して、その責任と補償を支払えない労働者にのみ負わせる民法の過失論も激しく批判され、原則を譲歩させて現場のリスクに使用者や資本家を結びつける「過失なき責任」が法に導入されている。フーコーは、ここに危険から身を守るために、法に因果責任とリスク概念を導入する「保安 *sécurité* 社会」の到来をみる。彼は、集団内での確率の観点から、同様に、イタリア学派の指摘した「危険な存在」を「過失なき責任」を負うべき対象として捉える「社会防衛」論が、すでにこの時代に刑事裁判において認められると論じている。

犯罪人類学よりもはるかに精緻で刑法学に受容の容易な犯罪心理学と刑罰論における「目的刑論（リスト）」や「刑の個別化論（サレイユ）」の新潮流の登場とともに、「刑法にとって接近可能な犯罪学」と「犯罪学的な知を考慮する刑罰」との間にコンセンサスが生まれ、犯罪学と刑法学の間緊張が突然緩和されたのだ、と。1905年の国際刑事学協会でプランスが「刑罰問題の今日的な諸困難」と題して「危険性」の刑罰的意義を論じたのはその証左であろう。刑罰はいまや「危険性」に向き合うことになる。

3 刑罰が「監獄」という形態をとるとき

17～18世紀の産業革命、伝染病の流行、銃の普及による軍事改革等の変化を契機にすでに日常の深層に浸透してきた身体に対する働きかけの技術は、次第に、軍隊、工場、病院、学校等の社会的施設を統

括する規律となり、19世紀後半には非常な速度で刑罰の領野を占領した。フーコーは、ここに誕生する監獄を、法的な「自由の剥奪」と次の4つの作用の総体として捉える。それは、第1に、パノプティコンに象徴されるその建築から所内生活に至る規律の構成。第2に、規律が生む規範化とそこから排斥された「危険な存在」を研究対象とする犯罪精神医学、犯罪心理学等の科学的知の形成。第3に、犯罪の減少を標榜しながら「犯罪性（犯罪を行う危険性）」概念を創出し、これを受刑者に実体化させる監獄の逆説的機能。そして、第4に、監獄での受刑者矯正の「失敗」を運用に組み込み、その改革の度に拡大される監視である。規律が産み出す処罰の技術は、受刑者の本能、衝動、性格等の偏差を類型化する新しい知を構築し、「犯罪性」を「でっちあげ」（ガーランド：178）、これを受刑者に付与して、その「再犯予防」のための監視を社会内に展開することになる。

刑罰が監獄という形態をとる「規律社会」においては、19世紀末まで刑罰と相容れぬものと観念された「犯罪性」は、その構成に不可欠な要素となり、「犯罪学的な知を考慮する刑罰」が登場する。個々の受刑者の将来の再犯危険性に着目し、刑期の終了後も医療的・心理的・福祉的施策を強制する、その意味で新たな「保安処分」と評すべき施設収容や行動監視はその典型であろう。

4 「規律」と「保安」の間で

フーコーは、犯罪と刑罰を起点として「危険性」と「監獄」が導く上述の政策展開を併存する三重のイメージによって整理する。第1は、禁止すべき行為を規定した法とその法を犯す者に対する処罰の二項によって構成される「法メカニズム」。第2が、この二項に犯罪者という第三項が加わり、立法や司法の作用の外で警察・医学・心理学のテクノロジーが個人の矯正と監視を目指す規律メカニズム。そして、第3が、上述の「危険な存在」に「過失なき責任」を負わせる「社会防衛論」のように、犯罪者を集団レベルの蓋然的なリスクとして捉え、その対応に政策コストの計算と保険数理的管理で臨む保安メカニズムである。確かに、第2のメカニズムの特性を福祉国家主義に、第3のそれを新自由主義に見出し、60年代から70年代の刑罰福祉主義と80年代の新刑罰学を対比させることも可能であろう。ただ、問題は「危険性」と「監獄」の描く「刑務所的な巨大な連続体」には三つのメカニズムが併存する点である。

翻って、冒頭にみた犯罪の急減期における近年の「再犯防止」の強調は、認知行動療法への依存をRNRモデルの採用によって質的に深めようとする現在の処遇政策にどのような変化をもたらすのであろうか。本来、リスク回避的なライフスタイルの自

己コントロールを「再犯防止」策として対象者にのみ要請する、その意味で新自由主義的と評されうる認知行動療法を規律メカニズム、保安メカニズムのいずれにみるのか。理解の差はプログラムの起点での受刑者の「同意」、再犯リスクとニーズの評価等、この療法の枠組自体の性格を規定することになる。

他方で、「再犯防止」の唱導は地方公共団体による犯罪問題への積極的介入を要請したが、それが出所者支援をこれまで実践してきた種々の民間団体や地域活動にいかなる変化をもたらすかは慎重に検討する必要がある。諸外国の例にみるように、本来、出獄者の生活支援を目的とした民間団体が、政府による「再犯防止」の要請にしたがい、対象者の日常生活の監督から社会内での刑の執行、さらには、対象者の生活環境や人格特性の調査等にまで及ぶとき、活動領域の拡大が先の三重のメカニズムのいずれを根拠とするのかも問い返されることになる。

「再犯防止」と他の刑事政策理念の差異は、そうした検討を通して分析されなければなるまい。

文献

- 赤池一将, 2013, 「刑罰が危険性に向き合うとき—問題提起にかえて」刑法雑誌 53(1): 1-14.
- Brodeur, J-P., 1976, « Surveiller et punir », *Criminologie*, IX(1-2): 196-218.
- Castel, R., 1983, « De la dangerosité au risque », *Actes de recherches en science sociale*, 47-48: 119-127.
- ミシェル・フーコー, 1977, 田村俣訳『監獄の誕生—監視と処罰』新潮社
- ミシェル・フーコー, 2000, 上田和彦訳「19世紀司法精神医学における「危険人物」という概念の進展」小林康夫ほか編『ミシェル・フーコー思考集成 VII 知/権力』筑摩書房, 20-45.
- ミシェル・フーコー, 2007, 『安全・領土・人口: コレージュ・ド・フランス講義 1977-1978 年度』筑摩書房
- デービッド・ガーランド, 2016, 白井智哉、藤野京子訳『処罰と近代社会: 社会理論の研究』現代人文社
- 平井秀幸, 2015, 『刑務所処遇の社会学: 認知行動療法・新自由主義的規律・統治性』世織書房
- 村上直之, 1996, 『近代ジャーナリズムの誕生—イギリス犯罪報道の社会史から』岩波書店
- 重田園江, 2007, 「戦争から統治へ—コレージュ・ド・フランス講義」芹沢一也・高桑和巳編『フーコーの後で: 統治性・セキュリティ・闘争』慶應義塾大学出版会, 11-40.
- 竹中祐二, 2020, 「地域社会と犯罪」石塚伸一編著『新時代の犯罪学: 共生の時代における合理的刑事政策を求めて』日本評論社, 205-223.

犯罪者処遇と再犯防止 ——エビデンスに基づく社会内処遇——

勝田 聡（札幌保護観察所）

1 目的

日本におけるエビデンスに基づく社会内処遇の一例として、2018年から試行が開始されているアセスメントツールである *Case Formulation in Probation/Parole (CFP)* を紹介し、期待される効果や今後の課題について論じることを目的とした。

2 日本の社会内処遇の特質

日本の社会内処遇は、保護観察官と保護司の協働態勢を特徴としている。保護観察官は、保護観察開始当初に保護観察をどのように実施するのかを計画し、保護司に伝えている。保護観察開始後、保護司は、この計画に基づいて、毎月の定期的面接指導や助言を行う。保護観察対象者の再犯や再非行を防ぎ、改善更生を促進させるためには、保護観察の実施計画の内容を充実させ、保護司にとって、より有用なものとするのが肝要である。

3 RNR モデル

犯罪をした人や非行のある人の再犯や再非行を防ぎ、改善更生を促進するためには、次の三つの条件を満たす処遇を行うことが有益であるとされている。すなわち、(a) 再犯リスクの程度に応じた密度により、(b) 犯罪や非行を誘発する要因に焦点を当て、(c) 最も効果的で本人に適合する方法を選ぶことであり、*Risk-Need-Responsivity* モデル (RNR モデル) と呼ばれている (Bonta et al. 2017=2018)。

RNR モデルに準拠した処遇には一定の効果が認められている (Andrews et al. 2006; Hanson, et al. 2009; Prendergast et al. 2013)。RNR モデルを実践するためには、その前提として、上記3点、すなわち、リスク、再犯誘発要因及び適合性についてアセスメントすることが必要である。

RNR モデルに対しては、改善更生を促進する保護的・要因あるいはストレングスにも焦点を当てるべきであるという指摘 (Baglivio et al. 2017; Shepherd et al. 2016; Ward et al. 2003; Ward et al. 2012) や、個々のケースが犯罪や非行に至った文脈についても重視すべきであるという指摘 (Douglas et al. 2005; Drake et al. 2003; Haqanee et al.,2015; McMurrin et al. 2013) がなされている。

4 CFP

日本の社会内処遇やそのアセスメントの基盤として、再犯防止に一定の効果があるというエビデンス

が認められ、世界的にも採用されている RNR モデルを用いることとした。さらに、先行研究の指摘を踏まえて、改善更生を促進する要因にも焦点を当てることとした。加えて、犯罪や非行に至ったプロセスを分析するため、ケースフォーミュレーションの手法を採用した。

具体的には、次の3点からなるツールとして CFP を開発した。第一に、再犯リスクを測定するための保険統計的手法を導入し、接触頻度、不良措置及び良好措置の判断時の留意事項とすることとした。これを開始時統計的分析と称する。

第二に、先行研究 (Baglivio et al. 2017; Bonta et al. 2017; Shepherd et al. 2016; Ward et al. 2003; Ward et al. 2012) を踏まえ、犯罪や非行を誘発する要因と改善更生を促進する要因について、家庭、家庭以外の対人関係、就労・修学、物質使用、余暇、経済状態、前歴等及び心理状態の8要因にまとめた。そして、各要因について、本人の生育歴全般にわたって洗い出し、保護観察開始の6月前から6月ごとに継続的に該当の有無を判断する構造を採用した。これを要因分析と称する。

第三に、このように抽出した要因について、要因の相互作用と犯罪や非行に至るプロセスをパス図に描くなどの方法により、ケースフォーミュレーションを実施することとした。これを要因関連性分析と称する。

保護観察の実施計画には、以上に述べた、再犯リスクの分析、犯罪・非行誘発要因と改善更生促進要因の分析、要因の関連性の分析を記述した上で、(a) 具体的な指導や支援の内容、(b) 接触頻度や方法、(c) 本人の性格や能力に応じた対応や危機場面の予測等の留意事項を記述することとした。

5 期待される効果

CFP を導入することによって期待される効果については、まず、再犯や再非行のリスクについて、多変量解析に基づく統計的予測を行うことにより、保護観察官が、リスクの程度について一層意識化し、接触頻度や措置判断の根拠をより明確化することができると考えられる。

さらに、要因分析によって、保護観察官が、従来以上に、対象者のヒストリーを意識しながら、犯罪や非行を誘発する要因を漏れなく把握し、改善更生促進要因を見出すようアセスメントを行うことが期待される。また、要因分析において、定期的に動的

要因の変化を把握することにより、適期の対応がしやすくなると考えられる。

そして、要因関連性分析を行うことによって、(a) 数多い情報を整理して組み立てること、(b) 事象(犯罪や非行)に結びつく要因とそうでないものを識別すること、(c) 各要因の背景について考察し、対象者の理解に努め、より深みのある見立てを行うこと、(d) 将来の問題を予測し対応することなどが可能になるという効果が期待される(Nezu et al. 2004=2008; Eells et al. 2011)。

最終的には、こういった分析結果を踏まえた保護観察の実施計画を策定することにより、保護観察官や保護司の処遇が一層充実し、保護観察対象者の再犯や再非行の防止、改善更生が促進されることが目標である。

併せて、保護観察官のスキル向上、部内協議の充実、関係機関との連携などにも資するものと考えられる。

6 今後の課題

CFPは、2018年から試行を開始しており、無作為割付による検証の結果、CFP試行群のほうが、保護観察の実施計画において、より多くの犯罪・非行誘発要因や改善更生促進要因を記述しており、具体的な処遇方針もより多いことが明らかになった。このことから、CFPの導入によって、保護観察の実施計画の内容がより詳細になるという効果があると考えられた。今後は、再犯と各要因との関連性等、期待される効果を検証し、CFPのエビデンスを確立していくことが求められる。

文献

- Andrews, D. A., Dowden, C., 2006, Risk principle of case classification in correctional treatment: A meta-analytic investigation, *International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology*, 50, 88-100.
- Baglivio, M. T., Wolff, K. T., Piquero, A. R., Howell, J. C., Greenwald, M. A., 2017, Risk assessment trajectories of youth during juvenile residential placement, *Criminal Justice and Behavior*, 44, 360-394.
- Bonta, J., Andrews, D. A., 2017, *The psychology of criminal conduct. 6th ed*, Routledge. (=2018, 原田隆之訳『犯罪行動の心理学』北大路書房.)
- Douglas, K. S., Skeem, J. L., 2005, Violence risk assessment: Getting specific about being dynamic, *Psychology, Public Policy, and Law*, 11, 347-383.
- Drake, C. R., Ward, T., 2003, Treatment models for sex offenders: A move toward a formulation-based approach, *Sexual deviance: issues and controversies*, Ward, T., Laws, D. R., Hudson, S. M. (Eds.), Sage Publications, 226-243.
- Eells, T. D., Lombart, K.G., 2011, Theoretical and evidence-based approach to case formulation, *Forensic case formulation*, Sturmey, P., McMurrin, M. (Eds), John Wiley & Sons, 1-32.
- Hanson, R. K., Bourgon, G., Helmus, L., Hodgson, S., 2009, *A meta-analysis of the effectiveness of treatment for sexual offenders: Risk, need, and responsivity*, Public Safety Canada.
- Haqanee, Z., Peterson-Badali, M., Skilling, T., 2015, Making "what works" work: Examining probation officers' experiences addressing the criminogenic needs of juvenile offenders, *Journal of Offender Rehabilitation*, 54, 37-59.
- McMurrin, M., Taylor, P. J., 2013, Case formulation with offenders: What, who, where, when, why and how? *Criminal Behaviour and Mental Health*, 23, 227-229.
- Nezu, A. M., Nezu, C. M., Lombardo, E. R., 2004, *Cognitive-behavioral case formulation and treatment design: A problem-solving approach*, Springer. (=2008, 伊藤絵美監訳『認知行動療法における事例定式化と治療デザインの作成 問題解決アプローチ』星和書店.)
- Prendergast, M. L., Pearson, F. S., Podus, D., Hamilton, Z. K., Greenwell, L., 2013, The Andrews' principles of risk, need and responsivity as applied in drug abuse treatment programs: Meta-analysis of crime and drug use outcomes, *Journal of Experimental Criminology*, 9, 275-300.
- Shepherd, S. M., Luebbers, S., Ogloff, J. R. P., 2016, The role of protective factors and the relationship with recidivism for high-risk young people in detention. *Criminal Justice and Behavior*, 43, 863-878.
- Ward, T., Stewart, C., 2003, Criminogenic needs and human needs: A theoretical model. *Psychology, Crime & Law*, 9, 125-143.
- Ward, T., Yates, P. M., Willis, G. M., 2012, The Good Lives Model and the Risk Need Responsivity model: A critical response to Andrews, Bonta, and Wormith (2011), *Criminal Justice and Behavior*, 39, 94-110.

デシスタンスと再犯防止

報告者：守谷 哲毅（関東地方更生保護委員会）

1 目的

本報告においては、再犯防止においてデシスタンスがどのように位置付けられ得るのか、また、デシスタンスを促進する再犯防止施策があり得るのかについて、特に更生保護の分野を中心に、過去の研究における知見等も踏まえ考察した。

2 デシスタンスとは

デシスタンスとは、犯罪や非行からの離脱を表す概念である。再犯や再非行がある事象が発生する現象を示すものであるのに対して、犯罪や非行からの離脱は進行過程や維持状態を表す概念であり、どの程度の期間、犯罪や非行をしていない状態が継続すればその者は立ち直ったといえるのか、その定義は研究によっても区々であり、操作的に捉えることの難しさが指摘されることも多い(Maruna 2001 = マルナ 2013)。犯罪や非行が一定の期間停止すること又はその頻度が減少することを一次的デシスタンスとし、更に進んだ状態として新たな社会的役割やアイデンティティを獲得することを二次的デシスタンスとして区別することもある (McNeill & Maruna 2007)。

3 デシスタンスを促進する要因についての先行研究

近年、英国や米国を中心として犯罪や非行からの離脱に関する研究が積み重ねられてきている。例えば、 Sampson と Laub はデシスタンスを促進する要因として、就労や質の良い結婚、兵役等のライフイベントを契機として犯罪行為が減少していることを見出した (Sampson & Laub 1993; Laub & Sampson 2003)。アイデンティティや認知に着目した研究として、マルナは、犯罪から離脱した者のナラティブの特徴として、過去の過ちを外部要因に帰属させつつ、本来は良い部分を有していた自分を核として、現在の自分に連なるアイデンティティを再構築し、他者、特に自分よりも若い世代に対して自らの経験等も活かしながら貢献をしたいという考えを語っていることを見出した (Maruna 2001 = マルナ 2013)。他にも、責任感や将来への希望、自己効力感等がデシスタンスを促進する要因として挙げられる。ジョルダーノらは個人の認知と社会的要因の相互作用によりデシスタンスに至る過程をモデルとして提示している (Giordano, Cernkovich & Rudolph 2002)。

もっとも、犯罪や非行からの離脱は直線的・一方向

的に進むものではなく、最初の段階では孤立や様々な障壁に出会いもがき苦しんでいることが伺われる (セカンドチャンス! 2011)。

日本においても、少年院を出院した少年らについて、その後の再犯・再非行の状況調査や面接調査、質問紙調査によりデシスタンスの過程を探索した研究が行われている (横地、竹下及び河原田ら 2018)。非行からの離脱群は、非行を行う友人との関係を見直しているほか、家族を中心とする親密な対人関係と就学・就労といった社会的役割の獲得に喜びと充足感を感じており、これらが非行からの離脱と維持を支えていると認識していること、少年院生活や保護観察を受けたことをプラスの影響があったと受け止めており、精神的な成長や処遇担当者との良い関係性が見られたこと、時間の経過とともに自分の身に起こった出来事の意味を解釈し直し、過去を再構築する中で無力で受身で状況に左右される自分ではなく、主体的で状況に働き掛けることができる自分という自己像を獲得していることがうかがわれた。

4 デシスタンスと再犯防止

これまで見てきたように、デシスタンスが主体的存在である個人が犯罪や非行から離脱する過程を表す概念であるのに対して、再犯防止は犯罪が再び起こることを防止して社会を防衛することを目的とする概念であり、その主体は国家や社会であることに鑑みれば、両者は相容れないようにも見える。両者の相違点を3点挙げれば、第1に再犯防止は刑事政策の一部であり期間限定的で比較的短期的なものであるのに対し、デシスタンスは個人の人生という無期限的で比較的長期に渡るものである。第2に、再犯防止が権力的・強制的であるのに対して、デシスタンスは社会的文脈における個人の自律性・主体性に焦点が向けられている。第3に、再犯防止がいわゆるRNR原則等に基づくリスク管理の側面を重視するのに対して、デシスタンスにおいては個人の長所や強みが重要な要素となる。しかしながら、両者は対立概念として全く相容れないものではなく、相互に補完しえるものであると考えることも可能である。

具体的な実務に即して見ても、再犯防止の取組はデシスタンスを促進する足掛かりとなり得る。少年院出院者や刑事施設出所者は、犯罪や非行から離脱したいという意思を持っていても、そもそもの住居や帰るべき家庭に恵まれないことが現実には多く、ま

た、就学・就労することやそれらを継続することに困難を感じる者も少なくない。離脱の初期段階においては、犯罪からの離脱の意思があっても各種の問題や困難に遭遇することも多く、離脱に向けて問題や困難に直面した際にどのような援助ができるかが重要であることが指摘されている (Bottoms & Shapland 2011)。今福 (2016) は、日本における社会内処遇が①保護司による伴走型の生活指導・見守り、②RNRモデルに基づく再犯リスク管理とストレンジスアプローチを融合した処遇、③生活再建の実際的支援を行う社会包摂的アプローチという三相から構成されるとしている。これに依拠すると、③により初期の段階で本人が出会う障壁を乗り越えられるよう、住居及び就労の確保等の支援により生活の基盤を確保し、②により本人が社会の中において再犯・再非行をしない生活を維持することにより変化へと向かう時間を確保し、①により本人を地域における一人の人間として受け止め、親身に相談に乗り、その長所を認めながら本人の変化を促進することが可能となる。このように、再犯防止の取組は、その対象となる者がデシスタンスを進めていくための滑走路ともなり、その後続く本人の変化を維持していく最初の段階を支える機能を果たし得るといえる。

一方、デシスタンスの研究等から得られた知見を再犯防止の取組に取り入れることも可能である。リスク管理の側面だけに注目するだけでなく、よき人生モデルに代表されるような、個々人にとっての人生の目標や重視する価値、個々人の持つ長所や強みにも配慮したアセスメントや処遇が目指されている。また、再犯防止施策の中においても、刑の一部の執行猶予制度の導入等を契機に薬物自助グループとの連携が近年進められるなど、当事者中心モデルが拡大しつつある。

5 デシスタンスを支える社会

周囲や社会が本人を非行少年や犯罪者として取り扱うか、それとも犯罪や非行から立ち直っている人として扱うかに応じて、本人はそこに写る自分の姿を自身のアイデンティティとして取り入れていく (津富 2009)。日本の社会内処遇の特徴である保護司制度は、地域の隣人として対象者を地域社会に受け入れる犯罪者処遇モデルとも言えるし、また、保護司が行っている地域での様々な犯罪予防活動は、地域社会のネットワークの形成を促進し、当該地域が犯罪をした者を再統合的な態度で迎え入れ、本人のデシスタンスを促進していると考えられる。

更生保護の分野においては、従前から「犯罪や非行をした人たちが、一人の国民として尊重され、差

別されることなく、地域社会で他の住民たちと共に生き」ていける社会を目指す方向が示されており (更生保護のあり方を考える有識者会議), 再犯防止推進計画の中においても同旨が唱われている。犯罪や非行から離脱しようとする者を迎える映し鏡としての地域や社会が、彼らの更生を促進するものとなることも求められる。

文献

- 今福章二, 2016, 「保護観察とは」『保護観察とは何か 実務の視点からとらえる』法律文化社
- セカンドチャンス, 2011, 『セカンドチャンス!: 人生が変わった少年院出院者たち』新科学出版社.
- 津富宏, 2009, 「犯罪者処遇のパラダイムシフト: 長所基盤モデルに向けて」『犯罪社会学研究』34: 47-58.
- 横地環, 竹下賀子, 河原田徹, 猪爪祐介, 山木麻由子, 林光一, 富田寛, 牟田和弘, 杉本浩起, 只野智弘, 西原舞, 2018, 「青少年の立ち直り (デシスタンス) に関する研究」『法務総合研究所研究部報告』58
- Bottoms, A., & Shapland, J. 2011. Steps towards desistance among male young adult recidivists. In S. Farrall, M. Hough, S. Maruna, & R. Sparks (Eds.), *Escape routes: Contemporary perspectives on life after punishment* (pp. 43- 80). Routledge.
- Giordano, Peggy C., Stephen A. Cernkovich, and Jennifer L. Rudolph. 2002. Gender, crime, and desistance: Toward a theory of cognitive transformation. *American Journal of Sociology* 107(4):990-1064.
- Laub, J. H., & Sampson, R. J. 2003. *Shared beginnings, divergent lives: Delinquent boys to age seventy*. Harvard University Press.
- Maruna, S. 2001. *Making good*. American Psychological Association Washington, DC. (=マルナ 2013, 津富宏・河野荘子監訳『犯罪からの離脱と「人生のやり直し」』明石書店.)
- McNeill, F. & Maruna, S. 2007. Giving Up and Giving Back: Desistance, Generativity and Social Work with Offenders. in McIvor, G. & Raynor, P. eds., *Developments in Social Work with Offenders*, Jessica Kingsley Publishers: 224-339.
- Sampson, R. J., & Laub, J. H. 1993. *Crime in the making: Pathways and turning points through life*. Harvard University Press.

1 問題意識

「最良の刑事政策とは、最良の社会政策のことである」というリストの有名な言葉とは裏腹に、日本ではこれまで再犯防止の推進は国の役割とされてきた。2016年に成立した再犯防止推進法は、再犯防止の推進における地方公共団体の責務を明記したものの、地方公共団体が行うべき「再犯防止の推進」とは何かは必ずしも明確ではない。そもそも、「住民に身近な行政」（地方自治法2条1項）を担う地方公共団体が再犯防止の推進に取り組むことは、社会政策一般における国と地方公共団体の関係や役割分担に照らしたときに、どう評価すべきか。また、新自由主義社会において、犯罪をした者等を含む多様な人々のニーズを把握し解決する役割が、地方公共団体あるいは「地域」に求められることをどう考えるべきか。

報告ではそのような問題意識の下、「最良の刑事政策とは、最良の社会政策のことである」とのリストの言葉が今日持つ意味について、再犯防止推進計画の内容や法的位置づけに注目するとともに、地域福祉計画やその背後にある「地域共生社会」の思想に着目し、検討した。

2 地方再犯防止推進計画

再犯防止推進法は、国のみならず地方公共団体にも再犯防止の推進を担う責務があるとし、地方公共団体に地方再犯防止推進計画の策定を求める。法務省のウェブサイトによれば、2020年9月現在、31の都府県と31の市町ですでに地方再犯防止推進計画が策定されている。また、奈良県と兵庫県明石市は、地方再犯防止推進計画ではなく、「更生支援」の語を冠した独自の条例を制定している。

地方再犯防止推進計画の策定状況からは、以下のような特徴が窺える。第1に、2019年夏に国は「地方再犯防止推進計画の手引き」を示しており、今後、地方再犯防止推進計画を策定する地方公共団体は、これを手掛かりにすることが期待されている。第2に、再犯防止推進計画の策定を担当する部局は、地方公共団体によって異なる。社会福祉、子ども・青少年の健全育成、総務、生活安全・治安対策等、性格の異なる多様な部局が計画策定を担っている点は、後述する地域福祉計画にはない特徴である。第3に、いくつかの地方公共団体では、安全・安心まちづくり計画や地域福祉計画の一部に、再犯防止推進計画を置いている。このうち、地域福祉計画の一部に再

犯防止推進計画を置くのは12の市町である。

3 社会政策と地方公共団体

地方再犯防止推進計画について考えるにあたっては、社会政策一般における国と地方公共団体の関係を踏まえる必要がある。日本では1999年にいわゆる「地方分権一括法」の下、地方自治法の一部が改正された。この改正当初、地方公共団体には「自分の頭で考える自由」（北村：2000）が与えられたとして、2000年台は「地方の時代」とであると盛んに論じられた。しかし、現実には2000年台における社会政策の多くは、国が示した基本法や基本計画、「手引き」や「通知」に従って、地方公共団体が具体的な計画の立案と実施を求められる状況にある。そして、それらが求められる領域は、自殺対策、子どもの貧困対策、犯罪被害者支援と実に多様で、それぞれが高度に専門的なものでもある。そうした状況下では、地方公共団体は「住民に身近な行政」に主体的に取り組むより、国がニーズと考える領域について、国の基本計画や「手引き」等に沿った計画の立案と実施を担う、いわば「国の下請け」的な機能が求められているとさえ言える。

一方で、こうした状況は、「地方分権」の名の下に「国による公助」を撤退させることを正当化する新自由主義社会を象徴するものでもある。とりわけ、日本の社会政策においては、2017年に厚労省が「我が事・丸ごと地域共生社会」というキーワードの下に、そうした社会を実現するための「当面の改革工程」が示された。そこでは、「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものである」とされる（厚労省：2017）。同「改革工程」では、従来、「国による公助」が担ってきた領域を「地域」における「自助・共助」に委ねることが、個人と「地域」のエンパワメントに繋がるという思想が色濃く示されている。

4 地域福祉計画と「地域共生社会」

地域福祉計画は、こうした「地域共生社会」像を強く反映することが求められている。すなわち、「地域福祉の推進」を以って「社会福祉の増進」を図る（1条）とする社会福祉法の下で、「地域福祉の推進」

とは、「地域住民等」が当該地域において「福祉サービスを必要とする住民」の多様な「地域生活課題」を把握し解決すること（4条）と定義されているのである。もっとも、こうした「地域共生社会」像に対しては、地域福祉学の研究者らを中心に批判も多い。とりわけ、三島（2018）は、日本の「地域共生社会」を支える「アンペイド・パブリック・ワーク」の1つとして「保護司制度」を挙げるとともに、「アンペイド・パブリック・ワーク」における「有無を言わず参加へ促す」性格を否定的にとらえる。

一方で、日本の更生保護制度は長く、「立ち直りを支える地域のチカラ」を重視し、とりわけ保護司の「地域性」「民間性」はデジスタンス研究においても肯定的に評価されてきた（高橋：2013、明石：2015等）。しかし、いわば「地域における共助」たる「地域のチカラ」に依存した矯正・更生保護には限界もあり、それが再犯防止推進計画を必要とする社会情勢をもたらしたことは否定できない。

5 地域福祉計画と再犯防止推進計画

こうした状況を打開するにあたって、「地方再犯防止推進計画を地域福祉計画の一部に置く」ことは得策であろうか。報告者は、地域福祉計画の一部に再犯防止推進計画を置いた12の計画をすべて確認し、単独に策定された地方再犯防止推進計画との差異を検討した。その結果、地域福祉計画の一部として置かれた再犯防止推進計画では、その分量や内容が単独の計画に比べて非常に少なく、とりわけ「犯罪性を踏まえた取組み」や就学・就労、依存症等について十分な検討がなされていない点で問題があると考えた。「地域福祉の推進」という大きな目的の下に広範な内容を定める上位計画たる地域福祉計画の一部に再犯防止推進計画を置くと、犯罪をした者等のニーズは十分に反映されない懸念がある。くわえて、地域福祉計画の背後にある「地域共生社会」の理念の下では、共生社会の担い手として動員可能な者とそうでない者の間に分断や排除が生じ得るとされる（三島：2017）。犯罪をした者等も同様に、「地域共生社会」を目指す地域福祉計画の下で、「あるべき立ち直り方」を遂げ、共生社会の担い手として動員可能かどうかにより分断や排除に晒されるであろう。

それに対して、地方再犯防止推進計画を単独で策定することは、地方公共団体やその住民が、これまで「国の仕事」として我関せずの態度を取ってきた再犯防止の推進に向き合う契機となり得る。そして、それは自らの暮らす地域に「犯罪をした者等」も暮らしていることと向き合うことでもある。また、すでに策定された地方再犯防止推進計画には、国の示す指針をただ引き写しただけとは言い難い独自性豊かな内容も存在する。とりわけ、地場産業や農福連

携の枠組みを活かした就労支援や「犯罪をした外国人への支援」等を盛り込んだ計画からは、再犯防止の推進における自らの地域に固有の課題や資源を見出す地方公共団体の姿が窺える。これらの取組みは、全国一律の指針を定めることに重きが置かれがちな国（法務省、国会等）には困難であり、地方公共団体が自らの地域のために再犯防止の推進に向き合うものと言える。

6 まとめ

社会政策は一般に、社会から排除されがちな人々を「包摂」することを通じて「総動員」する性格を持つことは否めない。それは、牧野英一が「最後の一人の生存権」を論じた戦前から「一億総活躍」と「地域共生社会の実現」が併せて掲げられた2000年台まで同様である。それに対して、再犯防止推進計画はSDGsの理念である「誰一人取り残さない」を引用する。「誰一人取り残さない」社会の実現は、今日の「地域共生社会」の理念によっては不可能であり、「誰一人取り残さない」社会政策の在り方を再犯防止の推進の視角から問い直す必要がある。そのためにはまず、日本の更生保護がこれまで依拠してきた「地域のチカラ」の意義と限界を踏まえて、犯罪をした者等に対する「地域における共助」を構想すべきである。また、より広い視野で「持続可能な」「地域」を実現する刑事政策は、地域福祉学、地域政策学等の知見や自殺対策に関する実証研究等、刑事政策に隣接する領域の多様な先行研究に学ぶことで可能になると考える。

文献

- 明石史子, 2015, 「犯罪者はどのように生活を変容させるのか—犯罪からの離脱（デシスタンス）とアイデンティティ」『罪と罰』52(4):53-64.
- 法務省ウェブサイト, http://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00022.html（最終閲覧日2020年10月9日）
- 北村喜宣, 2000, 「地方分権一括法—自治体条例政策を活かす」『法学セミナー』542:56-59.
- 厚生労働省, 2017, 「地域共生社会実現に向けた地域福祉の推進に向けて」
- 三島亜紀子, 2017, 『社会福祉は「社会」をどう捉えてきたのか』（勁草書房）
- 高橋有紀, 2013, 「2000年代以降の日本と英国における更生保護制度の問題点と今後の展望—「ナラティブアプローチ」の可能性と限界（一）」『同（二・完）』一橋法学12(2):655-682, 同12(3):177-226.

指定討論、企画者総括、質疑応答

1 指定討論

五十嵐弘志（NPO 法人マザーハウス）

再犯防止推進法において「誰を更生させるのですか？」「誰を回復させるのですか」。この「誰を」が、抜けていると思われる。当事者の声を聴くことが大切であるが、聴こうとしないのが問題であると思われる。

特に保護観察所や保護局が更生改善の道歩んでいる人たちと交流をし、触れ合う姿を作ることが必要である。そのことを通して偏見や差別が少なくなるのではないかと？社会の人たちに姿を見せる機会を増やすことである。また、法務省が中心となって元受刑者たちの講演会を積極的に行うべきである。

地方再犯防止計画を作るにあたって当事者に参加してもらうべきである。また行政の職員が刑務所や出所者の状況を知ることが必要であると思う。

民間の団体やNPO 法人に対しての資金援助及び社会復帰してくる人たちの情報共有が必要であるが、現状では協力関係にない。

受刑者が満期近くになると精神のバランスを崩し、不安による懲罰事犯が増えてくる。全受刑者に対して引受人を用意し、出所に対する不安等を軽減させることが必要である。

2 企画者総括

本庄 武

各報告から見えてきた課題を企画者なりに総括する。

刑事政策の潮流は、伝統的な規律管理社会型からリスク管理社会型に移行する、と指摘される。規律管理社会では対象者は刑事施設被収容者及び出所者であり、彼らは危険な存在とみなされ、矯正、改善更生の対象となる。それに対して、リスク管理社会では、保険数理統計上で把握されるリスクに着目し、社会内処遇が拡大され、顔の見えない稀薄な関係性を通じた継続的な監視が行われる。

そのリスクを処遇に取り入れたのがRNRモデルである。RNRモデルではリスクが重視されるものの、CFPでは、リスクはあくまでも参考要素として考慮され、本人や支援者が問題点を自覚するためのツールと位置付けられている。また動的要因であるニードに働きかけるとされるが、実践的には長所にも注目する必要がある。ニードへの注目は見落とされやすい視点を意識させ、処遇を平準化させる意義がある。CFPにおいて、RNRモデルはいわば伝統的な処遇論を洗練させるためのツールとして用いられており、実証になじまない働きかけを切り捨てるものとして

使われているわけではない。

CFPにも取り入れられているデジスタンスの視点は、犯罪からの離脱には、肯定的な自己イメージの形成が重要であるとし、本人の主体性を重視している。デジスタンスと再犯防止の関係は、主体の相違である。再犯防止は国が実施するものであるのに対し、デジスタンスは本人が達成するものである。再犯防止のための働きかけは、究極的な本人のデジスタンスを支援するためのものである、と整理される。そして、デジスタンスのためには、社会からのサポートが不可欠であり、伝統的な更生保護における伴奏型支援が見直されるとともに、当事者による支援も重要とされる。

そこで地域社会に目を向けると、地域による再犯防止は国による再犯防止には限界があることから注目されたものといえる。しかし地域への注目には、新自由主義的な施策として、リスク管理とコストカットに期待する側面と、誰一人取り残さない社会を構築するためのきめ細かなサポートの実現を目指すという側面がある。そのうえで地域における再犯防止にリスク管理の視点を組み込む場合、施策の基本方針は国が示すべきことになる。それに対して、デジスタンスの視点を組み込むと、地方独自の資源を活用した施策を展開することが推奨されることになる。再犯防止に取り組むことで、既存の地方自治の政策領域に収まらない広がりが生じ、地域社会の変革の契機にもなり得ることになる。

以上を踏まえて、現実の刑事政策に目を向けるならば、犯罪者処遇はリスクファクターを考慮しつつも、顔の見える関係性を重視しているようにみえるため、リスク管理社会への移行は未だ生じていないと評価できる。ただし地域における再犯防止の推進が、リスク管理社会への移行の契機になるおそれもある。それを象徴するのが、性犯罪者対策であり、条例により住所を届け出ることが義務付けている自治体があり、GPSによる監視義務付けも主張されるに至っている。それに対して、社会政策の中に、これまで等閑視されていた犯罪者を取り込むことにより、福祉国家を再構築する契機としたり、支援を受ける権利を実効的に保障したりして、犯罪者を包摂する方向に進む可能性もある。どちらに進むのかは依然として未知数である。

今後は、地に足の着いた再犯防止を意識することが重要と思われる。リスク管理社会への移行を阻むためには、伝統的な顔の見える関係性を維持しつつ、新たな処遇理論に基づいた実践と有機的に連携した再犯防止が重要となる。他方で、デジスタンスを見

据えた再犯防止も重要である。再犯防止のためには意識的な社会の変革が必要であり、伝統的な社会的排除の構造にメスを入れられなければならない。そのためには、新たな支援の担い手の育成および当事者の役割について再評価が重要である。その先に、受刑者を処遇の客体とする規律管理社会の克服も展望できるかもしれない。

今回の各報告を通じて、再犯防止は少なくとも究極の目標ではなく、したがって、再犯防止の指標とされるものも絶対的なものではない、ということが確認できたと思われる。

3 質疑応答

赤池報告に対しては、以下の質問がなされた。①刑務所処遇の中に当事者の声が入っていないのではないか。②特に障害者の治療が行われていないのではないか。③NPO に対して法務省の支援がないのはなぜか。④新自由刑における改善指導の義務化のような場合、客観的に本人にとってもよいものであるから問題ないことにならないのか。⑤真の自己決定とは何か、説得や助言を行うことは許容されるのか。

それに対して、以下の回答がなされた。①現状では限界があり、制度変革として、諸外国の行刑当番弁護士を導入し、受刑者が「同意」について、自由に相談できる体制を作ることが考えられる。②刑務所内の医療に外部からの監督を入れ、施設完結主義を改めることが必要である。③施設完結主義の影響が大きい。フランスでは、一定の基準を満たした NPO には資金援助がされる仕組みがある。④処遇を受けたいという本人の希望があれば、刑罰執行と並行して実施して問題がない。内容的に本人に有益でも、同意なしの強制はできない。⑤本当にそうなのか確認を持てるかという問題は最後までついて回る。むしろ説得、助言を行う目的が重要で、本人の尊厳を回復するためのものであることが重要である。

勝田報告に対しては、以下の質問がなされた。①満期出所直前になると、受刑者は帰住先への不安で精神的に不安定になる。どう支援していけばよいか。②保護司として元受刑者を採用することはできるか。③刑務所と保護観察所のリンクが不十分ではないか。④緊急性の高い動的要因はどのように把握し、またどのように活用するのか、⑤低リスクと判定された対象者への処遇はどうなるのか、⑥RNR モデルは施設内処遇にも応用可能なのか。

それに対して、以下の回答がなされた。①支援の手からこぼれる人にどう対応するかは課題である。福祉支援と同様に同意を得て調整することが体制的に可能かという問題がある。②元受刑者を保護司にするためには法改正が必要である。③最近施設内処遇と社会内処遇の連携は進んできている。立場の

違いを理解・尊重し、見立てをすり合わせ、できることを出し合うことが重要である。④保護司等から情報を得るが、本人の話聞いて、問題行動の意味等の見立てをすることが重要である。⑤面接回数を減らし、良好措置を積極的に行うことが考えられる。⑥施設内でも RNR に基づく処遇が行われていると承知している。ニーズや強み見出すなど、施設内と社会内で同じモデルを用いた方がよい。

守谷報告に対しては、以下の質問がなされた。①当事者が更生した姿を社会に見せることが重要ではないか。②職員が回復者から話を聞く機会が必要ではないか。③満期を前提とした人で本人の同意がない場合、どうサポートできるのか。④デジスタンスは長期的ということだが、保護司が対象者の任意やリクエストにより関与し続けることは可能か。

それに対して、以下の回答がなされた。①10 年前に比べると当事者の参加の機会は増加している。今後とも活発化させていきたい。②当事者の講義を聴く機会は増えている。当事者を利用する形にならないように、対話を重ねていくことが重要である。③満期を前提とした人への働きかけの取組は徐々に始まっている。社会の側での居場所作りが大切である。④保護司の関わりは、権力行使の一部として実施されているため、保護観察終了後の関わりは難しい。地域で再会し、住民として関わることはあり得る。

高橋報告に対しては、以下の質問がなされた。①元受刑者が再犯防止推進計画策定に関与することが少ないと思われるが、どうか。②自治体の部署間で押し付け合いがあると思われるがどうか。③矯正施設所在自治体会議はどう評価されるか。④再犯防止推進計画を地域福祉計画の中に位置づける自治体が多いのは、再犯防止推進計画を単体で立案するノウハウに欠けているからではないか。

それに対して、以下の回答がなされた。①Nothing about us without us の意識が稀薄であるためではないか。ただし、当事者の中にはどこにいるのか知られると生きていけない人もいる。②再犯防止が地域の課題という意識が稀薄だからではないか。③矯正施設がただの迷惑施設ではないという意識を持ってもらう意義がある。鑑別所の地域援助業務のように啓発が重要である。④その側面はある。

最後に、フロアから、CFP を用いた新たな処遇では、ともすれば当事者を見ることがおろそかになるという危機感を抱いている、という重要な指摘がなされた。今回の報告で取り上げていただいたのは、あくまでも、処遇の指針であり、実際の処遇がどのように行われるかはまた別途分析していかなければならない。

(文責・本庄)

テ ー マ セ ッ シ ョ ン

新自由主義下における犯罪者処遇

コーディネータ・司会：津富宏（静岡県立大学）
 話題提供：津富宏（静岡県立大学）
 古橋拓也（アジア極東犯罪防止研修所）
 吉間慎一郎（「更生支援における協働モデルの実現に向けた試論」著者）
 中島学（福岡少年院）
 川端浩平（津田塾大学）
 指定討論：清水潤子（日本ファンドレイジング協会）

1 新自由主義下における再犯防止 一成果連動型事業をめぐる一

津富宏（静岡県立大学）

（1） 問題意識

私の問題意識は、公共的なサービスには投資に対するリターンが求められるべきなのだろうか、Value for money は求められるべきなのだろうか、「社会」という公的なものに対する介入に投資のロジックはなじむのだろうかというものである。

本報告は、この問題意識に立って、現在、法務省が進めている成果連動型事業を批判的に検討する。

（2） 本報告の焦点

本報告の焦点は、内閣府の主導のもと、法務省が推進する成果連動型事業（いわゆる PFS (Pay for Success) の一形態である SIB (Social Impact Bond)）である。PFS とは、内閣府によれば、民間事業者に委託等して実施する事業で、その事業により解決を目指す「行政課題」に対応した「成果指標」が設定され、委託等した際に支払う額等が当該成果指標の改善状況に連動する事業である（戸田，2020）。

政府の2019年の成長戦略実行計画では、成果連動型民間委託契約方式の普及を進める重点分野として医療・健康、介護、再犯防止が明記され、2020年までの具体的なアクションプランの策定が求められている。これと連動し、法務省は、みずほ情報総研に委託し、再犯防止における民間資金を活用した成果連動型民間委託契約方式の案件組成に係る調査研究が行われている（みずほ情報総研，2020）

（3） 新自由主義の脅威

ファーガスン（2012）は、「「value for money」は新自由主義の核心的事項である」、「新自由主義イデオロギーに拠る、「自己利益を追求するために個人は常に合理的に行動する」という考え方は、社会の一員たるべき市民を、社会的ケア市場の消費者としてクライアント化、サービス利用者化してしまった」と述べている。また、Hulgård et al. (2019) は、Ray et al. (2017) を引用して「SIB のようなツールは、福祉サービスの道徳的次元を変容し、国家と市民の関係の性質を根本的に変化させてしまう」と述べている。

（4） 新自由主義とは

ポランニー（2009）によれば、現代社会の問題は、本来、商品としてつくられたものではない、土地、労働、貨幣といったコモンスを商品とし、市場化したことに起因する（藤井，2019a）。

新自由主義について一貫して論じてきた、ハーヴェイ（2005）によれば、「新自由主義とは何よりも、強力な私的所有権、自由市場、自由貿易を特徴とする制度的枠組みの範囲内で個々人の企業活動の自由とその能力とが無制約に発揮されることによって人類の富と福祉が最も増大する、と主張する政治経済的実践の理論である。国家の役割は、こうした実践にふさわしい制度的枠組みを創出し維持すること」である。

松原（2020）を整理し、旧型【民営化・私営化：国家領域を狭め、それを分解して企業へと委譲することで、市場を拡大する。社会領域は、国家を小さくしていった場合の零れ落ちる部分を保管するために補助する。市場は、適切なマーケティングに基づく生産が拡大すればうまくいくと信じる】から、新型【公民連携・市場化：国家領域、社会領域をそのまま市場化する。すべてを企業化し、投資とイノベーションの拡大という供給側の強化（効用の最大化による需要創造）で、新規市場を拡大する。アントレプレナーシップを強調。お金で測れない分野でも社会的効用で測定】へと展開していると整理している。

本報告が検討の対象とするのは、後者の新型の新自由主義であるが、それは、成果連動型であるがゆえに、社会的インパクト評価（社会的効用の測定）がその肝となっている。下図には、それを担う第三者評価者が示されている。



（戸田，2020）

(5) SIB 導入の前身

ア PFI

この新型の自由主義による行政の市場化の嚆矢はインフラへの民間投資（そのインフラの運営の民間委託を含む）PFI である。その後、サービスの成果連動型民間委託である PFS（イギリスでは PbR）、PFS に民間投資を取り入れた SIB が導入されつつある。これらの関係は以下のように整理される。

	成果連動なし	成果連動あり
民間投資なし	通常の民間委託	PFS
民間投資あり	PFI	SIB

しかしながら、PFI は、本家のイギリスにおいて、「PFI は、公共による資金調達より 2～4%（一部では 5%も）資金調達コストが高く、さらに多額の付加的な費用（資金調達のアレンジメント・フィーが元本の 1%程度、マネージメント・フィーが事業総額の 1～2%程度など）かかる」、「公共部門にとっては、25年から 30年という長期スパンでは費用がかさむとしても、短期または中期（5年程度）で見ると負債を圧縮できるので魅力的であり、このために、VFM 評価が甘くなる」と指摘されている（英国会計検査院，2018）。

イ PFS/PbR

イギリスで PFS を PbR というが、PbR が本格的に公共サービス戦略のなかに位置付けられたのは、ホワイトペーパー『公共サービスの民間開放』（2011）であり、PbR が行政の市場化の一環として位置づけられていたことが分かる。HM Government（2011）は、「開かれた調達」と PbR は、公共サービスの民間開放にとって不可欠な要素である・・・セクターを問わず、あらゆる潜在的なサービス提供者にサービス提供の新しい手法を提起する権利の行使を可能とし、支払いを成果に結びつけることにより、サービス提供者が革新をもたらし、無駄を省くという効果を生むのである」と主張している。塚本（2020）は、「その結果として、政府にとっては財政節約という効率化がもたらされ、同時に、納税者にとって、効果の乏しい、無駄なサービスに対する税金の支出が減るといふ、Value for Money（支払いに見合う価値あるサービス）の便益が得られるというロジックである」と期待している。

これは正しいのだろうか。

(6) PFS/SIB における評価の欠陥

PFS/SIB における評価には次の欠点がある。第一に、成果の大きさがインセンティブに依存するため、エビデンスに支えられたノウハウが確立しない。つまり、介入そのものの効果とインセンティブによる効果を分離できない。これは、評価デザインとしての致命的欠陥である。

第二に、仮に（介入の効果とインセンティブの効果が分離できて）ノウハウが確立したとしても、そのノウハウが民間業者に内製化され、国民の財産とならず、

独占的／依存的な契約関係となる。これは、PFS/SIB における評価が、国民の「知」というコモングの形成のために行われるという根本の目標を見失っているからである。

第三に、評価業務を追加することで、PFI について指摘されている中間コストがさらに増加し、財政の節約とならない。

このほか、PFS には、PFI と同じく、中長期的な契約のため業者の入れ替えが困難となる、業者（SPC）のコントロールが難しいといった欠点があり、さらに、SIB については、投資家の利益を確保するための公共資金の追加投入（アウトカムファンド）が行われる。

(7) PFS/SIB の評価

PFS/SIB は、民間側にとって有利な成果指標が「うまく」設定されることで成り立つ仕組みであり、「うまく」設定されるとは、「民間側のみに「ノウハウがある」と主張しやすい」、「見える化された成果を上げやすい成果指標を用意できる」である。つまり、民間側が自分たちの持っているノウハウの中で行政にとって「評価されやすい」指標を行政に認めさせ、「予算執行を効率化する」という名目で提案を行うことで成立する仕組みである。

(8) 提案

私に提案は、PFS/SIB において、「成果」と支払いを連動させるなら、「知」のコモングの形成に資する評価が行われるよう、アウトカムではなく、エビデンスの質を、支払いと連動させるべきというものである。ここでいう質とは、単に RCT を用いているというようなことだけではなく、理論的な「汎用性」の高さ（知としての質の高さ）を意味する。

より具体的には、①成果をそもそも盛りようがない、②事業者のノウハウが、事業後公開になる、③そのノウハウが、汎化しやすい（本質的な応用ができる）、④成果連動しない形にしても、成果がほぼ同等に見込まれるといった条件が見込まれるということである。

私たちの努力が「知のコモング」＝「公共圏」の形成につながることで、人間の商品化ではなく脱商品化を促進することを願っている。

文献

みずほ情報総研株式会社 2020 「法務省 再犯防止活動における民間資金を活用した成果連動型民間委託契約方式の案件組成のための調査研究に係るコンサルティング業務 調査等結果報告書」

戸田満 2020 「自治体健康分野へのソーシャル・インパクト・ボンド導入事例（上）新たな公共調達の仕組み「成果連動型事業」の可能性」 『地方行政』10985: 2-7

塚本一郎、関正雄 2020 『インパクト評価と社会イノベーション』 第一法規

2 当事者や個人を尊重した犯罪者処遇に向けて 古橋拓也（国連アジア極東犯罪防止研究所）

（1） 発表の概要

わが国の再犯防止施策への導入が検討されているPFS(Pay for Success)/SIB(Social Impact Bond)について、英国、米国及びオーストラリアの組織が公表している分析結果に注目した上で、日本における課題や今後の展望について言及した。

PFS/SIBは、その構造上、施策実施者とサービス受益者以外の関係者（投資家等）を含むことから、犯罪や非行の当事者中心の施策とみなすことは困難である。その点に着目しながら、発表の後半では、被害者、加害者、家族や地域住民等の当事者が軸となる「修復的司法の概念に基づく取組（修復的な取組）」を紹介した。

この取組は、1980年代に犯罪学の分野で注目されるようになり、2000年には、ウィーンで開催された第10回国連犯罪防止・刑事司法会議（コンGRES）の宣言に明記された。その後も世界各地で様々な取組が進められ、今では、被害者・加害者対話を始め、公判や少年審判前の被害者を含む関係者による会議や、内戦等の紛争解決を目的とした対話にも用いられている。当事者中心の取組であるのみならず、更なる発展が期待される取組とみなすことができる。

（2） PFS/SIBに関する各国の報告から分かること

既にPFS/SIBを実施した諸外国の政府等がまとめた報告書の記載に基づき、課題を次のとおり整理した。
ア 英国法務省が行ったSIBによる再犯防止に向けた支援では、同支援を長期的に利用した者は多くないことが分かった。また、この取組で認められた再犯防止効果が、SIBだからこそ得られたものなのか否かについては、明らかにすることができなかった。

イ 米国政府（アカウンタビリティを所管する機関）は、複数のPFS/SIBケースの実施状況を分析した上で、PFS/SIBに固有の要素である、①投資家の利益、②各種の管理費、③評価上のコストを計上した結果、その施策を政府が実施する場合よりも高コストになるリスクがあるとしている。

ウ 豪州ニューサウスウェールズ州議会の研究報告では、①SIBのスケール（受益者数）と比べた際のコストの大きさが潜在的なリスクとなることに加え、②業務受託者への支払いとも連動する取組の評価は、科学的な知見や手法に沿ったものであるべきことを強調している。

エ OECD（経済協力開発機構）の報告でも、SIBが予測以上のコストを要することへの懸念に加え、成果を重視するあまりに、ずさんな対応（クリームスキミングやパーキング等）がなされるリスクや、業務受託者

がリターン重視の投資元から圧力を受けるリスク等を指摘している。なお、クリームスキミングは、取組の評価においていい点のみを取り上げる対応を指し、パーキングは、都合の悪い結果を計上しないなどの不適切な扱いを指す。

オ その他、社会的企業に関する研究者は、PFS/SIBの成功事例を踏まえて生じる、政府予算の更なる削減に向けた各種の圧力を懸念するとともに、リターン（成功報酬）重視の投資家（又は企業）ではなく、社会的なインパクトを追求する投資元との関係構築の重要性を指摘している。

これらの点を踏まえて、わが国における再犯防止分野のPFS/SIBを考える際には、システム全体として生じる大幅なコストへの懸念、適切かつ厳格な評価・効果測定の方法、クリームスキミングやパーキングを確実に防ぐための仕組み、収益重視の業務受託者やリターン重視の投資家（や組織）を排除するための具体的な方策等を検討する必要があることを示した。

（3） 修復的な取組に認められる特徴と可能性

事件の当事者や直接的な関係者を重視した「修復的な取組」に認められる要素は次のとおりである。

ア 近代以降、犯罪を国家や法律（刑法等）への違反と捉え、政府等による対処が普及した結果、被害者を始めとする事件の当事者が関与しにくい体制が構築されてきたといえる。その一方、修復的な取組は、事件の当事者を軸として、主に害の修復に焦点を当てた取組を指している。

イ 修復的な取組の目的を踏まえ、例えば被害者・加害者対話の調整では、状況によってはかなりの期間を要することがあり、その調整において、合理性や効率性が優先されることはない。実際、修復的な取組による再犯防止効果や、財政上のメリット等に焦点を当てた研究も認められるが、それらはあくまでも本来の目的とは方向性が異なるものといえる。

ウ 先述のとおり、修復的司法は、2000年の国連刑事司法・犯罪防止会議（コンGRES）の宣言に明記されて以降、世界中で各種取組が拡大・発展しており、2000年以降も、各回のコンGRESにおける集中的な検討事項となっている。また、2002年には、修復的司法に関する国連の基本原則が取りまとめられたことに加え、2006年には、国連薬物犯罪事務所（United Nations Office on Drug and Crime (UNODC)）が修復的司法に関するハンドブックを作成し、同ハンドブックは、その後の世界中の取組状況も踏まえて、2020年に改訂版が刊行されている。これらの動きからも、この取組の持続・発展の可能性が強く認められる。

また、発表では、上記の点に加えて、修復的な取組を政府組織として推進する例として、米国ウィスコンシン州矯正局の実践を紹介している。その上で、「誰のための刑事司法・犯罪者処遇なのか」という点を、我々がより考慮すべきであることを強調した。

文献

- OECD. (2016). UNDERSTANDING SOCIAL IMPACT BONDS.
Ministry of Justice, UK. (2016). The payment by results Social Impact Bond pilot at HMP Peterborough: final process evaluation report.
NSW Parliamentary Research Service. (2017). Social Impact Bonds and recidivism: A new solution to an old problem?
United Nations Economic and Social Council. (2002). Basic principles on restorative justice (E/CN.15/2002/L.2).
United Nations General Assembly. (2000). Vienna Declaration on Crime and Justice: Meeting the Challenges of the Twenty-first Century (A/RES/55/59).
United Nations Office on Drug and Crime. (2006). Handbook on Restorative Justice Programmes.
United Nations Office on Drug and Crime. (2020). Handbook on Restorative Justice Programmes Second Edition.
United States Government Accountability Office. (2015). PAY FOR SUCCESS: Collaboration among Federal Agencies Would Be Helpful as Governments Explore New Financing Mechanism.
V. Kasturi Rangan and Lisa A. Chase. (2015). Up for Debate: The Payoff of Pay-for-Success. Stanford SOCIAL INNOVATION Review. 28-36.

3 立ち直り支援を通じた民主主義の再興

—Social Impact Bondの批判的検討を通じて—
吉間慎一郎（「更生支援における協働モデルの実現に向けた試論」著者）

本報告では、①刑事政策分野への導入の検討が進んでいる Social Impact Bond (以下「SIB」という。) が、罪を犯した者に対する支援関係を、新自由主義的規律に従って生きる人的資本の製造過程に矮小化させ、立ち直りの多様性や支援の多様性を阻害することを指摘した上で、②SIB を、民主主義の発展に寄与するための仕組みとして再構築することにより、新自由主義的規律に対する戦略と位置付けることが可能かについて議論を行った。

まず、新自由主義とは何かについて確認する。Brown (2015=2017:2) は、新自由主義が、民主主義的な市民

を、新自由主義的的命令に従って行動する人的資本につくりかえると指摘している。すなわち、その指摘するところによれば、新自由主義が、あらゆる人間の活動域と活動を、人間そのものとともに、経済的なるものの特有のイメージに合わせて変形させることで、すべての行為が経済的行為となり、存在のあらゆる領域は経済の用語と評価基準によって表現され測定されるようになる。新自由主義的理性とそれによって支配される活動域においては、個人は、強度に構築され統治された人的資本の一部であって、みずからの競争地位を改善し強化すること、あらゆる活動とその活動の場を通じてみずからのポートフォリオ（運用資産の総体）の価値を高めるといった職務を課せられている。

そこでは、自己をマクロ経済的成長という新自由主義の目標を達成するための資本として、その責任を果たせる自己投資家および自己供給者になるように主体に強いて、国家の道徳や経済の健全さと調和するよう求められる（同:90）。人的資本としての個人は、マクロ経済的成長等のプロジェクトと提携しなければ成功できず、そのプロジェクトに貢献するのではなく足手まといになると、合法的に切り捨てられるか、再編成される（同:92）。

類する指摘をしているのが、平井（2015）である。平井は、刑務所内で特別改善指導として行われている認知行動療法に対する分析枠組として、新自由主義的規律を用いる。それは、市場において自らの責任で消費の選択の自由を行使し、それに付随するリスク回避の（成功/失敗に関する）倫理的責任を個人的なものとして慎重深く引き受けるような振舞いを合理的なもののみなし、そうした自らの振舞いに責任を負う反省的かつ自律的な慎慮的自己を「規範化」し、慎慮的に振舞うことができない/振舞うことを善しとしない個人を差異化し、価値下げしたうえで自己責任の名のもとに排除する「序列化」の装置である（平井 2015:84-89）。以上の平井と Brown の新自由主義の整理に従えば、新自由主義は、個人に対し、経済的成長の手段として市場における競争のための自己投資を求め、経済成長に貢献しない個人を切り捨てる仕組みである。

このような社会においては、社会から排除された人々に対する社会的包摂のための支援は、人的資本として自己投資をして市場競争に参加する責任を引き受けさせることへと向かう。こうした支援は、経済成長に資さないと判断された個人にとって、さらなる挫折と社会的排除を生み出す装置と化す。就労支援を例にとれば、市場は交換の場から競争の場へと変容し、平等は不平等へ、自由は規制緩和された市場へと反転した社会において、むやみに労働市場へと個人を送り出せば、社会的包摂が労働市場への包摂にすり替えられて当事者が競争に巻き込まれ、不平等な労働条件とそれによる不平等拡大の結果としてのさらなる社会

的排除を引き起こす上に、その責任は、不平等を生み続ける社会ではなく人的資本として競争に勝利できなかった個人に帰責されることになる。

民間から資金を募り、成果連動型の報酬を設定するSIBは、前記のような新自由主義的規律に適合的だといえる。つまり、投資家に対し、成果に連動した報酬を与えるために、金銭的価値に換算可能な評価項目が設定され、それに適合する者に集中して資源が投入されることになる。そうなれば、評価項目達成にとって足手まといだと判断された者に対しては、必要な資源が提供されず、「社会不適合者」というラベルを貼られてさらに排除されることになる。

そうなれば、ある特定の価値観に沿った支援が称揚され、その価値観とは反する支援への資金提供がなされなくなる結果、支援スタイルの多様性は縮減し、立ち直りの多様性もなくなっていくことになるであろう。報告者は、社会的に排除された人に対する支援は、多数派の価値観やライフスタイルに従って生きることへの強要から被支援者を解放し、多様なライフスタイルを認め、その者たちの多様な声が社会に反映されることで、多様な市民の共存を目指す民主主義の発展に寄与するものと考えている。しかし、SIBは、前述したように、支援や立ち直りの多様性を縮減させ、多数派集団の価値観に従わない者を排除することにより、民主主義を支えている少数者に対する支援を崩壊させるのである。こうして、SIBは、民主主義的観点からなされるべき支援を、新自由主義的価値観に沿うように変質させてしまうという問題を有している。

さらに、貧困問題の領域においては、支援が委託事業化されることによって生じた問題点について、①当事者支援とは別の目的（雇用の維持と事業委託の継続）が生成され、本来の社会的、運動的目的が歪められ、行政の下請け化へと向かうこと、②自立支援法が就労を通じて「自立」させることを目的としているため、就労の「数」が評価の対象となることが指摘され、さらにソーシャルビジネスについて、③マネタイズやビジネスモデルとしての成功が、運動の持続可能性を担保する従属変数ではなく、問題解決の独立変数となること、④企業や行政からの協賛を得るために、資金提供者にメリットがあり、かつ同意が得られやすい支援策が採られることにより、貧困問題を生み出す社会への眼差しが排除されていくこと（対決回避型の解決モデル）が指摘されている（渡辺 2019）。SIBについて指摘した点からもわかるとおり、SIBも貧困問題の領域で指摘されたものと基本的に同様の問題点を抱えているといえる。付け加えれば、投資家に対するリターン予測可能性担保の必要性から、評価項目が金銭的価値に換算可能なものとなり、事後的な変更も想定していないことから、評価項目は、一面的で硬直的なものとならざるを得ない（柔軟性の欠如）。

以上、SIBと新自由主義的規律との親和性という観点と、成功報酬型事業委託の問題点という観点から検討してきたが、これら2つの観点を一つの論理で説明すれば、成功報酬型事業委託という仕組みが、新自由主義的規律としてのSIBの悪性を強め、支援や立ち直りの多様性を縮減させると整理することができる。これまでの議論をまとめれば、SIBは、立ち直り支援における人生の再構築という壮大なプロジェクトを、新自由主義的規律に従って生きる人的資本の製造に矮小化させ、当事者が困難を抱える原因を生み続けている社会への眼差しを排除していくものといえることができる。よって、現在想定されている形でのSIBの導入はすべきではない。

SIBが罪を犯した者に対する支援として実装されるためには、以下の4つの仕組みの変更が必要になるだろう。①評価項目の設定主体を、事業者や投資家側ではなく、支援関係の当事者とする、②評価項目を、新自由主義的価値による項目から、民主主義的価値（多数派からの支配抑圧への対抗）の観点から設定すること、③評価項目を支援関係の当事者がいつでも柔軟に変更できるものにする、④人々が大切にしている価値観を理解し合う仕組みを通して、特定の価値観からの価値づけに対抗する仕組みをもつことである。これらについて何点か補足する。①評価項目の設定主体として想定される支援関係の当事者とは、罪を犯した者のみではなく、支援関係に入っている者が含まれる。したがって、支援者は当然のこと、犯罪を行った者が生活する地域コミュニティの人々も、支援関係に関与するのであれば、評価項目の設定主体に含まれる。②民主主義的価値（多数派支配抑圧への対抗）に基づく評価基準とは、社会から排除された者の社会生活の範囲が広がり、その声が社会運営に反映されているかという観点に基づくものである。それが可能になるためには、④人々が大切にしている価値観を理解し合うことが重要である。そうしたプロセスを通じて、③評価項目を関係者で議論しながら変更していくことが可能となる。以上のとおり、報告者が提示した①から④までの解決策は、すべて有機的に関連しており、どれか一つでも欠ければ、1つも達成できないものである。つまり、犯罪を行った者、支援者、コミュニティの人々等がお互いに理解し合い、自らの在り方を問い直し、プロジェクトの内容を柔軟に変更していくことを通じて、排除されていた者の声がコミュニティ運営に反映されるようになり、民主主義的価値の実現が可能となっていく。

このような仕組みを実現するための技術的なアイデアも共有したい。①出資者へのリターンは民主主義の成熟によってもたらされる社会的利益を換算したものにすること、②リターンを金銭に限る必要はなく、クラウドファンディングのようなユニークなリタ

ーンを設定することである。SIB の再構築を通じて、出資者は、民主主義の成熟度の向上に資金を提供し、SIB の成功が、民主主義の成熟度を図る指標となっていくだろうし、その帰結として、出資者は、SIB による金銭的リターンを望む企業や投資家ではなく、よりよい社会・コミュニティを望む市民となり、プロジェクトの当事者との対話を通じた柔軟なプロジェクト進行を促進する仕組みが実装されていくだろう。

付言しておきたいのは、新自由主義的価値観はかなりの程度で内面化され、私たちは人的資本としての責任を引き受けてしまっているということである。したがって、新自由主義の対抗軸としての民主主義的価値を意識した議論、制度構築を行っていかなければ、無意識のうちに新自由主義的価値観に染まり、さらに人的資本としての役割を強要されていくことになる。その意味で、Rousseau の次の言葉は今なお重要である。「市民は実力と忍耐とをもって武装し、ある有徳な知事がポーランドの議会でいった言葉をその生涯を通じて、毎日心の底から叫ばねばならぬ。『わたしはドレイの平和よりも危険な自由を選ぶ』と」(Rousseau1762=1954:97)。

文献

- 平井秀幸, 2015, 『刑務所処遇の社会学—認知行動療法・新自由主義的規律・統治性』世織書房
- Rousseau, 1762, "LE CONTRAT SOCIAL" =1954, 『社会契約論』岩波文庫
- 渡辺寛人, 2019, 『ソーシャルビジネスは反貧困運動のオルタナティブか?—新しい反貧困運動構築のための試論—』今野春貴他編「闘わなければ社会は壊れる—〈対決と創造〉の労働・福祉運動論」岩波書店
- Wendy Brown, 2015, "UNDOING THE DEMOS: Neoliberalism's Stealth Revolution" =2017, 『いかにして民主主義は失われていくのか 新自由主義の見えざる攻撃』みすず書房

4 成果主義からの超克としての「ことばの獲得」の可能性について

中島 学 (福岡少年院)

(1) はじめに

2007 (平成19) 年から、わが国においても、官民協働によるPFI方式による刑務所が運用開始されてきている。刑罰執行等極めて公権力の行使が強い行政業務に参画した民間業務の評価等は予算額や人員等の数値化しやすいものでしか明らかにされない傾向がある。また、「改善更生」や「社会復帰」さらには再犯抑止といった矯正行政へ成果主義をベースとした民間参入に関しては、何をもちて成果とするのか、また、そもそも設定される成果と「矯正」目的等に意味ある整合性等が形成されえるか、いくつかの懸念が

存在する。以下、本報告においては、矯正施設の目的と機能を再確認した上で、PFI 施設運営で明らかとされた課題を整理し、その課題に対応しえる処遇理念として、「ことばの獲得」の可能性について検討する。

(2) 「矯正」の目的とその機能

ア 「矯正」の目的

その目的は、「社会において再非行せず、社会の一員として社会の中で生活する」こととされ、その処遇の目標は「改善更生」「社会復帰支援」とされている。

イ 矯正施設の3つの機能

矯正施設の機能は次の3つに大別され、少年院や刑務所においてはその比重がそれぞれの対象と目的によって異なっている。①収容生活を維持し「整える」機能(□の機能)防壁、規律・秩序、管理(衣食住)であり、場合によっては本人にとってのサンクチュアリを形成し、安心を提供する。②他者との「関わり」を調整し、自己の回復/立ち直りを確認する機能(○の機能)集団、寮、工場、処遇グループといった場において形成されるサークルのような関係性や相互承認をとおして信頼を実感する。③自我と他我の対話を通して自己存在を確認する機能(△の機能)、対話やトライアログ等により自己内に生じる内省が、自己・他者・社会との関係性の修復やその回復を形成し自身自身の「ことば」の獲得を促進する。

(3) 「矯正」を促す少年院の構造/機能

少年院の在院者には、社会での生活環境や学校生活において虐待やいじめといった経験を重ねている者も少なくなく、本人自身はその意欲や行動変容への努力を継続する「内的動機付け」に着目することがその被害性の対応からも必要とされる。具体的な働きかけは、矯正の三つの機能のうち、○や△の機能が複層的に施設内において展開されることが不可欠とされる。その処遇の成果は自己表明や他者と良好な関係性の構築として表出され、他者による承認を重ねることにより、強化される。

(4) PFI施設運営の現状と課題

ア PFI理念としてのVFM (Value For Money)

PFI の効果・成果は、①性能発注に基づくライフサイクルの一括管理、②リスクの最適配分、業績連動支払い、④競争原理の導入、の4つの要素が重層的に機能した場合にVFMの最大化が示されるとされている。

イ 成果主義としてVFMの限界

しかし、そのそもVFMが成立するためには、①「性能発注」(*1)に基づくサービスの内容・基準の設定され、受注決定時には適正に評価されることが前提とされるが、それが評価されえるのかという、事業者選定の課題、さらに、②リスクの最適配分の原理を徹底すると、想定外の事案対応が困難となる、事業実施時の課題などが確認される。

ウ 運営によって明らかになった課題

PFI 手法による刑事施設の運営事業の在り方に関する検討会議が2017年に取りまとめた報告書からは、①施設・官側のノウハウが一方的に民間側に流出する課題、②施設運営で形成された様々な知見やノウハウが民間側のみ蓄積される課題、③選択肢がより限定され、「クオリティ」を評価されない課題、④事業評価の専門家の不在、事業実施の専門家の不在、⑤競争原理が機能せず、参入経験がある特定企業の独占を許容する懸念、という5つの課題/懸念が確認される。

(5) 成果主義的行動変容の限界

改善更生と社会復帰支援が目的とされる矯正施設の機能には、収容生活全体を「整える」□の機能、施設内の相互の関係性を構築し、その集団やグループの相互作用等を活用しつつ「(再)社会化」を促す「関わる」という○の機能、そして、収容生活全体を通して日々の内省や様々な体験や追体験を重ねることによって本来の自分自身と「出会う」という△の機能の三つで構成されていると整理した。このような矯正施設の三つの機能が有機的に機能することにより、「更生」といった自己の内面を照査し、将来に対する希望が形成されことになる。

一方、成果主義的な利益/不利益を指標とする介入や評価においては、「生きづらさ」や「葛藤」といった質的なものそもそも評価対象となりえず、スッポとりと抜け落ちてしまうか、敢えて数値化し得るように加工計測しその成果があるものとして取り扱われ危険性を有している。さらに、提示される個々の成果は、矯正施設の機能が有機的に作用する結果を反映するものではなく、三つに区分される機能の中で、数値化し評価しやすい断片/部分が計測されるに過ぎないという懸念が内在する。

また、成果主義的な視点、それは成績主義とも言える数値化しその効果を評価するという処遇構造では、当事者は常に評価の対象として客体化され、物象化されていく懸念を有している。被評価者として評価者の前に晒され、測定数値化される存在としてその主体性/個別性を奪われた存在として「被収容者」としての役割を担い、自らもその役割/立場を取るような「施設化」が促進されることとなる。

このような、成果主義的な対応全てが否定されるものではないものの、その比重が高まりまた、絶対的なものとなる時、自分自身のなした行為を振り返り、将来にわたり再び、再犯・再非行することなく、社会の一員として社会の中で生活していくという、矯正の目的達成のためには、成果主義的な処遇観を止揚し得る処遇理念といった視座が必要とされる。

(6) 施設目的の再構築による成果主義の止揚

成果主義の弊害を抑制しつつ、施設処遇の効果をえるためには、従来からの矯正施設の目的とされる「改

善」主義的な処遇観から、その成長や回復に着目する「更生」主義的な処遇観へ、その目的を再構築することが必要と言える。

このような、「更生」主義的な処遇観をある少年院を仮退院した少年は次のように記している。

「少年院ですること何ですか？新しい自分を作る・生まれ変わる・更生する、そう考える人が多いことだと思います。私も入院当初は、自分の全てを変えるんだと思っていましたが、しかし、その考えは間違いでした。(中略)少年院＝自分を見失った人がくる＝ハートのさびが出来ている。少年院は自分の全てを変えるのではなくて、自分のハートのサビを取り除くところ。本当の自分に“もう一度”出会うところ、本当の自分が分からない人は、本当の自分を見つけないところとなります。(＊2)

「ハートのサビをとり除く」とは一部改善主義的にも聞こえ得るが、様々な言説や役割付加により形成された自動思考やラベルを「サビ」とするのであれば、社会的な存在としての自分自身に出会うこと、「本当の自分に出会うこと」とは、語り得なかった自分自身の「ことば」を取り戻し、自分自身の思いを自分自身の「ことば」で語ること、「辛い」「いやだ」「助けて」といったこれまで発することを阻止されていた本当の想いを言語化することであると言える。

(7) 成果主義からの超克としての「ことばの獲得」の可能性について

矯正教育への成果主義的な指導手法の導入には、これまで指摘してきたような大きな課題が存在する。一方、より良質でより効果と認められるとする他の指導等があるのであれば、少年の「最善の利益」を保障する上でもその導入を押し留めるものではない。

一方、少年院での「更生」の形成においては、自己の感情や思考を言語化できる力、自分自身の内面と向き合える力の育成(自分との対話)、そして、自分以外の他者の存在に気づき、他者の話を聞き、共感や対立を受容できる力(他者との対話)、さらには、社会情勢を把握し様々な情報を取捨選択し、多様な意見等を受容しつつ、自己決定ができる力(社会との対話)等がもめられる。いずれにおいても、コミュニケーション力・言語力が、成長発達支援、教育活動の前提としての基盤的な能力育成と言うことができる。

つまり、少年院における「矯正教育」それは教科教育であっても、このような「更生」の形成を促進するものでなくてはならず、官民を問わずその関与は、その目的に収束するものであることは言を俟たない。

(8) まとめ

自己存在を受け入れ、ある種の負の連鎖を断ち、絶望を希望に語り直し、更なる自分自身の人生を生きて

いくことに資する「矯正教育」が、現実社会/生活とは異なる、矯正施設という非日常的なある種のバーチャル・リアリティの世界から、現実社会において矯正施設で修得した様々なスキルが活用しえるのか、その中に民間のノウハウがその利点を最大限生かされえるのか、その内容の評価が重要となる。

ことばの獲得に着目することで、その更生が明らかにされる。その更生にどのように介入しえるのかに焦点を当てることで、介入効果が明らかにされる。民間のノウハウ等がその介入効果にどのような影響を及ぼしているかを把握することにより、SIB の効果が把握しえる（か）が明らかとされる。

*1 従来の「仕様発注」ではなく、発注者が達成すべき「要求水準」や「性能」を示し、それを達成する方法・内容は受注希望側に一任し、提出された「提案書」等を発注者が評価・採択するという受注方式

*2 ある少年院の在院者が、出院前にこれまでの院内生活を振り返り残る在院者あてに書いた作文の一部である。本人が特定されないよう一部加工し、また、本人からの学術使用等の承諾を得ている。

文献

刑事立法研究会編, 2008, 『刑務所民営化のゆくえ 日本版 PFI 刑務所をめぐる』現代人文社

菊田幸一・海渡雄一編著, 2007, 『刑務所改革 刑務所システム再構築への指針』日本評論社

来栖宗孝(1980)「少年院における矯正教育論」『刑事政策の諸問題』(非売品)

中島 学, 2019, 「「少年矯正」の新たな展開-矯正モデルから立ち直りの自己物語モデルへ-」『犯罪社会学研究』

PFI 手法による刑事施設の運営事業の在り方に関する検討会議, 2017, 「PFI 手法による刑事施設の運営事業の在り方に関する検討会議 報告書」法務省 HP から入手

5 路上の芸と逸脱の変容

—在日コリアン・ラッパーの世界観から—

川端浩平（津田塾大学）

(1) 報告の概要

本報告は、川崎の在日コリアン・ラッパーの生活史をもとに、ポスト工業化時代における若者の逸脱の変容と実践に対する考察を深めることを通じて、逸脱という行為を通じていかに彼／彼女らが言葉や存在を回復するとともに、「社会」を収縮させる新自由主義的風潮に対して共同性を生成しているのかを考察する。

(2) ポスト工業化時代における「逸脱」とは？

ポスト工業化時代へと移行する以前の若者の逸脱は、社会的権威や大人に対する抵抗として理解されるとともに、資本主義社会に「労働者」あるいは「消費

者」として飼い慣らされることを通じて包摂されると考察されてきた（ウィリス 1977、佐藤 1984）。しかしながら、このような路上の逸脱は、治安に関する条例や割れ窓理論等を通じた環境管理を通じて不可視化されるような状況になっている。そのような現在、逸脱は「消滅」したものとして理解されたり（土井 2003）、消費社会に過剰に包摂されていると捉えたりするようなマーケティング像に埋め込まれていると言える（原田 2014）。

逸脱者たちが消え去った無菌状態の路上には、過激で排他的なデモを繰り返す排外主義者が現れた。ただし彼らはかつての逸脱者とは異なり「守る」べきものはないようだ。彼らの言動は、Copy & Paste という現代のテクノロジーを駆使するとともに、攻撃的かつ自虐的で「他者」への嫌悪に満ち溢れている。ここには、かつての逸脱への眼差しに存在していた共感存在しない。

これと「似て非なる」同時代の表現がラップ音楽である。すでにある音源を Cut & Mix して路上から言葉と音楽を生み出していく。匿名の排外主義者とは異なり、彼らは「他者」との共感をベースに地域をレペゼンして、日常を批判的にディスることを通じて言葉を取り戻すとともに社会を分析するのだ（川端 2020、川端 近刊）。

(3) 在日コリアン・ラッパー F U N I の生活史

在日コリアン・ラッパー F U N I（郭正勲 韓国籍）は、1985 年に川崎で生まれた。父親は 1950 年生まれの在日コリアン 2 世で、母親は韓国で 1957 年に生まれて 1980 年に日本に渡ってきたニューカマーである。

F U N I が育った川崎の桜本地区周辺は、在日コリアンの集住地域であり、指紋押捺や就職差別に対するアイデンティティ政治の拠点ともなった。在日コリアンのコミュニティに育まれる中でアイデンティティを形成し、その中でラップ音楽に魅せられていくことになる。

大学に在学中の 2002 年に相方の李郁鉄とともにラップユニット K P を結成して東芝 E M I からメジャーデビューすることになる。韓流ブームにも乗り、NHK のハングル講座や舞台でも活躍した。しかし、契約を打ち切りとなり、2010 年頃にはラップを辞めて IT 系の企業を友人と立ち上げた。会社は順風満帆で、タワマンでの生活が始まった。しかし、金儲けだけの人生はしっくりこなかった。2015 年には会社を辞めて、ラップの聖地をめぐる旅に出かけた。

その後は、ジモト川崎に戻り、ラッパーとして活動を再開することにした。実家が営む町工場で働きつつ、ラッパーとして活動し作品を発信するとともに、川崎の若いラッパーたちの指導をするようになった。

(4) ラップ音楽と反人種差別、反新自由主義的实践
ラップ音楽とは、ポスト工業化の進展にともないイン

ナーシティーのスラム化を背景に 1970 年代半ば、ニューヨークのサウス・ブロンクスに住んでいたジャマイカ系移民やアフリカ系アメリカ人によって生み出された。日本では、1980 年代半ばに登場し、最近では BAD HOP など川崎という地域性や多様なルーツを全面に出す人気ラッパーも登場している(中村 1999、長谷川他 2011、大和田他 2017)。

BAD HOP と同じ川崎南部で育った FUNI だが、その表現方法やライフスタイルは少し異なる方向性を持ったものだ。D. I. Y の精神で作られるラップは「持たざる者の文化」である。そして会社経営に成功した過去のある FUNI にとって金儲けだけが目的ではなく、オルタナティブな表現者としての生き方を模索しているかのように映る。

そのような彼のラップ音楽の表現に着目してみると、「クソ」とか「死ぬ」といった一見暴力的な表現が散りばめられている。彼の作品を聴いていく中で気づかされたのは、それらのディスに満ちた表現は、地域やそこで生活する人々との共感に基づいたものであり、そしてまた、そのような感情を生み出す社会が存在しているということだ。ディスりたいような社会や人間関係が存在しているものであり、それを言語化することは、社会を理解して分析する方法であり、自分自身の存在や力をエンパワーする技芸でもあるのだ。

そのような FUNI は自分のために表現するのではなく、自分の家族や仲間たちへの想いをレペゼンして言葉を吐き出していくのだ。地元の若者たちを路上で、またオンラインでの教育を通じて支援している。ここに、市場原理を信奉する新自由主義的風潮に対する共同性の生成と逸脱が結びついていることを見てとることができないだろうか。そしてこのような彼の実践は、彼を育ててきたコミュニティや家族と地続きのものである。消え去ったと思われていた「逸脱」はこのように、日本社会のあらゆるところで公共性を回復するような実践とも結びつき展開しているのだ。

文献

土井隆義 (2003) 『<非行少年>の消滅——個性神話と少年犯罪』 信山社。

原田曜平 (2014) 『ヤンキー経済——消費の主役・新保守層の正体』 幻冬舎。

長谷川町蔵・大和田俊之 (2011) 『文科系のためのヒップホップ入門』 ARTES 。

川端浩平「ジモトを歌う——川崎の在日コリアン・ラッパーの世界観」『都市問題』 111 巻、2020 年 01 月号、15-20 頁。

川端浩平 (近刊) 『排外主義と在日コリアン——互いをバカと呼び合う前に』 晃洋書房。

中村とうよう (1999) 『ポピュラー音楽の世紀』 岩波書店。

大和田俊之・磯部涼・吉田雅史 (2017) 『ラップは何を映しているか——「日本語ラップ」から「トランプ後の世界」まで』 毎日新聞出版。

佐藤郁哉 (1984) 『暴走族のエスノグラフィ——モードの叛乱と文化の呪縛』 新曜社。

ポール・ウィリス (1977=1996) 『ハマータウンの野郎ども——学校への反抗、労働への順応』 筑摩書房。

映像、写真など

NHK (2019) 『ノーナレ：川崎サウスサイドラップ』

YouTube :

「ストリート大学」

(<https://www.youtube.com/watch?v=dhFAGATWwug&t=474s>)

「オンマのマンマ」

(<https://www.youtube.com/watch?v=AYDQ13ThRGI&t=13s>)

写真：中村智道

指定討論

清水潤子 (特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会)

(1) はじめに

今回、私が本セッションの討論者に指定されたのは、ソーシャルワーク専門職として医療福祉現場での支援経験をバックグラウンドに持つ一方で、日本の非営利セクターの資金調達や資金循環の仕組みづくり (ソーシャル・インパクト・ボンド (SIB) やインパクト投資の推進を含む) に関わっているという特徴的な立場にいたるためであり、特に新自由主義下における資金提供者側の世界と、現場の問題意識を繋ぐ役割を期待頂いたと捉え、以下 2 つの解題に照らしてコメントを行う。なお、本コメントは私個人の価値観や考えに基づくものであり、所属する組織の見解ではないことをご承知おき頂きたい。

(2) 解題①「新自由主義は、私たちの現場をどのように変容してしまうのか」

司法・犯罪者処遇の領域に先駆け、10 年以上前から医療福祉領域でもケアの市場化が進み、ベッドの回転率や早期退院が評価されるモデルへと変わっていった。犯罪者処遇もソーシャルワークも、介入の先にあるもの、支援の軸となるものは、当事者のレジリエンスやエンパワメントであるはずだ。しかしながら、金銭価値とサービスの交換に基づき取引が行われる新自由主義下の市場において、「サービスの消費者」「サービスの使い手」となる当事者は、回復や変化の文脈において客体化されがちである。本来であれば介入によって変化の主体としてパワーを獲得し、自らの言葉や存在を取り戻していくべきははずの当事者が、新自由主義下においては様々なダイナミクスによって支配

され、それが奪われやすい現実がある。もとより、金銭価値化や効率性を求めることのすべてを否定するものではないが、特に、公共的なサービスが民間に切り出され、効率性を求める結果、リスクの少ない人々を対象とする動きや、取りやすい指標で測れる対象が優先的に選ばれることで、「公共」は本来の役割を果たさなくなり、社会全体としての本質的な課題解決につながらないおそれがある。そればかりか、より格差や偏りを大きくすることにつながりかねない。このような動向の一番の煽りを受けるのは、まぎれもなく現場と、その先の当事者そのものではないだろうか。

(3) 解題②「新自由主義に抗しうる「原理」を私たちの現場は持ちうるのか」

前項に記した現場視点での問題意識の一方で、欧米と比べて寄付文化が根付いておらず、民間の資金支援者(財団等)が成長するための仕組みがまだまだ未成熟な日本においては、個々の団体が自らの資金調達の方法を開拓しながら、制度の狭間に落ち込んでしまう人々を最前線で支援してきた歴史もある。「市場がすべて」とされる新自由主義に、そもそも社会包摂自体が存在しうるのかという問いもある。しかし、それでも私たちの「社会」では、目の前のニーズを持つ人々に対し、どう必要な資金を調達しながら、より良い支援を提供できるのかという試行錯誤を重ねてきた。そしてその過程で、それを「仕組み」として解決することを志向した際に、PFSやSIBのスキームや考え方が輸入された背景があるように感じている。

新自由主義に抗しうる「原理」を、現場をはじめとする当事者を支援する人々が持つべき視点としては、1つ目に我々と資金提供者との関係性の再考がある。日本国内で導入されている約20件(GSG国内諮問委員会, 2020)のSIBに関わる民間事業者や資金提供者の中には、個々のモチベーションや目的、意図に違いはあれ、社会課題解決に貢献したいと思って協力・協働の活路をSIBという手段に見出している者もいる。また、近年大きく成長をとげているインパクト投資の分野においても、事業者だけでなく受益者を含んだあらゆるステークホルダーへのポジティブなインパクトを生み出すために、真摯に伴走型で事業者支援を行う投資家も存在している。これらは日常的にインパクト投資等を積極的に推進しようとする投資家との対話でも感じ取れることである。

「資金の出し手が偉い」という視点を当たり前に入れ込んでいる新自由主義下の世界では、社会構造の中にあるパワーバランスや抑圧、支配の構造が見過ごされがちであり、時に無意識にその特権が行使されている状況については憂慮すべきである。しかしながら、そのような「持てる者」の介入がすべて悪だという話は些か短絡的であるようにも思える。投資家や資金提供者も社会の構成員であり、特権を持っていたとしても

逆に彼らが内包されるようにならないければ、世界の分断はさらに続くことが自明である時、資金提供者自身が、より社会課題や問題の本質を学ぶ機会に歓迎・暴露されるべきであり、「持たざる者」だけの世界で閉じないことも必要ではないだろうか。そのためには、資金・非資金的支援を提供する人が、「支援」そのもののマインドセットを進化させる必要がある。「自分は大丈夫だけど、誰かがかわいそう」だということを起点にする支援から、「この人の問題は私たちの問題」だと捉えることへの変化であり、資金提供やサービス提供が施し(する、される)の関係の枠を超え、「私たち」がどう在りたいかに向けた選択をするということである。これに関しては、特に若い世代においてそのような特徴の片鱗を見ることができる。例えば、環境問題や女性差別に関する国際的なデモ、そしてシステムの中で自分を捉え、コミュニティのために声を上げ、自らがコミュニティの存在の証として代表性を持っていくカルチャーの動きなどである。これらは、誰かによって誰かがコントロールされるのではなく、ひとりひとりがオーセンティシティ(真実性)を取り戻し、広義で「私たち」として連帯していく重要性を明示しており、まさに客体化された個人が主体性を取り戻すことにつながる。このような動きの中から民主主義の再構築への示唆を得、対立軸とされる新自由主義へ働きかけることへ期待を持つことはできないだろうか。

視点の2つ目は、支援に資金はつきものだとするとき、エビデンスに照らした実践を基本とすることである。なぜそのターゲットに、その支援(サービス)がベストであるといえるのかが、行政にも資金提供者にも実施者にも当然受益者にもアカウントブルであること(エビデンスレベルで検証すること)が重要だと考える。ここでいうエビデンスとは、「成果が出たという証拠」とか、それを「裏付けるデータ」という意味ではなく、「因果関係の検証結果に関する知見として」を指している。もちろん、エビデンスレベルにも様々なレベルがあるが、介入(事業)の選定をするとき、またはそのレビューを行う際も、エビデンスレベルでの検証や客観性を取り入れるべきである。そして、エビデンスに照らした実践の結果を、ただノウハウレベルで共有するところから、理論レベルに昇華させ、共有化・構造化をしていくことである。アカデミアなどの協力も得ながら、市民やコミュニティの財産にしていくことで、知を以て新自由主義に対抗する構図を描けないだろうか。一方的に決められた指標に合うものと、適わないものが選別され、適わない者は阻害され、自己責任化されるという状況は、エビデンスに基づいてベストだとされる介入や、人を中心に据えた支援を格差なく受けられる社会の仕組み、公共の役割と相容れない。

(4) 最後に

本セッションで議論の的となった PFS や SIB は基本的には資金調達のスキームや「手段」であり、それ自体が「目的」となりうるものではない。前段で述べたような視点と両立するものであれば、より良く機能する可能性もあり、まだまだ日本では黎明期にあるこのスキームそのものや、犯罪者処遇やその他の対人支援の領域に、どのような資金の流れがあるべきかについては、領域を超えた継続的かつ建設的な議論が必要である。セッション中の討論の中でも出た意見ではあるが、私たち自身が新自由主義的な考え方の影響を大きく受けているということを確認することからスタートし、現状や知識を批判的に問うことや、そのような機会を多様な属性の人々により開かれた場で議論することが重要ではないだろうか。

文献

GSG 国内諮問委員会, 2020, 「インパクト投資拡大に向けた提言書 2019」

災害後の被災地における犯罪とその対策について

コーディネーター・司会：岡本 英生（奈良女子大学）
報告：宇都宮 敦浩（鹿児島大学）
岡田 行雄（熊本大学）
松川 杏寧（防災科学技術研究所）
高橋 智晃（福岡矯正管区）
山本 雅昭（近畿大学）
指定討論：斉藤 豊治（甲南大学）

1 企画趣旨

大規模な災害が起きると被災地では便乗犯罪が起きる。また、被災者は犯罪への不安感を高める。このような災害後の犯罪の発生や犯罪への不安感は、被災者の災害への円滑な活動を妨げ、災害からの回復を遅らせてしまう。そのため、災害と犯罪の関係を明らかにし、災害後の犯罪を防ぐ方法を考えることは重要であると言える。

そこで、災害のあとにどのような犯罪が起きやすいのか、また効果的な防犯対策としてどのようなものがあるのかといったことについて、阪神淡路大震災以降の災害に基づいて検討する。

2 災害後の犯罪不安と対策

～熊本地震での住民聞き取り調査から～

宇都宮敦浩（鹿児島大学）

（1）問題と目的

2016年4月14日21時26分に最大震度7の強い地震が熊本県を襲った。このクラスの地震が九州地方で発生したのは初めてであり、自宅が倒壊したり、避難生活を余儀なくされたりした人がいた。そのわずか約1.5日後の4月16日1時25分には、再び最大震度7とする強い地震に見舞われ、更に多くの人的・物的被害が出るに至った。この二つの強い地震は、後に気象庁によって「前震」と「本震」と名付けられ、熊本地震の大きな特徴とされたが、実際には、その後も断続的に「強い」「やや強い」レベルの余震が続き、被災者を脅かした。ライフラインが寸断されたことにより、避難生活をどこまで維持することができるのか、今後の生活再建はどうなるのか、といった復旧に向けての心配も付きまどっていた。そうした被災者の周辺で、更に問題となったのが、犯罪に対する情報や各種のデマ情報が広がり始めたことであった。当時の新聞によると、4月14日の前震発生直後から18日までに7件の空き巣事件が起き、熊本県警が注意を呼び掛けていることが報道されており、事実、岡本他（2018）によると、熊本地震後の犯罪として、空き巣の件数は突出して増えたことが確認されている。車中泊等の避難生活を送るために自宅を不在にせざるを得なかった被

災者は、こうした犯罪等に対してどのような不安を抱きながら、災害後の生活を送ったのであろうか。この報告では、熊本地震での住民聞き取り調査の結果から、その実態に迫ってみたい。

（2）方法

公益財団法人日工組社会安全研究財団2018年度研究助成により実施された「災害後の効果的な防犯対策について～熊本地震の被災地調査に基づく検討～」における住民調査のうち、インタビュー調査について協力が得られた30代から60代までの10人（男性5人、女性5人）に対する聞き取り結果から検討を行った。

（3）結果

調査対象者には、できるだけ地震直後に抱いた犯罪に対する不安や耳にした噂について確認を行った。また、実際に犯罪被害に遭ったかどうかについても確認した。その結果、10人全員が何らかの犯罪不安を抱いており、うち、3人が犯罪被害（いずれも空き巣）に遭っていた。次に、どのような犯罪に対する不安を抱いたか（耳にした噂を含む）について見ていくと、①「自宅に盗みに入られるのではないか」といった空き巣等の盗みに関するもの：6人、②「避難所で女性が被害に遭うかもしれない」といった性犯罪に関するもの：4人、③「自宅周辺を怪しげな人が徘徊している」といった不審者情報に関するもの：4人、④「高額な請求をする解体業」といったリフォーム詐欺等に関するもの：3人であった。さらに、デマ情報に関しては8人が耳にしており、最も多かったのが「動物園からライオンが逃げた」というデマであった。なお、防犯対策としては、避難所から毎日夕方になると自宅を見に帰ったという人が1人、居住するマンションのエントランスに自然発生的に住民が集う円座が出来上がり、これが防犯の役目を果たしたと述べた人が1人いた。

（4）考察

余震に対する怯えと生活再建に向けての心配を抱えながら、それでも復旧作業に立ち向かわざるを得ない被災者にとって、自分たちが犯罪被害に遭うかもしれないか、周囲で犯罪が起きているかもしれない、といった更なる不安に晒されることは大きなストレ

スであり、余計なノイズである。大切な人が犠牲になったり、貴重な財産を失ったりした被災者にとっては、なおさらのことであろう。斉藤(2013)、岡本他(2014)によると、阪神・淡路大震災や東日本大震災後においても種々の犯罪が発生しており、災害後に犯罪が起きるという事実から完全に免れることはできないのかもしれないが、被災者ができるだけ安心して避難生活を送りつつ、一日でも早く日常を取り戻していくためには、やはり犯罪に対する不安を軽減するための対策を講ずることが不可欠と思われる。そこで、今回の聞き取り調査の結果から、必要と思われる対策について考えてみたい。まずは、被災者宅や避難所等のパトロールの強化である。熊本県警も、パトカーによる巡回や避難所の訪問活動等を展開しているが、平時と比べると決定的に監視力が低下してしまっている被災地においては十分とは言えず、一定レベルのパトロール機能をいかにして補い、維持するかは重要な課題であると思われる。次に、情報の収集と整理に関する対策である。ライフラインの復旧の見込みや物資に関する情報等、被災者にとっては欠かすことのできない大切な情報がある一方で、いたずらに不安を煽るだけの悪質な情報が飛び交うのも事実であり、先述した「ライオンが逃げた」というデマ情報はその代表である。他に、「津波が発生した」、「大型商業施設が火事になった」といったデマも流れていた。こうした各種の情報について、言わば交通整理を行う役目が必要であり、有益な情報が提供されることによって被災者には安心がもたらされると考えられる。これら二つの対策が有効に機能するためには、三つ目の要件として地元自治会の力ができるだけ早期に復旧することが望まれる。ただし、自治会長をはじめとして、地元の人たちのほとんどが被災している状況においては、自力で自治機能を回復し、活性化させていくことは困難な場合もあり、何らかのサポートが必要になってくる。例えば、災害・防災ボランティアによる支援に加えて、警察庁が主管している防犯ボランティアを積極的に活用することはできないだろうか。あるいは、民間警備会社と連携して防犯活動に関する援助を受けることはできないだろうか。

以上を話題提供させていただいた。

文献

- 岡本英生・森丈弓・阿部恒之・斉藤豊治・山本雅昭・松原英世・平山真理・小松美紀・松木太郎, 2014, 「東日本大震災による被害が被災地の犯罪発生に与えた影響」『犯罪社会学研究』39, 84-93.
- 岡本英生・斉藤豊治・岡田行雄・松川杏寧・宇都宮敦浩, 2018, 『災害後の効果的な防犯対策について～熊本地震の被災地調査に基づく検討～』公益財団法人日工組社会安全研究財団 2018 年度一般研究助成

研究報告書

- 斉藤豊治, 2013, 「大災害後の犯罪」『大災害と犯罪』法律文化社: 3-19.

3 地域住民による防犯の可能性-熊本地震における避難所での活動体験を踏まえて

岡田行雄(熊本大学)

大地震の被害を受けた被災地では、窃盗の被害が多く生じることは、熊本地震の場合にも当てはまる。岡本英生会員を中心とした共同調査を通して、窃盗、とりわけ空き巣被害が熊本地震発災後に増加したことが明らかとなった。もっとも、熊本地震後の絶え間ない大きな余震と、その後の応援として派遣された多数の警察官を目の当たりにした者としては、空き巣被害が増加したことを俄かに信じられないという感もある。

熊本地震の被害の特徴としては、津波によって一律被害を受けた東日本大震災とは異なり、同じ地域でも建物に大きな被害が出た家屋とそうでない家屋が混在している、いわば「まだら模様」に被害が生じたことがある。こうした被害の上に空き巣被害に遭う犯罪被害者はいわば二重の被害を受けた者と言える。こうした犯罪被害を防ぐためには防犯パトロールなど地域における防犯活動が有効であるとの指摘がある。しかし、報告者が避難所で実際に体験したところによれば、防犯パトロールが熱心に行われていた地域であっても、避難所の運営に人を取られるといった事情から、パトロールもままならないというのが現実であった。

このような災害に乗じた窃盗を特別類型にしてその法定刑を通常窃盗よりも重くすべきとの提案も、熊本地震直後に与党の国会議員からなされたこともあった。しかし、旧刑法にあった災害窃盗の規定以上に重く罰することができるようにしたのが現行刑法の窃盗の規定である上、そもそも重罰化以上に犯罪予防効果が認められるものは確実な処罰である。したがって、窃盗の認知とその証拠収集の可能性を高める方策が求められる。ところが、熊本地震の場合、比較的被害が少ない家屋についても、そうした方策を実施することは困難のように思われる。というのも、例えば車による警邏活動を行うにしても、その家屋への道路が寸断されており、車が入れなくなったところが少なかったからである。

そうすると、熊本地震後の犯罪被害についての聞き取り調査にあたって、偶々耳にした、日常を早期に取り戻すことが実は極めて重要なこととなる。なぜなら、これによって初めて日常的な防犯パトロールなどの地域の取組みを行える条件が整うからである。

さらに、災害時の窃盗被害を完全に0にすることができない以上、災害被害に加えて、さらに窃盗被害を

受けた犯罪被害者への支援を手厚くすることも重要である。

文献

津富宏,2002,「厳罰化の時代に」『国際関係・比較文化研究』1-1: 13-39.

大脇成昭ほか,2017,「熊本地震と法律家の役割」法学セミナー755: 59-60

4 安全・安心な避難所

松川杏寧 (防災科学技術研究所)

(1) 問題背景と目的

災害とは、外力であるハザードとしての自然現象と、社会のぜい弱性が重なって発生する社会現象である。そのため、発災による影響を大きく受けるのは発災前からぜい弱な状態に置かれた市民であり、災害によりより一層ぜい弱な状態になってしまう。こういった災害による影響は、災害による直接的な効果だけでなく、2次災害や避難状況による体調悪化、被災地で犯罪被害にあう等、間接的な影響も存在する。その中で、被災地での犯罪は、災害からの復旧・復興過程においてその影響度に矛盾して重要視されているとは言えず、研究も深められていない。

本報告は、災害過程の中の、特に避難生活に着目し、安全・安心な避難所を実現するために犯罪学分野の理論枠組みがどのように活用可能なのかについて検討する。避難生活は、災害によって元の住まいでの生活が難しくなり、被災者にとって不本意な集団生活を送る場である。自身が受けた被害を理解し、その復旧・復興の道筋が立たず、ストレスフルな状況に置かれた人たちが集団で生活しているのが避難所であり、被災地外から広く注目される場所でもある。そのため、被災者の置かれた環境に目を向ければストレス型犯罪が起りやすい環境であると言える(斉藤他 2013)。被災地全体の状況に目を向ければ、いわゆる災害ユートピア期といわれるほどに助け合いの精神が顕著になる時期で、災害ボランティア等の外部支援が多く被災地に入ってくる時期である。そのため、便乗犯罪を実行することを狙って被災地入りする犯行企図者が入り込みやすい時期でもある。また、避難所の設置・管理は行政の義務であるが、避難所の運営は避難してくる住民自身の手で行うべきとされているため、住民自身で避難所の安全・安心を考えられるようになる必要がある。そのためには、犯罪予防の観点で構築された環境犯罪学の諸理論を活用することが必要であると考えられる。

(2) 環境犯罪学理論の活用について

環境犯罪学は、犯罪が起きにくい環境を作ることで犯罪を予防する、公衆衛生的観点でいえば1次予防の考え方に基づいた理論である(Wortley & Mazerolle

2008)。住民自身が理解し取り扱うことを考え、住民にとって容易に理解でき身近な理論として、1) 日常生活理論(Felson & Cohen 1979)、2) CPTED(Jeffery 1971, Newman 1972)、3) 状況的犯罪予防(Cornish & Clarke 2003)を特に取り上げ、これらの活用可能性を検討する。

日常生活理論は、動機づけられた犯行者、適当な標的、有能な監視者の欠如が合わさって犯罪が発生するという考え方である。そのため、その3つのどれか一つでも制御できれば、犯罪発生を抑止できる。

CPTEDは日本の防犯の取り組みにも取り入れられており、身近なものになっている。特に居住地における領域性の確保やアクセス制御、自然監視性等は、避難所内のレイアウトを考えるうえで必要な観点である。

状況的犯罪予防は、具体的な特定の犯罪に対して、様々な具体的アプローチを考えるのに役立つ理論である。実際に活用しうる具体例も示されており、犯罪学になじみのない住民にも、活用しやすいものであるといえる。

(3) 避難所の実態

避難所は、法制度上は近隣の小中学校のような公的な施設に開設されるものであるが、実際は被災し不安を抱えた住民が自発的に集まって形成される集団生活の場である。住民による自主運営が可能かどうかは、事前の準備に大きく依存する。多くの被災地の避難所では、環境改善がなかなか進まない実情があるが、それは避難者となる住民自身が我がこと意識をもって平時から避難所運営について考えていない避難所で、同じ課題が繰り返し発生しているからである。同じ課題とは、生活環境の悪化による健康被害、環境変化によるストレス、いざこざや犯罪等の逸脱行為、無気力さと潤沢な支援からくる自立力の低下等である。

これらの課題の中でも、犯罪等の逸脱行為については、見過ごされたりあえて触れないで済ませたいという考えが働き、潜在化しているのが実態である。その中でも特に難しい問題なのが、性犯罪である。平時においても暗数が多いとされているが、災害時においてはより一層潜在化してしまう可能性がある。トイレ近辺での不審な行動や、深夜の暗い中で見ず知らずの他人が自分の布団に入ろうとするなど、間違いなのか故意なのか判別がつきづらい行動等も発生する。誰もが安心できる避難所にするには、これらの課題について事前に住民自身が対策を考えるというプロセスが必要である。

(4) 考察

本報告では、特に避難所内での性犯罪の予防について、具体的な方策を環境犯罪学理論を用いて検討してみた。結果、各避難所の状況に合わせて、実行可能な案を考えることに役立つであろうことが確認できた。

避難所内での犯罪に関する具体的なデータは、デリケートな問題であり把握自体が難しい。しかし、このような問題が起こりうることを、そして事前に避難所運営マニュアルを住民自身で策定する際にこれらの問題に対する対処法を考えること、その際に環境犯罪学の理論を用いることで、避難者の感じる安心感を大幅に向上させることが可能であると推察する。今後、防災業界においてこれらの知見を広げていくことは、市民にとっても災害対応従事者にとっても有益なことであると言える。

文献

Cornish, D. B., and Clarke, R. V., 2003, “Opportunities, Precipitators and Criminal Decisions”, M. J. Smith, and, Cornish, Derek, B., ed., *Crime Prevention Studies*, 16, Monsey, New York, Criminal Justice Press.

Felson, M., & Cohen, L. Social change and crime rate trends: A routine activity approach. *American Sociological Review*, Vol. 44, No. 4 (Aug., 1979), pp. 588–608.

Jeffery, R. C., 1971, *Crime Prevention Through Environmental Design*, Beverly Hills: sage.

Newman, O., 1972, *Defensible Space: Crime Prevention Through Urban Design*, New York, Macmillan Publishing. (=1976, 湯川利和・湯川聰子共訳『まもりやすい住空間—都市設計による犯罪防止』鹿島出版会.)

斉藤豊治編, 2013, 『大災害と犯罪』法律文化社.

Wortley, R., and Mazerolle, L., 2008, *Environmental Criminology and Crime Analysis*. (=2010, 島田貴仁・渡辺昭一共訳『環境犯罪学と犯罪分析』財団法人社会安全研究財団.)

5 震災が非行少年に及ぼした影響

高橋智晃（福岡矯正管区）

（1）問題の所在

「平成28年熊本地震」（以下「熊本地震」という。）の前後で熊本少年鑑別所の新収容者数は半減し、熊本地震から3年経過した令和元年においても新収容者数は低水準のままであった。

「災害ユートピア期」は利他的な行動が強まり、結果として犯罪が抑制されるとされるが、そうした正の影響が熊本少年鑑別所の新収容者数に影響を及ぼしたのかを検討した。

（2）調査1（前後比較）（高橋・佐々木, 2018）

まず、熊本地震前である平成26年及び平成27年の熊本少年鑑別所新収容者（224名）と、熊本地震発災時を含む平成28年及び平成29年の熊本少年鑑別所新収容者（97名）をそれぞれグループ化し、

同時期の全国の少年鑑別所の新収容者の属性と比較した。

すると、熊本地震前は、道路交通法違反により熊本少年鑑別所に収容される者の割合が全国に比して高かったが、熊本地震後は、その割合が全国と同程度にまで減っていた。

また、道路交通法違反により熊本少年鑑別所に収容された者について、熊本地震前は、無職の割合が全国に比して高かったが、熊本地震後は、その割合が全国と同程度にまで減っていた。

このことから、無職で余暇時間を持って余す一方で、刺激や承認欲求の充足を求め、無免許運転や暴走を行っていた少年が、熊本地震後は、就労又は学業に従事するようになり、たとえ、時に無免許運転などの道路交通法違反をじゃっ起したとしても、生活全体が崩れているわけではないことから、結果として、少年鑑別所での精密な鑑別を必要とするほどには非行性が深まらずに済んでいるという仮説としての状態像が浮かび上がった。

（3）調査2（追跡調査）（高橋・佐々木・鈴木, 2019）

次に、熊本地震後の個々人の再非行の有無に着目した。具体的には、熊本地震前である平成27年4月から平成28年3月までに熊本少年鑑別所を退所し、かつ、M J C A（法務省式ケースアセスメントツール）を実施した者のうち、退所後2年間の追跡期間を確保できた者67名を対象として、熊本地震発災時を含んだ追跡期間内における少年鑑別所への再入所の有無を調査した。

その結果、熊本地震発災時を含む追跡期間内における少年鑑別所再入所状況は、M J C A 評価結果に沿ったものであった。すなわち、熊本地震前においてすでに少年鑑別所での精密な鑑別を必要と判断される程度には非行性が進んでいた少年に対しては、熊本地震は非行を抑止する方向にも促進する方向にも影響を及ぼさなかった。

（4）考察

一見すると、調査1と調査2の結果は矛盾するように見える。この点について筆者は次のように考えている。

調査1において少年鑑別所に入所しなくなった層というのは、熊本地震をきっかけとして生かし、少年鑑別所に入所する手前の段階において自力で軌道修正することができるような、非行性が比較的軽微な者であった可能性がある。

他方、熊本地震前においてすでに少年鑑別所入所歴がある者、すなわち、少年鑑別所での精査が必要と判断される程度には非行性が進んでいた者は、環境の変化をきっかけとしてつかみ自力で立ち直る力が弱いことがうかがわれた。

後者については、自然災害時に地域社会から暗に求

められる自粛や自発性の発露を期待するだけでは行動変容には結び付きにくい。彼らが軌道修正するためには、本人の社会適応力の伸長に加え、個別の要因に対する周囲からの支援や指導が必要である。

引用文献

高橋智晃・佐々木貴弘，2018，「平成28年熊本地震が非行の動向に及ぼした影響に関する考察」『犯罪心理学研究』56 特別号：74-75.

高橋智晃・佐々木貴弘・鈴木勇志，2019，「平成28年熊本地震が非行の動向に及ぼした影響に関する考察(2)」『犯罪心理学研究』57 特別号：26-27.

6 大規模災害時の悪質商法

山本雅昭（近畿大学）

地震，風水害などの大規模災害時，これに便乗した悪質商法被害も繰り返されてきた。警察は，「悪質商法」を「一般消費者を対象に，組織的・反復的に敢行される商取引で，その商法自体に違法又は不当な手段・方法が組み込まれたもの」と定義し，これに利殖勧誘事犯と特定商取引等事犯とを含めている。こうした「悪質商法」のほか，便乗値上げなどの暴利行為も，事業者・一般消費者間における商取引に関連し大規模災害時に発生するものとして注目される。

家屋等の物理的破損を伴う大規模災害時に先ず顕著に認められるのは，特定商取引等事案である。阪神・淡路大震災では，平成7年6月末までに屋根瓦等家屋の修理に係る旧訪問販売法違反だけでも27件が検挙された。東日本大震災では，平成28年2月末までに悪質商法等が28件，検挙された。国民生活センターは，東日本大震災発生直後，被災地4県を対象に「震災に関連する悪質商法110番」を開設するなどして，悪質商法に係る相談・啓発に努めたが，相談件数の推移に徴すると，屋根工事等の「工事・建築」に係る特定商取引等事案は，発災直後から発生し始め，発災3カ月目でピークを迎えて，4カ月目以降，減少に転じたことがうかがわれる。

一方，大規模災害時に被災者に対し利殖を働きかける利殖勧誘事案は，被災者における咄嗟の資金需要につけ込む出資法等違反を除きその発生は想定し難い。ただ，被災地外においては，被災者支援を口実に，社債を劇場型勧誘で販売する事案が報告され，発災後，相当長期にわたって発生件数が減少しないのが特徴的である。

過去の大規模災害時に著しい跳梁をみせた違法・不当な商取引で，「悪質商法」以上に警戒の対象とされてきたのが便乗値上げである。阪神・淡路大震災の当時，国とともに兵庫県，兵庫県警察，神戸市なども，応急復旧期（避難期）第1期に，悪質商法対策として便乗値上げ対策を周到に展開した。地元自治体の「物価ダ

イヤル」や兵庫県警察の「悪徳110番」に寄せられた相談は，発災100日経過後，食料品，日用品に関するものが減少傾向を示し，屋根修理，住宅に関する相談も解約から工事遅延等に係る業者照会へと内容が遷移したが，兵庫県や神戸市は寄せられた相談に基づき，便乗値上げに関する情報を掲載した広報誌を作製，頒布し，また，兵庫県警察は，特別取締り班を編成し，食料品，灯油等の生活必需品の買占め，売惜しみ，暴利行為事犯，被災者やこれに同情を寄せる市民を狙った悪質商法事犯，被災者を対象とした高金利事犯及び不動産介入等の暴利事犯，産業廃棄物の処理に絡んだ悪質業者事犯を取締りの重点対象とし，県警生活経済課は，「悪徳110番」に寄せられた相談をもとに計28件を摘発し，延べ19人を逮捕，44人を書類送検した（ただ，これに便乗値上げ事案が含まれていたかは分からない）。

これと対照的なのが東日本大震災当時の便乗値上げ対策である。時の政府は，発災直後，物価担当官会議を開催するなど物価対策に着手したものの，それ以外では，首都圏における生活関連物資等に係る消費者の購買動向調査や生活関連物資に係る買溜め抑制のための消費者や販売事業者に対する呼掛けなどを実施したにとどまり，被災地における便乗値上げ対策には記録上，みるべきものがない。発災当初，被災地の相談窓口に寄せられた相談には価格の高騰に関するものが多数みられ，また，被災者がインタビュー調査に際し便乗値上げの事実や噂を訴えるのに接しただけに，政府が静観し，また，警察も便乗値上げ事案を認知，検挙したことが伝えられないのには困惑させられる。

便乗値上げとともに大規模災害時に顕著な暴利行為に，賃貸アパートや借家等の「不動産貸借」事案がある。東日本大震災当時の「震災に関連する悪質商法110番」でも，相談件数は常に上位を占めた。しかし，民事的暴利行為といえるほどの特約が賃貸借契約の一部をなす場合はともかく，借手といえども大規模災害で破損した家屋の修繕を無制約に貸手に求めることができるわけではなく，住居を失いたくなければ貸手の主張を受け容れるほかないという借手の窮境に乗じた暴利行為があったかは，賃貸借対象物件が被災地にある限り，貸手もまた被災者であることとあいまって，その見極めは難しい。

このとおり，大規模災害に便乗した悪質商法には類型別に特徴が認められるが，これを踏まえて効果的な対策を講じることができるのであろうか。阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験から，便乗値上げの発生は，発災からの経過時間に強く規定され，とくに応急復旧期に集中したことが認められるが，そこで注目されるのは，便乗値上げの事実や噂についての報告がむしろ，物資供給の回復が相対的に早かったであろう都

市部の被災地において聞かれたことであり、被災地外からの流入者に帰せられる便乗値上げ事案が少なくないものと推察される。

悪質商法を企図する被災地外からの流入者を阻止するのは難しいが、こうした輩も、大規模災害発生時に突如、出現したわけではなく、平時からすでに悪質商法に関与してきた事業者が、大規模災害発生を奇貨として被災者その他の窮境、心情につけ込んで安易な利得を画策したものに過ぎないであろう。そうであるならば、大規模災害発生直後に対処するよりむしろ、平時における対策の積み重ねが肝要となってくる。警察においては現在、「犯罪インフラ対策プラン」を策定して、犯罪インフラ（犯罪を助長し又は容易にする基盤）対策を推進しているところであるが、平時における悪質商法関与事業者対策もその一環と位置付けられる。その際、犯罪インフラの把握を警察のみで成し遂げるのは難しく、第一時的な消費者保護機関である消費者庁、国民生活センター、各地の消費生活センターなど関係機関との連携が欠かせない（東日本大震災当時における警察庁・都道府県警察と金融機関との協働は、犯罪インフラ対策の先蹤をなすものである。）。こうして、警察においては今後とも、平時においても被害の絶えない特定商取引等事案をはじめ、悪質商法の早期発見を期し、大規模災害発生時にこれに便乗した悪質商法が発生するのを抑止するよう努めることが期待される。

文献

警察庁, 2016, 『東日本大震災に伴う警察措置』22.
内閣府(防災担当), 2017, 『災害復興対策事例集』112, 125.
兵庫県警察本部, 1996, 『阪神・淡路大震災 警察活動の記録—都市直下型地震との闘い—』218.
斉藤豊治ほか, 2001, 『阪神大震災後の犯罪問題』(甲南大学総合研究所叢書 63)「阪神大震災後の犯罪の実態と特徴」[松原英世]28.

7 議論

指定討論者の斉藤豊治会員(甲南大学)から以下のような問題提起があった。

(1) 犯罪学の理論と災害犯罪

災害時の犯罪を「災害犯罪」と呼ぶことができる。災害犯罪特有の犯罪学理論は、いまだ出現していない。内外の研究では、従来の犯罪学の一般的な理論の応用問題として対応してきた。過去、その時期の犯罪学で有力な理論が、災害犯罪で使われてきた。

今日、広く使われているのは、環境犯罪学の理論ないしルーティーン・アクティビティ(routine activities theory RAT)である。とりわけ、RATは犯罪発生メカニズムを潜在的な犯罪者、手ごろな対

象(獲物)、有能な監視者の不存在という三要素で説明する理論であり、統計的・実証的な調査になじみ、かつ防犯対策とつながりやすい。私としては、後述するように、社会構造との関連で災害犯罪を検討するうえで、社会解体論のアプローチも重要だと考えている。

RATは、日常の行動様式の時代による変化をも視野に入れる。災害と犯罪では、災害の接近、遭遇と被災、その後の応急的な復旧、本格的な復旧・復興という時系列的な変化に応じて、生じる犯罪のタイプが異なる。RATは長期のスパンで行動様式の変化を視野に入れ、そうした変化が犯罪発生に大きな影響を及ぼしていると主張する。例えば、阪神淡路大震災では、携帯電話やインターネットが普及し始めた頃であるが、東日本大震災、熊本地震の時代には、スマホやSNSが日常的に使われている。災害時の流言飛語やヘイトの言説が、あっという間に拡散する。ただ、デマが拡散されやすいが、フェイクであることの確認も容易になっている。

(2) 災害の種類と犯罪

災害は大きく分けて、自然災害と人災に分かれる。自然災害には地震、津波、ハリケーン・台風、大規模噴火、火砕流・土石流、大寒波などがある。内外の調査研究は震災が最も多く、アメリカなどでは、ハリケーンにともなう犯罪の調査も存在する。われわれのチームは、最近の広島・岡山・千葉などの台風・洪水時の犯罪の調査を計画している。

人災としては、故意による大規模な犯罪である暴動、テロなどがある。これらは、行為者は自然人である、被害を受ける側からは被害(人災)となる。自然災害では人々が結束して、これを乗り越えようとする傾向がある。しかし、故意に惹起された災害に対しては、自衛のための反撃が行われて、無秩序が拡大しがちである。この分野では、大規模な原発事故、大型タンカーの座礁に伴う原油の大量流出、ダムの決壊などがある。福島第一の原発事故では、広範な無人地帯が広がり、災害に便乗した犯罪が横行した可能性があるが、調査は、ほとんど手付かずである。

(3) 犯罪の社会学的類型

大災害による犯罪の類型化は、問題を把握するうえで有用と思われる。日本でのこれまでの災害犯罪は、①便乗型、②欠乏型、③ストレス型、④その他に類型化することができるように思われる。

①便乗型

侵入盗は便乗型の典型的な犯罪である。被災し、空き家状態となった住居や商店に停電状態を利用して実行される。被災地で、よそ者、不審者への警戒が強い。住民アンケートやインタビュー調査などでは、多数の回答者が犯人は「よそ者」と推測している。被災を利用した詐欺も便乗型犯罪である。典型的には義援金詐欺、リフォーム詐欺がある。義援金・公的給付・

保険金の不正受給は被災者による便乗犯罪であるが、被災者を装った詐欺も生じる。復興・再建工事の談合などの不正も、便乗型である。最貧国では、大災害で親を亡くした子どもの人身売買が発生している。

②欠乏型

大災害では、生存のために犯罪が行われる場合がある。コンビニやスーパーに被災者が食料品等を入手するために殺到して混乱状態となり、金を払わずに出てしまうといったケースが生じる。これは、便乗型と欠乏型の両側面を有する。交通手段の確保のための乗り物盗やガソリン盗も欠乏型の犯罪といえる。戦後の日本では集団的な略奪、暴動は生じていない。

③ストレス型

深刻な被災、長引く避難生活のなかで、ストレスが重なり、これが口論・ケンカを引き起こし、あるいは、DVや虐待、性犯罪をもたらす。

以上の類型は、災害の段階（局面）と組み合わせることで、大災害と犯罪の関係を立体的に把握することが促進される。

（４）災害の段階と犯罪

災害の経過は次のように①接近の段階、②遭遇・被災の段階、③応急的な復旧の段階、④本格的な復旧・復興の段階に分けることができよう。

①接近の段階

地震、噴火、火砕流などでは一般に予測できず、接近段階での犯罪は考えにくい。ハリケーンや台風では予測が可能であり、人々の避難によって空き家となったところに侵入盗を働くというケースなどが考えられる。ハリケーン・カトリーナでは、ハリケーンの襲来する前に富裕層（主として白人）が自動車で逃げ出し、自動車を持たない貧困層（主として黒人）が略奪をしているとのニュースが報じられた。津波も遠方で生じた場合は、到達までの「空白期間」に犯罪を行うことが問題となりうる。

②遭遇・被災の段階

この時期には、避難所の設営と避難、被災者の救出（負傷者の救出、遺体の発見と搬出）、救援物資の調達と支給等の活動が繰り返される。救援は被災地の外からも救援、支援の手が差し伸べられる。行政とりわけ警察・消防・自衛隊が動員され、被災地では住民相互の連帯が強まり、救援活動が繰り返される。

「災害ユートピア」が生じるのは、被災から応急的な復旧の段階である。そこでは特徴的な利他的な行動が繰り返される。これは、自分の存在と行動が他の人々の助けになっているという高揚感から生じる。利他主義は、一般に犯罪を抑制する方向で働く。

しかし、遭遇・被災のどさくさを利用した犯罪も生じる。阪神淡路大震災では、大地震の報道をみて、その晩に東京から数名がクルマで神戸に行き、損壊した宝飾店から夜間に多額の宝石を盗むといった事犯が

生じた。また、被災地の外では、義援金の募金活動が活発に繰り返されるが、その中に義援金詐欺もある。

この時期の犯罪は、二つの異なる群からなる。一つは、便乗型犯罪である。避難した場合、損壊した住宅・商店・倉庫・作業場などへの侵入窃盗が生じやすい。被災地の外での義援金詐欺も問題となる。

もう一つの群は欠乏型犯罪である。阪神淡路大震災では、幹線道路が海岸線に並行して走っているため、車道が超渋滞となり、神戸の中心地に行くには、自転車やオートバイが、活用されたが、自転車盗、バイク盗が広がった。窃盗の被害者は、震災の被害者でもあるが、犯罪者に対する当罰意識がさほど強くないことが、調査で明らかとなった。後日、自転車やオートバイが返されたケースがかなりあった。法律的にはそれらは使用窃盗に当たり、判例では犯罪が成立するとされるが、緊急避難の要素が認められる。大災害では、「特別な財産秩序」が見られるとする見解などが、外国の研究などで見受けられる。オートバイが歩道を走るとは道路交通法違反で犯罪となるが、車道が大渋滞をする中で、オートバイが主として歩道を走っており、「特別な交通秩序」が出現した。東日本では、もともとクルマ社会であり長距離の移動はもっぱら自動車に頼る地域であるが、大震災後は自動車盗やガソリン盗が増加した。

犯罪被害は、多くの場合、災害被害の程度と有意の関連性を有する。大災害では、上下水道、ガス、電話が機能しなくなるが、そのうちでも停電期間が長ければ長いほど、犯罪が多発する。したがって、インフラの回復、とりわけ電気の回復が犯罪予防という点では、特に重要となる。

この時期、避難所が利用されるとともに、居住地での救援活動が繰り返される。可能なところでは、自主的な住民の見回り、立ち番、見張り、立ち入り禁止など監視活動が組織化される。こうした監視活動は、安否の確認、食料・生活用品の配布といった活動と一体化していることが多い。

遭遇・被災の段階では、さまざまなデマが発生しがちである。関東大震災時の際の朝鮮人・労働運動や社会主義者の殺戮は、デマとヘイトが引き金となった。阪神淡路大震災では、「イラン人が市の中心部で暴れている」といったデマが流された。熊本地震では、「ライオンが動物園から逃げた」といったデマがSNSで拡散した。こうした危険な情報については、行政、警察および住民の素早い真否の確認が重要となる。

避難所での犯罪対策も重要となるが、狭い空間に密集する状態であり、プライバシー保護も不十分な状態はストレスを著しく高める。物資の支給等をめぐり争いや、性的被害が生じやすくなる。

③応急的な復旧の段階

仮設住宅の建設、損壊した自宅の復旧などが行われ

る。マージナルな被災地ほど、応急的な復旧は早く始まり、中心では遅く始まる。この段階では、とくにリフォーム詐欺が広がる。物資の不足が深刻なため、便乗値上げも発生する。店によっては、被災者支援や救援への感謝のため、値下げをすることもあり、両極化する。この段階では、被災者の間で経済的格差が顕在し、避難が長期化することによるストレスも加わって、災害ユートピアが消えていくとみてよい。

がれきの撤去が行われ、違法投棄や無謀運転が発生しやすくなる。災害給付金の不正受給が生じるが、その場合、被災者でないものが被災者を装って支給を受ける場合もあるが、被災者が被害について過大な申告を行う場合もある。地震保険が阪神淡路大震災後増加しているが、その不正申告も同様な問題を有している。

④本格的な復旧・復興の段階

大規模災害では、この段階では、大規模な建設や工事が行われるため、これに関連する犯罪が重要な問題となる。入札・談合やカルテル、さらには贈収賄が行われることもある。元受けではコンプライアンス・プログラムに暴力団追放が盛り込まれているのが通例となっている。しかし、下請け、孫請けというように仕事が分割されるに伴い、暴力団のフロント企業が受注や工事に参加するようになる。

(5) 社会の解体と凝集

災害犯罪の調査・研究では RAT 理論が現在多用されている。しかし、アメリカの災害犯罪研究などでは、広義の社会解体論の枠組みも見られ、示唆を得るところが少なくない。

日本では大災害後略奪・暴動の類が生じない。これに着目して、日本人の忍耐強さ、思いやりといった美德が外国人によって称揚され、「日本礼賛」が生じている。これは、阪神淡路でも東日本でも生じている。しかし、災害時に犯罪はむしろ抑制されるという事実は、外国でも生じており、日本に特有な現象ではないようである。

大災害では、警察力のマヒ状態など国家や地域の犯罪抑制力が急激に低下し、犯罪が多発するという。もともと、人種などの葛藤、対立をかかえる地域では、大災害で葛藤が顕在化し、社会解体が表面化して、犯罪統制が弱くなるといわれる。大災害後の犯罪の急増が生じている場合、その要因として、これらの葛藤を指摘できる。

しかし、犯罪がむしろ抑制されることを示す研究も存在する。人々は、相互に助け合ってサバイバルを図ろうとするが、こうした社会の凝集は、犯罪を抑制する役割を果たすという。犯罪が激増した災害と犯罪が抑制された災害が対比されることが多い。しかし、私は、大災害では、解体と凝集は併存し、どちらが強かったか、と問うべきであると考えている。

対立から対話へ
当事者と行政との協働による地方再犯防止推進計画づくり

コーディネーター・話題提供：五十嵐 弘志 (NPO 法人マザーハウス)
司会：風間 勇助 (NPO 法人マザーハウス)
話題提供者：縄稚 直 (NPO 法人マザーハウス)
石塚 伸一 (龍谷大学)
長田 美樹 (千代田区役所)
江原 顕 (横浜市役所)
鈴木 信浩 (墨田区役所)
文責：風間 勇助 (NPO 法人マザーハウス、東京大学大学院)

1 企画趣旨

NPO 法人マザーハウスは、受刑者・出所者の社会復帰支援を当事者の視点で行っている。そのサポートは、逮捕時の裁判における情状証人から、受刑中の文通や面会といったサポート、出所後の住居手配や生活保護申請、居場所づくりなど多岐にわたる。こうした支援の現場での経験をふまえ、元受刑者という当事者だからこそ、社会復帰時に本当に困ること、本当に必要な支援ということがみえている。

他方、自治体行政では、国の定める再犯防止推進法にもとづき、地方再犯防止推進計画を定める動きが出てきている。同法人代表の五十嵐は、神奈川県横浜市の再犯防止推進計画策定の検討委員となり、当事者の声を取り入れた計画づくりに関わった。

これをふまえ、マザーハウスのような現場で社会復帰支援に関わる NPO と行政との協働のあり方、すなわち「当事者参加型の刑事政策」を探るテーマセッションを行う。現状の、国からのトップダウン方式で定められつつある地方再犯防止推進計画に対して、協働型の計画策定では、検討の段階からさまざまな協力機関が加わることにより、より実効性の高い計画策定の可能性が示唆される。しかし、見えてくる課題としては、そもそも当事者主体の NPO が自治体の計画策定に十分に参画できないでいること、再犯防止の取り組みには一つの行政組織内においても部局をまたぐ連携が必要となること、都道府県と市区町村というレイヤーの異なる自治体同士の協力体制の構築、さらに司法と福祉をつなぐ専門家・専門機関の連携など、再犯防止に関わる多機関の協力の輪をつくること等が考えられる。また、策定された計画が実際に遂行されているかどうかを検証する「評価」の問題も今後生じるものと考えられる。

以上の課題について、本セッションでは、NPO 法人マザーハウス代表の五十嵐弘志及び同法人の当事者スタッフ、犯罪学・刑事政策の研究者、計画策定を担当した行政職員を話題提供者として、その協働の可能

性と課題を探る。

2 地方再犯防止推進計画について

2016年に公布・施行された再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）では、地方公共団体が国との適切な役割分担を踏まえて、再犯防止に関する施策を策定・実施する責務を有すること（第4条第2項）、国の再犯防止推進計画を勘案して都道府県又は市町村における「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めなければならないこと（第8条第1項）が定められている。法務省のホームページに公開されているだけでも、2020年10月時点において、31の都道府県と31の市町村が地方再犯防止推進計画を定めている。

本セッションに参加した東京都千代田区は2019年3月に、神奈川県横浜市は2020年3月にそれぞれ計画を策定している。東京都墨田区は、計画策定を検討している段階である。

冒頭において石塚氏は、「従来国が担ってきた再犯防止に関する取り組みが、地方にまでその役割が降りてきたことは画期的なことである」と評したうえで、実際に計画づくりに関わった行政職員が何に困ったのか、どのように計画づくりを行ったのかを具体的に伺った。

3 自治体行政職員の戸惑い

横浜市の江原氏は、福祉の企画部門に在籍していた2018年に計画策定を担当した。当初、再犯防止推進計画をどの部局が担当するのかということについて、庁内で議論があり、最終的に福祉部局が担当することになったという。江原氏は、自身が障害福祉に従事してきた経験をふまえ、計画策定にあたっては「当事者に参画してもらう必要があるのではないか」という考えから、NPO 法人マザーハウスの代表五十嵐弘志を検討委員の一人に推薦した。

江原氏は計画策定後の課題として、計画を作る部署と、その計画の内容を実際に進めていく生活支援など

の部署が別であることを指摘した。法務省は計画策定を推進するものの、厚労省等からは具体的な措置がなく、実際に当事者を支援する各部署に予算も人もつかない中で委ねられることになっているという。

東京都千代田区は、保護士の団体の事務局を担当していた長田氏が担当した。どこの部局が担当するのかについては、トップダウン式ですぐに決まったが、まず何から着手すれば良いのかに戸惑い、基礎情報の収集を始めることにした。しかし、千代田区内に限定した犯罪の状況、再犯の状況といった基礎情報をどのように収集するのかに困ったという。最終的には、警視庁の統計資料を扱う部署から資料を取り寄せ、千代田区内の状況を把握することとなった。そもそも、千代田区では再犯防止に特化した施策を作ってきたわけではない。そこで、次に取り組んだのは、千代田区が現在取り組んでいる施策の中で再犯防止に寄与する施策をピックアップし、その施策を担当している部局へヒアリングして回ることであった。そして、検討委員会を組織し、計画を策定していくことになったが、当時は、当事者の声を取り入れるという考えには至らなかったという。

まだ計画自体は策定されていない東京都墨田区は、鈴木氏が所属する安全支援課で検討が始められている。しかし、安全支援課は災害対策や警察と連携した防犯に関する広報などを担当しているため、保護司会とのつながりもなく、福祉とのつながりもない状況であるという。保護司会との接点を持っている地域活動支援課は、「社会を明るくする運動」に参加しているつながりだけであるため、保護司会とのパイプをどのように築いていくかが課題である。その他にも生活保護の部門や教育委員会など、再犯防止に関わるさまざまな部局と連携していかなければならない中で、台風の被害が大きかった 2019 年に、災害対策の不十分さについて議会で指摘され、東京五輪開催に向けた防犯カメラの設置等の準備にも追われるようになり、地方再犯防止推進計画づくりまでマンパワーが割けていない現状があるという。

以上の議論から、再犯防止に地方公共団体が何らかの役割を担うということが画期的であるがゆえに、これまで自治体が担ってこなかった「再犯防止」を自治体組織内のどの部局が担当するのか、計画の策定は何から手をつけるべきなのか、どのような関係機関と、どのように関係性を築いていくのかといった戸惑いが行政職員にあることが窺える。

4 当事者の視点から社会復帰に必要な支援とは

次に、NPO 法人マザーハウスのスタッフである縄稚氏、代表の五十嵐氏から、社会復帰時に困ったことは何であったのかについて伺った。

縄稚氏は、まず携帯電話が持てないことをあげた。

刑務所の中ではそれまで契約していた携帯電話の解約手続きができず、請求が膨らむ中で支払えないことによって、社会復帰時に携帯会社と契約できない状況であるという。連絡手段は、住居探しにおいても就職においても欠かせないものである。受刑者の多くが、社会に受け皿がない人たちであるため、刑務所のなかでそうした手続きができることの良いのではないかという提案もあった。

五十嵐氏は、生活保護の受け方や、社会に出てから必要なことに関する教育が刑務所では何もないことの問題を指摘した。社会に出たらどのような問題に直面するのか、それをどのように解決するのかといったことを教育しながら、行動計画を立てることが必要であるという。また、住居を確保できない問題も大きい。マザーハウスが行う支援の中でも、まず最初に必要となる住居の手配において、不動産屋から「NO（ノー）」を突きつけられる。連帯保証人の不在や元受刑者に対する偏見も影響している。国あるいは自治体が、住居をまず確保していくことが必要であると述べた。

5 自治体に取り組めることの限界

こうした当事者の困りごとに対して、自治体として取り組めることは何なのかについて、行政職員 3 者に意見を伺った。

まず、自治体として取り組めること（あるいは、支援のきっかけ）は、生活保護による支援であるという認識が 3 者に共通していた。そして、生活保護は再犯防止のためとはいえ、出所者という理由で優先して恣意的に運用できるものではなく、法に基づいて公平な運用が求められているという。あるいは、各行政区域に住所をもつ住民がサービスを受けられることを前提とする声もあった。再犯防止において、生活保護を活用していく場合、再犯防止推進法を担当する法務省と生活保護法を担当する厚生労働省が連携し、何らかの規定がなければ、自治体だけの判断は難しい現状があるという。

また、住居の確保については、国土交通省が所管する住宅セーフティネットの制度があげられた。これについても同様に、再犯防止として活用していく場合には、法務省と国土交通省の連携がなければ、自治体だけで判断できるものではないという。

なお、千代田区については、他の自治体と比較しても家賃がもともと高く、生活保護で住むことができる住居を確保することが非常に厳しいという状況がある。千代田区内だけで住居の手配が難しい以上、住居の確保は市区町村レベルではなく、都道府県あるいは国といった広域のレベルで取り組むべき課題ではないかとの意見もあがった。

以上の議論からは、再犯防止推進法第 4 条第 2 項で言及されている「地方公共団体と国との適切な役割分

担とは何か」という課題が改めて浮かび上がる。五十嵐氏は、予算もないまま再犯防止を地方公共団体に委ねている問題についても指摘した。

6 当事者を起点に関係機関との支援の輪をつくる「えんたく」

これまでの議論をふまえ、石塚氏は、当事者の困りごとを起点として、当事者の主体性を尊重しながら支援者が対等な立場で共に課題を共有する方法である「えんたく（課題共有型円卓会議）」を提案した。地方再犯防止推進計画の策定を含め、何か課題の解決策を考える場面において、何も知らないまま解決策を議論してしまうことがある。しかし、本来は「知る」ことがなければ、その解決策を共に考えることはできないはずである。すなわち、計画づくりの最初のスタートはまずは「知る」ということにあるという。

千代田区の長田氏は、「行政の職員の中でも、そもそも当事者と出会うことがないから、必要な支援が想像できないでいる」と述べており、また、「千代田区民に対して、なぜ千代田区が再犯防止に取り組んでいくのかといった理解を広げるためにも、まずは知ってもらうための啓発活動が必要ではないか」との意見があげられた。

会場からは、障害福祉におけるバリアフリーを例として、障害者を対象にエレベーターなどを設置したことが、結果的に高齢者やベビーカーの利用者など、不特定多数の人が利用できるようになっていることから、社会復帰支援も同様に、結果として多くの多様な人々の福祉を増進していくことにつながるといった啓発のあり方を提案する声もあがった。

こうした啓発活動について、五十嵐氏は、「まずは当事者と出会ってほしい」としたうえで、「区が主催する催事などにマザーハウスのような当事者団体が参加し、当事者が社会復帰のためにがんばっている姿を見せることで、元受刑者が決して“凶悪な犯罪者”ではなく、同じ社会に生きる同じ人間であることを伝えられるのではないか」と、具体的な提案もあげられた。

以上の議論から、「えんたく」といった当事者とその支援者が集まり、対等に対話を重ねながら共に課題を共有していく計画策定のあり方、すなわち本セッションのテーマでもある「当事者参加型の刑事政策」が浮かび上がってくる。そして、えんたくの輪を広げていく上では、まず課題の当事者のことを「知る」ということをスタート地点として、自治体が行き届かせることができる啓発活動があるのではないかと、具体的な提案もみえてきた。実際、横浜市では更生支援に関わる人のネットワーク会議や市職員向け研修が検討されており、当事者のことを「知る」ための啓発活動が行われるという。

7 会場からの質疑応答

地方再犯防止推進計画が地域福祉計画への位置付けがあるか否か、そうした議論があったのかどうかについての質問があった。計画を策定した東京都千代田区、横浜市のいずれも地域福祉計画（横浜市では地域福祉保健計画）には位置付けずに、単独で立てられている計画である。

横浜市では、地域福祉保健計画を担当する部署が計画を立てたことから、その関係性は深いのが、地域福祉保健計画に位置付けた場合には、再犯防止が地域の支え合いだけの問題になってしまい、就労や住居といった他の再犯防止に欠かせない課題が抜け落ちてしまうという江原氏はいう。

8 まとめ～地方再犯防止推進計画策定の意義とは

本セッションでの議論により、国から地方公共団体へと再犯防止の役割が降りたことは、これまでにない画期的な取り組みであるが、いまだ多くの課題を残していることが改めて確認された。

まず、地方再犯防止推進計画を自治体組織内のどの部局が担当するのかである。本セッションの登壇者でも、福祉部局の職員と安全支援課の職員とに分かれていた。いずれの部局が担当することになったとしても、生活保護等の福祉的な支援ばかりでなく、住居の確保や就労、啓発活動など、再犯防止のための取り組みは多岐にわたることから、自治体組織内でも連携が必要となる。また、外部の関係機関ともどのようにつながりを築いていくかに悩む声もあがっていた。

その際、「えんたく（課題共有型円卓会議）」のような当事者の困りごとを起点とし、支援に関わるさまざまな人が対話をする方法が、本セッションがテーマとした当事者参加型の地方再犯防止推進計画のあり方として提案できるのではないだろうか。地方再犯防止推進計画策定の意義は、まさにこの連携や支援のネットワークを築くためにあると考えられる。なぜなら、再犯防止において自治体として取り組めることの限界は「生活保護の公平な運用」といった認識のなかで、計画をつくることはできても、予算もなく自治体が計画（再犯防止）を実際に進めていくことには限界もあるとの自治体行政職員の悩ましい実態が浮かび上がった。計画を策定した職員と、実際に計画を進めていく各部局の職員とで共有が行き届かないことも考えられる。

今後も、他の自治体の計画策定、あるいは策定後の動きにおいてどのような課題があるのかを注視していく必要があるだろう。

一次予防から再犯防止までの研究と実務

コーディネーター：齊藤知範（科学警察研究所）

司会：田中智仁（仙台大学）

報告者：山本功（淑徳大学）

田中智仁（仙台大学）

齊藤知範（科学警察研究所）

佐々木彩子（国連アジア極東犯罪防止研修所）

1 企画趣旨

昨年のテーマセッションで検討対象とした特殊詐欺では、年間、数百億円規模の多大な被害が生じており、認知件数全般の減少からは見えづらい様相もあると考えられる。

犯罪減少の時代においても、予防や対策の困難度の高い犯罪類型や対象者が存在している。例えば、各種事犯に関する再犯の問題、ストーカー、性犯罪、児童虐待などの人身安全に関連する事象等である。

そこで、本テーマセッション（2020年大会）では、一次予防、二次予防、三次予防の各視点に立脚して話題提供し、研究と実務との接点についても議論したい。ここで、一次予防から三次予防については、Brantingham&Faust（1976）に遡る古典的な考え方ということができるが、最近までの犯罪予防の取り組みを含めてとらえれば、例えば以下のような取り組みが挙げられるであろう。

一次予防として、教育、環境設計、雇用等がある。二次予防として、問題行動や犯罪多発地区への早期介入、被害の拡大防止や早期介入、パトロール等がある（なお、パトロールの種類によっては一次予防に分類される場合もあろう）。三次予防として、犯罪者の再犯予防、再被害防止や被害者支援等がある。

2 議論の概要（齊藤知範）

本テーマセッションで、上記のすべてをカバーすることは到底できないものの、4名の話題提供者からの意欲的な話題提供を頂くことができた。各話題提供者による報告要旨については、この議論の概要の紹介以降のページで、個々の話題提供者が執筆した内容が掲載されている。ここでは、各位からの話題提供の要点と、当日の質疑応答や総合討論について、概要を紹介しておきたい。

山本報告は、オープンデータと統合した調査データの分析も含め、データの量的分析にもとづき、特殊詐欺等不安感・リスク知覚と一次予防行動等について話題提供する内容であった。カードのすり替え窃盗なども起きており、特殊詐欺事象が多様化する中で、どのようなタイプや範囲の特殊詐欺を想定したのかという質問があった。この点について、調査の文言について

は資料に提示した内容でありそこまで事細かく個別に尋ねた文言ではない旨の回答があった。また、悪質商法・消費者詐欺と特殊詐欺との間に、防犯対策の共通性がある可能性をふまえて対策や検討をしようかというコメントがあり、このコメントに対して、特殊詐欺の犯罪不安、悪質商法・消費者詐欺の犯罪不安は共通因子によって説明されるなどの別途の研究結果もあり、コメント頂いた共通性もふまえた旨の回答があった。

田中報告は、主にインタビュー調査等にもとづき、二次予防としての警備業の役割や特徴を検討し、話題提供する内容であった。今回のインタビュー調査対象となった女性警備員が従事する業務の内容について質問があった。この点について、交通誘導の人は分析対象からは除外し、デパートでの警備、空港保安、私服でのスーパーマーケットでの保安要員等の一号警備業務が主である旨、回答があった。

齊藤報告は、調査等の縦断的データにもとづき、介入による犯罪予防について考えるために、犯罪行為者の再犯（三次予防）、高齢者防犯教室による効果の検討（二次予防）について話題提供する内容であった。高齢者防犯教室におけるグループの同質性について質問があった。この点について、高齢者で地域行事に参加する点や高齢者である点では類似しているが初回調査時点でのベースラインが異なるなど、完全な同質性確保は難しいものの、そうしたベースラインの違いを考慮するねらいもあって縦断的データとして変化を分析した旨を回答した。

佐々木報告では、女性犯罪者の過去のネガティブな経験をふまえ、一次予防から三次予防までを念頭に置いた図式を提起する斬新な話題提供がなされ、支援方策等の検討も行われた。犯罪類型によっては、社会経済要因や緊張・ストレスなど構造的要因を指摘する研究もあるが、女性犯罪者の社会経済要因や生育過程はどのようなものであるかという質問があった。この質問について、窃盗や薬物事犯の女性犯罪者では生育過程での社会経済的状況は高くはない印象があり、殺人の場合は必ずしも低くない印象もあるという回答があった。

犯罪社会学会の大会の開催方式として、オンライン

開催は初の試みであった。リアルタイム開催で長時間の質疑や討論まで含めて行い、画面上や音声会話を通じて議論が進むという方式は、本テーマセッションでの話題提供者各位にとっても、同様に初めての体験であった。偶然に左右される部分も大きいであろうが、幸いにして、長時間、音声途切れるといったことは今回は生じなかった。初めて尽くしの試みであった中、総合討論の時間も含めて、非常に闊達な質問やコメントをフロアーから頂くことができ、画期的な盛り上がりを見せたと言っても過言ではない。紙幅の都合もあり、フロアーとのやり取り・議論のすべてを紹介することができなかったのが残念ではあるが、鋭い指摘ばかりであったことを記しておきたい。コーディネーターの能力が及ばない部分もあったに違いないが、司会の田中会員には時間管理に腐心頂くとともに全体にも目配り頂いた。本テーマセッションに参加頂いた皆様、話題提供頂いた各位に、改めて感謝申し上げたい。

文献

Brantingham, P. J., & Faust, F. L. (1976). A conceptual model of crime prevention. *Crime & Delinquency*, 22(3), 284-296.

特殊詐欺に対する不安感・リスク知覚と一次予防
—第6回犯罪に対する不安感等に関する調査研究から—

山本 功 (淑徳大学)

1 はじめに

様々な広報啓発活動が展開されていながら、特殊詐欺の認知件数は高い水準にある。

2018年に警察庁が実施したオレオレ詐欺被害者等調査によれば、オレオレ詐欺の既遂被害者(n=354)の96.9%はオレオレ詐欺の手口を認知しており、自ら看破した群や途中で阻止した群と違いはない。オレオレ詐欺に関しては、詐欺の手口の知識が、被害の防止にあまり効果をもっていないことがうかがえる。

他方、同調査によれば、被害者は自己看破群(n=428)と比べ、特殊詐欺被害のリスク知覚が低いとの知見も報告されている。「自分は被害にあわないと思っていた」との回答が、被害者群では78.2%であったのに対し、自己看破群では56.8%であった。被害者群はリスク知覚が低く、この知見は示唆的である(警察庁捜査第二課・生活安全企画課「オレオレ詐欺被害者等調査の概要について」)。

本報告では、1) 特殊詐欺に関する不安感・リスク知覚を他の罪種と比較することで、特殊詐欺に対する人びとの捉え方を把握し、2) 特殊詐欺に対する予防行動が不安感・リスク知覚と結びついているのか/いないのかを解析し、3) 特殊詐欺に対する予防行動を規定す

る要因を探索的に分析した。

2 都道府県別にみた特殊詐欺への不安感：警察庁「全国統一治安意識調査」(2015)より

2015年に警察庁が実施した「全国統一治安意識調査」を用いて、都道府県を単位とした集合レベルで、特殊詐欺に対する不安感と他の罪種との比較を行った。

山本(2017:60)で既発表であるが、特殊詐欺等に対する不安感は、侵入盗、性的犯罪や暴力などほかの罪種と比べて特異な様相を示した。特殊詐欺不安感を従属変数とした重回帰分析の結果、刑法犯認知件数(2014年)に有意な効果がなかった。一人あたり県民所得も有意な効果がなかった。人口あたり生活保護人員が、他の罪種とは逆の方向で有意な効果をもっていた。生活保護率が高いほど、特殊詐欺等に不安を感じないという方向であった。同一の分析モデルで、調整済み決定係数が、 $R^2=.34$ と、9罪種のなかでもっとも低かった。

他の罪種との相関分析を行ったところ、他の罪種は相互に強い正の相関があったが、特殊詐欺はほかのどの罪種とも有意な相関がなかった。犯罪不安感という点において、特異な罪種であった。

都道府県別に、人口あたり特殊詐欺認知件数(2014年)と特殊詐欺への不安感の単回帰分析を行った。全年齢の特殊詐欺不安感を従属変数とすると、 $R^2=.07$ と関連は見られなかった。しかし、分析対象を60歳以上に限定すると、 $R^2=.14$ と、ある程度の直線関係がみられた。相関は $r=.38$ で有意な相関であった。すなわち、人口あたりの特殊詐欺認知件数が多い都道府県ほど、60歳以上の特殊詐欺不安感が高い傾向にあった。

3 個人レベルでの特殊詐欺への不安感・リスク知覚と予防行動：日工組社会安全研究財団「第6回犯罪に対する不安感等に関する調査研究」(2018)より

ついで、2018年に日工組社会安全研究財団によって実施された「第6回犯罪に対する不安感等に関する調査研究」のデータを用いて、特殊詐欺に対する不安感・リスク知覚と、予防行動について分析した。

同調査結果の不安感とリスク知覚については高木(2019:48,50)が、前兆電話経験と予防行動については島田(2019:38,42)が分析し報告しており、その結果を紹介した。

これらの結果を紹介した上で、65歳以上の高齢者のいる世帯のみを分析対象とし、ナンバーディスプレイ(ND)を使用しているかどうか、常時留守番電話機能を使用しているかどうかを従属変数とした分析を行った。

この分析は、特殊詐欺に関して、何が人びとの一次予防行動を促進しているか、その要因を探索するためのものであった。

まずクロス分析を行った。独立変数は、以下を用いた。性別、年齢層、特殊詐欺不安感、特殊詐欺リスク知覚、警察広報紙接触、自治体広報紙、チラシ・パンフレット、学校・PTA配布物、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌等、ネット、防犯メール、屋外広告、前兆電話経験の有無、町内会・自治会加入。

クロス分析からは、以下の結果が読みとれた。特殊詐欺の不安感は、NDとも留守電とも関連しない。特殊詐欺のリスク知覚は、NDとは関連しないが、留守電使用に正の関連があった。予兆電話の経験は、NDにも留守電使用にもつながっていない。町内会・自治会加入世帯の方が、NDも留守電も使用している。警察広報紙は、読む群がND・留守電使用と正の方向で有意傾向にあった。自治体広報紙は、接触群がND・留守電使用と正の方向で有意に関連していた。学校・PTA配布物は、ND使用と有意な正の関連があった。自治体や学校の防犯メールは、留守電使用と有意な正の関連があった。

これらの変数を独立変数としたロジスティック回帰分析を行った。年齢と性別は調整変数として強制投入し、それ以外を変数減少法ステップワイズで分析した。以下の結果が得られた。

NDに関しては、自治体の広報紙が有意な効果があった。学校・PTA配布物は有意傾向であった。町内会加入群は2倍以上有意にNDを使用していた。

不安感、リスク知覚はともに有意な効果はなかった。前兆電話経験はND使用に有意な効果は見られなかった。

留守電使用に関しては、特殊詐欺リスク知覚が有意傾向であった。不安感に効果はみられなかった。自治体や学校の防犯メールに有意な効果がみられた。町内会加入群が2倍以上有意に常時留守電を使用していた。前兆電話経験は留守電使用に有意な効果は見られなかった。

4 議論

特殊詐欺に関して、何が人びとの一次予防行動を促進するかという問題意識からの分析を行った。不安感是一次予防行動と結びついていなかった。リスク知覚は、常時留守電使用について有意傾向であった。自治体広報紙がND使用に関して、防犯メールが常時留守電使用に関して有意な効果がみられ、広報・啓発活動にまったく効果がないということではなかった。

しかし、町内会・自治会加入群がND・常時留守電使用の両方に対して有意であることが注目された。この結果からは、警察や自治体の広報啓発活動による直接的な効果とは別に、近隣など二次的な情報接触による、間接的な効果に注目すべきではないかということが示唆された。

文献

・島田貴仁, 2019, 「第1章 犯罪被害の実態」日工組社会安全研究財団『犯罪に対する不安感等に関する調査研究—第6回調査報告書—』31-43.

・高木大資, 2019, 「第2章 犯罪被害に対する不安感等」日工組社会安全研究財団『犯罪に対する不安感等に関する調査研究—第6回調査報告書—』45-59.

・山本功, 2017, 「都道府県別の居住地域体感治安と犯罪不安の分析—人口あたり刑法犯認知件数の効果に注目して—」埼玉大学社会調査センター『政策と調査』12:53-62.

主に二次予防として警備業は何をできるか

田中智仁 (仙台大学)

1 目的

警備業はサービス産業であり、業務実施にあたって特別な権限は与えられていない(警備業法第15条)。そのため、警備業が警察権等に基づく犯罪予防活動を実施することは不可能である。この前提に基づき、田中(2015)では、警備業が主に関与するのは特別予防ではなく、一般予防であるとみなされていた。この見解で想定されているのは、Brantingham & Faust (1976)の「一次予防」である。

しかし、警備業務の内容を精査すると、一次予防のみならず、二次予防に資する活動もあるのではないかと考えられる。例えば、鈴木(2020)は、警備ゲームモデルに基づくシミュレーションにより、警備資源配分・犯罪分布と被害量を数理的に分析した。その結果、警備業務の実施にあたり、リスク査定を行うことが有効だと示唆されている。

そこで本報告では、本報告では、主に二次予防として警備業は何をできるかを検討し、その有効性と限界性を明らかにすることを目的とする。

2 方法

鈴木(2020)の警備ゲームモデルでは、変数が警備員の人数と配置に限定されており、警備員の性別等の属性が考慮されていない。しかし、実際の警備業務では、警備員の属性により巡回経路や個別事案対応に差異が生じる可能性がある。すなわち、警備ゲームモデルのシミュレーションだけでは警備業務の実状に即した二次予防を検討することはできない。

そこで、報告者が独自に実施した「女性警備員のキャリア形成と就労阻害要因の研究」(2017年度-2019年度)の成果の一部を引用し、質的調査の結果から警備業の二次予防を考察する。

同調査は労働問題の実態解明を主眼としているが、犯罪予防に関連する話題も含まれている。調査概要は次

の通りである。

期間：2017年7月～2019年12月

方法：半構造化面接法（スノーボール方式）

対象：警備業者の役員女性5名・男性1名、管理職女性3名・男性2名、女性警備員18名、女性保育士1名

上記の調査対象者のうち、本報告では女性警備員18名の調査結果の一部を引用する。その上で、ストーカー対策等の警備サービスや、セキュリティ・プランナー資格取得者は業務実施前にリスク査定を行っていると考えられるため、サービス内容および教本等に記載されている内容を確認し、二次予防としての有効性と限界性を考察する。

3 結果

警備員A・Bは、店舗内における制服警備の一次予防の監視・巡回業務実施中に、来店客から「警備員に見られていて気持ちが悪い」といった苦情を受けた経験を有する。このことから、リスク査定を行わない一次予防の監視・巡回は、無実の不特定多数の人に不快感を与え、警備員が適正に警備業務を実施しているにもかかわらず苦情の対象になるという短所を有することが明らかになった。

また、警備員Cは小柄な体格であり、店舗内で目立たないため、私服保安（店舗内における万引き等の取締り）で活躍できると知人の警察官から助言を受けて就労を決意した経緯がある。一方で、小柄かつ童顔の警備員Dは、航空法に基づいた保安検査業務に従事しているにもかかわらず、搭乗者から見下されやすく、対応に苦慮している。すなわち、「小柄な女性警備員（童顔を含む）」という身体的特徴は、業務内容によって長所になることもあれば、短所になることもある。そのため、警備員の身体的特徴もリスク査定を行う際に考慮する必要があるのだ。

続いて、警備員E・Fは、警備員の性別によって巡回または緊急対応に支障が生じる可能性があることに言及している。特に女子トイレは事件・事故のリスクが高い場所として警備員に認識されているが、男性警備員が女子トイレに入るのは憚られるため、警備員の性別で対応が左右されると述べている。このような性別による対応の相違があるという事実は、警備員の「配置」と「人数」だけでは実務に即したシミュレーションができないことを示唆しており、鈴木（2020）に対するクリティークだと言える。

さらに、警備員Hによれば、別会社の制服警備員と私服保安員が店舗内で連携し、万引きの被疑者を捕捉することもあるという。制服警備は姿を見せて犯罪を抑止する側であり、一次予防に該当する。一方で、私服保安は加害リスクの高い被疑者を追返し、身柄の捕捉も含めて犯罪の低減に寄与する側であることから、二次予防に該当する。このような警備員の連携は、一

次予防と二次予防を効率的に実施していることの証左であり、数理的なモデルでは分析が困難な側面であると考えられる。

最後に、警備員I・Jは警備員が被害者となるリスクに言及している。制服警備は巡回中に不意に襲撃されるリスクを有するが、私服保安は被疑者の抵抗を受けて負傷するリスクを有する。すなわち、一次予防を目的とする警備と、二次予防を目的とする警備ではリスクが異なるのである。

次に、業務実施前にリスク査定を行っているサービスを確認する。まず、機械警備によるストーカー対策例では、警備契約に際して警察への相談が必要とされており、官民協同を前提とするサービスが提供される。当然ながら、警察に相談すれば認知件数に計上されるため、暗数が顕在化する可能性もある。

続いて、身辺警備によるストーカー対策例では、ストーカー被害防止対策を「警察等でもなかなか対策が難しい問題」だとみなした上で、「身の危険を感じる場合には、大きな被害に遭う前にセキュリティサービスの導入を推奨しております」と謳われている。すなわち、すでに小さな被害は発生していること、警察等が被害の発生を認知していること、「大きな被害」を予防する対策であることから、「二次予防」に相当するサービスだと言える。

さらに、「セキュリティ・プランナー」および「セキュリティ・コンサルタント」の資格者も警備対象が抱えるリスクを把握・分析し、最適な警備サービスの組み合わせによってリスクを軽減するように警備計画を立案している。この警備計画も二次予防に該当すると思われる。

4 考察

以上の結果から、警備業による二次予防の有効性として次の5点を挙げることができる。①数理モデルでシミュレーションが可能となる。②警備員の属性等の質的要素を加えれば、より正確な二次予防の警備計画を立案できる。③警備対象の「場所」と「人」だけではなく、「警備員の被害」も含めてリスク査定が可能となる。④ストーカー対策例のように官民協同の二次予防を実現できる。⑤セキュリティ・プランナー等の資格者によるリスク査定で最適な警備体制を組むことが可能となる。

一方で、警備業による二次予防の限界性として次の3点を挙げるができる。①警備対象ごとのリスク査定になり一般化できない可能性があるため、事例研究は可能だが、犯罪パターン分析の可能性は検討を要する。②特別な権限がないため、警察権等の公的権限に基づく対応は不可能であり、警察等を補佐する役割にとどまる可能性がある。③警備員が被害者になるリスク、体格等による不利益など、リスクの性質の違い

を考慮できるかも検討課題である。

これらの有効性と限界性を踏まえながら、警備業が二次予防に貢献できる方策を考える必要がある。

5 結語

本報告で明らかとなったのは、制服警備シミュレーション、私服保安、機械警備、身辺警備でリスク査定を行うことで、加害・被害の可能性が高い個人や集団への早期介入することができるようになるため、警備業も二次予防に資するという点である。

ただし、警備員の属性等、法的制約を考慮しなければ、警備業が二次予防で主導的役割を担うのは困難である。そのため、今後の警察政策等において警備業の二次予防の担い手として育成・活用するのであれば、有効性として挙げた5点と限界性として挙げた3点を踏まえながら、官民の協同を目指すことが肝要である。さらに、今後の課題として、警備業が三次予防に資する可能性も検討すべきである。例えば、警備業務を活用したドラッグ・コートであれば、回復途上の薬物事犯者が、再使用欲求を感じた際に「緊急通報サービス」で警備員に自ら通報して再使用を止めてもらう等の方策が考えられる。この業務を試行し、有効性が認められるならば、アルコール依存、ギャンブル依存、性依存等の三次予防に応用できる可能性がある。

また、クレプトマニア（窃盗症）による万引きの三次予防を小売店舗内の制服警備および私服保安で対応する場合には、警備員がクレプトマニア来店時に店舗内での行動と買い物の状況を見守り、万引きの再発を防止する方策が考えられる。すなわち、警備業が社会内処遇の一助となる可能性があるのだ。

いずれにせよ、警備業が一次予防から三次予防まで幅広く対応する可能性を今後も検討すべきである。

文献

Brantingham, P.J. and Faust, F.L. (1976) A Conceptual Model of Crime Prevention. *Crime and Delinquency*, 22, 284-295.

一般社団法人全国警備業協会 (2010)『セキュリティ・プランナー講習教本第1巻』立花書房

Lab, S.P. (2004) *Crime Prevention, Fifth Edition: Approaches, Practices and Evaluation*. Matthew Bender & Company, Inc. (渡辺昭一ほか訳 2006『犯罪予防一方法、実践、評価』財団法人社会安全研究財団) 鈴木勉 (2020)「警備ゲームモデルに基づいた空間的警備戦略と犯罪抑制効果に関する数理的研究」『都市計画論文集』 Vol. 55 No. 1 : 79-84

田中智仁 (2015)「警備業は刑事政策に寄与できるのか—「防犯性」と「社会的排除」の観点から」『罪と罰』第52巻2号 : 102-114

田中智仁 (2018)『警備ビジネスで読み解く日本』光文

社新書

田中智仁 (2020)「女性警備員の雇用と労務管理の課題」『仙台大学紀要』第52巻1号 : 13-26

[付記]

本報告で引用した「女性警備員のキャリア形成と就労阻害要因の研究」(2017年度-2019年度)は、仙台大学学術会「研究計画に基づく研究費(基礎研究)」の助成を受けて実施したことを申し添える。

犯罪のリスクの推移と介入時期について

—再犯防止推進等に向けた見える化の試み—

齊藤 知範 (科学警察研究所)

1 はじめに

本報告は、研究1、研究2から構成される。研究1は、再犯の増加・変化時期に関する内容であり主に三次予防の観点に関連するものとなっている。研究2は特殊詐欺被害予防のための防犯教室の縦断調査に関する内容であり、主に二次予防の観点に関連するものとなっている。

2 研究1

研究1の前半では、報告者の2つの論文に依拠し(齊藤・山根 2018; 齊藤 2020)、先行研究を再整理して、再犯の経過観察に関する視点を提起した。

齊藤・山根 (2018)で概観した、性犯罪に関する国内の先行研究、齊藤 (2020)で検討・整理した、渡邊 (2007)や小林・宮寺・久原 (2013)における図表(カプラン・マイヤー曲線等)をふまえ、増加の変化に着目し、新規の再犯の出現に留意する必要がある、経過観察が必要な期間を検討した。その結果、性犯罪・対人暴力犯罪、再入所、再非行に関して、経過観察が望ましい期間は、少なくとも3~4年以上であると報告した。なお、紙幅の都合上、概要のみを記したが、詳細についてはそれらの論文も参照いただきたい。

研究1の後半ではストーキング行為者の再犯の追跡調査について、粗集計段階ではあるが、以下に結果の一部を示した。2014年の年内に罰金刑以上の刑事処分を受けた対象者1198名の再犯状況を、2020年6月まで、最長約6年間、追跡した。再犯の定義としては、(1)調査対象者を行為者とするストーカー相談を受理、(2)調査対象者に対する指導、ストーカー規制法に基づく警告又は禁止命令等、(3)調査対象者をストーカー事案に係る刑法犯・特別法犯として検挙のいずれかが該当したことによって定義し、釈放日からこれらのいずれか最初の年月日までの経過日数を分析に用いた。

実刑・執行猶予群(n=580)、罰金刑群(n=618)に層別し、基本的な傾向を分析したところ、以下のように、刑罰種類により異なる結果が見られた。すなわち、実

刑・執行猶予群では、暴行・傷害の前歴ありの者は再発率が高いことが示された。罰金刑群では、50歳代では早い時期からの再犯が見られ、再犯率が高いことが示された。

刑罰種類によって違いが見られる理由について、現段階で解釈することは難しいが、引き続き、分析を継続したい。他の要因を考慮した上でもこうした違いが見られるのかをはじめ、より多角的に検討することとしたい。

これらを通じて、出所や釈放等から早期に再犯するハイリスク層が一部では存在していることについて、研究や議論が今後とも必要である。満期釈放者に関して、更生緊急保護の釈放前調整の取り組みが試行的に行われているとされているが（押切, 2020）、そうした取り組みも含め、社会内での早期ケアの充実が不可欠だと考えられる。

3 研究2

研究2は、特殊詐欺被害予防のための高齢者防犯教室に関する複数時点で実施した調査にもとづく。調査データのうち分析可能な部分に焦点を当てて分析した。2020年2月前半には、大半の実験条件に対する防犯教室実施を終えていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が生じた中、防犯教室1箇所の実施中止を余儀なくされた。防犯教室1箇所につき、1条件が相当しており、2要因（3水準×2水準：6条件）で計画していた。地元の理解と協力のもとに、当初の想定人数通りに十分な規模の防犯教室を5箇所で開催し、調査票等を配布の上で、4週間後に至るまでの郵送法による追跡調査についても良好な回収率で、実施することができた。一方で、コロナ禍により、中止を余儀なくされた防犯教室が1箇所生じた点で、当初の実験計画に対して、部分的な段階までの実施となった。

回答者の協力のもとで得られた調査が上記のように終局せざるを得なかったという事情があるとはいえ、データをきちんと分析し、結果を公表することには、学問的にも社会的にも、一定の意義があると考えられる。このため、完遂した1要因（3水準：下記のB群、D群、F群が相当する）の部分について得られたデータのみを用いて、本報告では結果を示す。

本報告で用いた1要因（3水準）には、新しい防犯教育を実施した群（B群）、手口・脅威中心の従来型の防犯教育を実施した群（D群）、統制群（F群）が対応している。D群では従来通りに手口・脅威のみを教育したのに対して、B群では手口・脅威の説明を省き、帰宅後の犯罪被害予防行動（留守電ボタンを押し、相手の声を確認するまでは電話に出ない）を教育し、模擬電話機による演習も実施した。いずれの群も教育時間はほぼ均質とした。

本報告では、防犯教室当日（受講前）と4週間後に測

定した2つの時点に関して、下記の6つの変数を目的変数として、分析した。

すなわち、(1)効果性認知（在宅時の留守番電話設定が被害を防ぐために有効だと思うかについて、1～5）、(2)対策行動の実行意図（在宅時の留守番電話設定をしたいと思うかについて、1～5）、(3)対策行動の実行頻度（在宅時の留守番電話設定の実行頻度について、1～5）、(4)態度（手口知識：0～4）、(5)態度（自己看破、0～4）、(6)態度（被害無関係、0～4）である。なお、目的変数によっては無回答による減少が若干生じたが、用いたデータは1つの群あたり40を上回らない規模（対策行動の実行頻度の分析では、B群が37、D群が39、F群が28）であった。

反復測定分散分析により、個人内変動、群間変動、個人内変動と群間変動の交互作用を検討した結果は以下のとおりである。

(1)効果性認知

新しい防犯教育を実施した群（B群）のみで、効果性認知が有意に高まった。

(2)対策行動の実行意図

手口・脅威中心の従来型の防犯教育（D群）、統制群（F群）では行動実行の若干の低下が観察され、新しい防犯教育を実施した群（B群）では対策行動の実行意図の若干の高まりが観察されたものの、統計的には非有意であった。

(3)対策行動の実行頻度

新しい防犯教育を実施した群（B群）では対策行動の実行頻度の変化がほぼなかったのに対して、手口・脅威中心の従来型の防犯教育（D群）のみで、対策行動の実行頻度の低下が有意であった。D群に関する結果について、現状では解釈を即断することはできないが、留意すべき結果といえよう。

(4)態度（手口知識）

統制群（F群）、新しい防犯教育を実施した群（B群）よりは、手口・脅威中心の従来型の防犯教育（D群）で態度（手口知識）の若干の高まりが観察されたが、統計的には非有意であった。

(5)態度（自己看破）

統制群（F群）、新しい防犯教育を実施した群（B群）、手口・脅威中心の従来型の防犯教育（D群）で、教育内容に関わりなくいずれも、態度（自己看破）が高まっており、有意傾向（10%水準）であった。

(6)態度（被害無関係）

統制群（F群）、新しい防犯教育を実施した群（B群）よりは、手口・脅威中心の従来型の防犯教育（D群）で態度（被害無関係）の若干の高まりが観察されたが、統計的には非有意であった。

以上から、新しい防犯教育は、効果性認知を向上させる説得力を有していることが示された。一方、新しい防犯教育は、対策行動の実行意図や実際の行動には十

分に作用していない可能性も示唆された。

手口・脅威中心の従来型の防犯教育は、態度（自己看破）が高まったままとなる一方で、良い作用は必ずしも確認されておらず、防犯教育内容の改善を含めた検討が、今後必要だと考えられる。

研究2は、高齢者防犯教室に関する調査データを実証分析の土台に載せた、第一歩の試みとなった。研究2に関して、本報告では、社会心理学・社会学・行動経済学をふまえてデザインされた実験を、3群分の受講前調査と最終調査のデータを用いて、社会学的視座に依拠して分析した内容となっている。

なお、中間調査時点のデータ、日誌形式の電話記録冊子から得られたデータについては、今回の分析には用いていない。別途、心理学を専門とする研究分担者が、異なる解析デザインや他のデータ・変数を用いた分析も実施し、別の視座からの結果を得ることも今後検討したい。

[付記]

研究1、研究2は、所属機関経常研究費による成果の一部である。

研究1は山根由子氏と共同で実施の研究である。

研究2では島田貴仁氏、山根由子氏と共同で内容を企画して実施した調査のデータを用いた。内容の企画にあたってはJSPS科研費(19H01751、研究代表者：島田貴仁)の研究メンバーをはじめとする関係各位からの助言・協力で謝意を表す。なお、研究2の調査実施に際して、A県警察、地域の福祉関連団体・自治会、調査参加者をはじめとする各位の協力で謝意を表す。

文献

小林寿一・宮寺貴之・久原恵理子, 2013, 「男子非行少年の再犯関連要因の実証的検討」『犯罪学雑誌』79(6): 181-187.

押切久遠, 2020, 「更生保護における満期釈放者対策について」『罪と罰』57(4): 30-40.

齊藤知範・山根由子, 2018, 「出所後の成人の性的再犯に影響する要因の検討—公的記録を用いた生存分析からの考察」『犯罪社会学研究』43: 104-120.

齊藤知範, 2020, 「犯罪社会学と再犯防止」『犯罪学雑誌』86(2): 57-60.

渡邊和美, 2007, 「1994年の殺人犯603例に関する10年間にわたる暴力犯罪の再犯追跡研究: 暴力再犯リスク要因と、これに精神障害が及ぼす影響に関する分析」『犯罪学雑誌』73(6): 174-207.

女性犯罪者の視点から見た犯罪及び再犯の防止について

佐々木彩子(国連アジア極東犯罪防止研究所)

1 はじめに

筆者は、法務省矯正局に所属する心理職として採用され、主に女子受刑者のアセスメントや教育プログラムの実施に携わってきた。その実務経験に基づき、女性犯罪者の視点から見た一次・二次・三次予防について私見を述べさせていただく。

2 ジェンダーと犯罪・再犯

犯罪者全体のうち女性はかなりの少数派であり、検挙人員の女子比は20.9%、保護観察付全部猶予・一部執行猶予者の女子比は15.7%、入所受刑者の女子比は9.7%と、司法の段階が進むにつれて一層その希少性は増す。刑務所再入リスクも、男子受刑者に比べて低く、女子受刑者の犯罪の約8割が窃盗又は覚醒剤であり、粗暴犯が少ないなど(令和元年版犯罪白書)、その希少性や危険性の低さから、女性犯罪は比較的最近まで光を浴びることが少なかった。

しかしながら、女性犯罪の増加や(例えば、1980年では3%に過ぎなかった入所受刑者の女子比は、2000年以降急上昇し、2019年では9.7%となっている。)、女性の社会的地位の変化等に伴って女性犯罪者への関心が高まり、研究によって女性に特有のリスクやニーズが様々な側面から指摘されるようになった。女性犯罪研究において繰り返し指摘されてきた要因は、被害体験の多さ、関係性の問題、精神疾患、物質乱用、子の養育等であり、これらは“ジェンダーに対応したリスク要因”として概念化された。それまで男性犯罪者を対象に理論化されたセントラル8(①行動履歴、②反社会的行動パターン、③反社会的認知、④反社会的仲間集団、⑤家族・結婚、⑥教育・就労、⑦物質乱用、⑧余暇活動)の概念をそのまま女性に当てはめることの適否も取り上げられ、女性犯罪では反社会的認知や仲間集団は男性ほど重要ではないことや、女性の再犯予測ではセントラル8に、ジェンダーに対応したリスク要因を加えるべきことなども、研究によって明らかにされている¹。

3 女子受刑者のトラウマ体験

以上の研究動向を踏まえ、以降では女性犯罪研究で繰り返し指摘されてきた要因の中でも特にトラウマ体験に焦点を当てて論じる。筆者が接してきた女子受刑者は、被害体験を有する者が非常に多く、女子受刑者の約7割に身体的被害、5割弱に性的被害があるという報告もあり²、彼女たちの更生を考える上で見過ごすことのできない要因だと強く感じる。

トラウマ体験と女性犯罪については性被害が将来の逮捕リスクを高めるとする報告がある一方で³、トラウマ体験は、抑うつや不安といった精神症状や物質乱用を介して、間接的に女性の再犯に影響を及ぼすとする研究もある⁴。覚醒剤受刑者ではPTSD症状のある

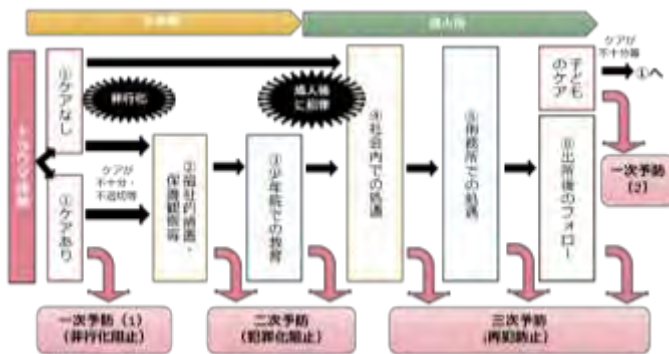
者が多く、PTSD 症状がある者は薬物再使用率が高いとの報告もある 5。

このように、女子受刑者の多くがトラウマ体験を抱えているが、彼女たちの生い立ちを聞くと、驚くほど自身のトラウマ経験（特に性被害）を語ったり相談したりしたことがなく、何のケアもなされないまま受刑に至っており、多くが自身の被害に対し自責の念すら引きずっている。また、たとえ誰かに被害を打ち明けたことがあったとしても、多くは「あなたが悪い。」「私の周りにそんな人はいない。」などと責められてさらに傷付き、余計に沈黙と自責の念を強める悪循環に陥っている。

4 ト라우マの観点から見た女性犯罪の一次・二次・三次予防

女子受刑者のトラウマ体験の実態を踏まえ、トラウマの観点から女性犯罪の一次・二次・三次予防を考えたい。上述のように、トラウマ体験があると、ないよりは犯罪のリスクが高まるが、トラウマ体験があっても大部分の人は犯罪をしないのも事実である。トラウマ体験を生き抜いてきたサバイバーの研究によると、葛藤を子ども時代に解消できていたり、被虐待が不当だと気づき、受け身の被害者から脱却し、自己効力感を感じられるような体験があれば、トラウマ体験を乗り越えやすい 6。一方、トラウマを抱えた女子受刑者の多くが心の傷を抱えながら、無力な状態のまま、犯罪をすることで生き延びてきているように見える。どこかでケアがなされていたら結果が違っていたのではないかと、また、今後のケア次第で、将来が変わるかもしれないと思う。

そこで、女性犯罪の一次・二次・三次予防を、女性の一生という観点からフローチャートにした図（佐々木が本テーマセッションで制作）を提起した。



幼少期に心の傷を負った場合、ケアが十分かつ適切になされれば、非行化を予防（一次予防）する可能性が高まる反面、ケアが施されないと非行化のリスクが高まる。非行化した段階では、福祉や司法等の支援機関が、それ以上非行が深刻化することを防ぐためのケア（二次予防）を行う必要がある。十分なケアがなさ

れず、成人後に犯罪をした女性犯罪者については、社会内・施設内処遇の中でケア（三次予防）を行うことが求められる。他方、女性犯罪者の子どもについても考える必要があり、その子どもにとっては母親の受刑そのものがトラウマ体験となり、十分なケアがなされないと非行化のリスクも高まることから、これらの子どもをケアすること自体が一次予防にもなる。以下、女性犯罪の一次・二次・三次予防について、一つずつポイントを整理したい。

(1) 一次予防（非行化防止）

子どもたちがトラウマ体験に晒されないように守ることが、非行の一次予防にもなりえるが、もっと根本的な対策としては、母親（特にハイリスク群）が妊婦の時から適切なケアを行うことが重要だと考える。米国では、未婚で低所得層のハイリスク母子に対し、保健師による手厚い家庭訪問ケアが行われており、その効果検証結果によると、こうしたケアを受けない妊婦と比べ、ケアを受けた母親の子どもは非行が抑制される 7。他方、女性犯罪者の子どもを、心理面、経済面、社会面でケアすることもまた、その子どもが将来非行や犯罪に走るのを防ぐ一次予防になる。

(2) 二次予防（犯罪化防止）

女子非行のフェミニスト理論 8 によると、女子少年は家庭からの虐待から逃れるために家出をするが、路上で生き延びる手段としてほかに取引するものがなく買春等に至るのであり、彼女たちにとっての生存手段が、社会では非行として扱われる。このような場合、支援者は、トラウマ・インフォームド・ケアの枠組みを理解し実践することが重要であり、支援者がトラウマ症状をよく理解し、彼女たちの中で何が起きているのかを“トラウマのメガネ 9”で見えて必要なケアや対応を行う必要がある。これは二次予防に限らず、一次・三次予防においても重要な視点である。

(3) 三次予防（再犯防止）

再犯防止への取組として、女子刑務所では様々なグループワークが行われており、その中で彼女たちがトラウマ体験を語ることも少なくない。例えば、麓刑務所における女性殺人犯を対象としたグループワーク（「被害者の視点を取り入れた教育」）では、回を重ねるにつれて、対象者が徐々にそれまで蓋をして生きてきたトラウマ体験を語り、他の対象者とシェアすることで、心の癒やし（ケア）が生じることが報告されている。彼女たちが真の意味で自身の罪に対する謝罪の気持ちを持つためには、まずはこうした加害者の中のトラウマ体験を癒やす作業が必要である 10。

このように、一見遠回りなようでも、トラウマへのケアを取り入れた一次・二次・三次予防を実践することが、女性の犯罪及び再犯の予防に必要な有効であると考えられる。

文献

- 1 Van Voorhis, P. et al. 2010 Women's Risk Factors and Their Contribution to Existing Risk/Needs Assessment, Criminal Justice and Behavior, 37, 261-288.
- 2 小島まな美, 佐々木彩子, 橋本美奈子 2012 女子受刑者の処遇に関する研究について—主に教育・分類の観点から, 刑政, 123, 70-79.
- 3 Siege, J.A. and Williams, L. M. 2003 The Relationship between Child Sexual Abuse and Female Delinquency and Crime: A Prospective Study, J of Research in Crime and Delinquency, 40 (1), 71-94.
- 4 Salisbury, E. and Van Voorhis, P. 2000 Gendered Pathways: A Quantitative Investigation of Women Probationers' Path to Incarceration, Criminal Justice and Behavior, 2009, 36. 541-566.
- 5 Kubiak, S. P. 2004 The Effects of PTSD on Treatment Adherence, Drug Relapse, and Criminal Recidivism in a Sample of Incarcerated Men and Women, Research on Social Work Practice, 14, 424-433.
- 6 藤野京子 2010 児童虐待を受けた女性サバイバーが30歳代に至るまでのプロセス, 犯罪心理学研究, 47 (2), 33-46.
- 7 Olds, D. et al. 1998 Long-term Effects of Nurse Home Visitation on Children's Criminal and Antisocial Behavior: 15-Year Follow-up of a Randomized Controlled Trial, J of American Medical Association, 280(14), 1238-1244.
- 8 Chesney-Lind, M. 1989 Girls' crime and women's place: Toward a feminist model of female delinquency, Crime and Delinquency, 35, 10-11, 19-27.
- 9 野坂祐子 2019 ト라우マインフォームド・ケア 日本評論社.
- 10 大坪日出子, 佐藤めぐみ, 安部紀子, 田代暁子 2005 麓刑務所の女子受刑者の被害体験について—彼女らは一体加害者なのか, 被害者なのか—, 九州矯正, 59 (1), 170-177.

被虐待歴のある非行少年の保護者への働きかけと支援

コーディネーター・司会・話題提供：岡田 行雄（熊本大学）
話題提供：安西 敦（ひだまり法律事務所&カウンセリングオフィス）
阿部 恭子（NPO 法人 World Open Heart）

1 企画趣旨

本セッションでは、少年法によって様々な役割を期待されている非行少年の保護者にスポットあて、保護者への働きかけと支援がいかになされるべきかについて検討する。

成人の被疑者の場合、逮捕時などに実名が報道されるため、その家族にまでバッシングが及ぶことが知られており、そうした「加害者家族」を支援する NPO の活動が注目されるようになった。

ところが、少年法 61 条によって本人推知報道が禁止されるはずの少年についても、インターネットや SNS の発達もあいまって、その家族がバッシングに曝され、少年法で求められる役割を果たせる状況にない保護者も少なくない。こうした保護者が少年法で求められる役割を果たせるようになるためには、どのような働きかけや支援がなされるべきかを検討することが必要になるゆえんである。

そこで、本セッションでは、京都弁護士会の安西敦弁護士に、親からの被虐待歴のある少年の事件を素材に、被虐待歴のある非行少年の保護者への関わりについて、まずお話ししていただく。そして、「加害者家族」支援の先駆者である、NPO ワールドオープンハートの阿部恭子さんに、「加害者家族」支援活動を通して感じられた、虐待した保護者支援の課題についてお話ししていただく。最後に、岡田が、理論的見た場合の、虐待した保護者への働きかけや支援の意義と限界を提示し、フロアとの質疑応答を通して、虐待した保護者への働きかけと支援の在り方を明らかにできたらと考える。

2 被虐待歴のある非行少年の保護者への関わりを考える-2つのケースの付添人活動から

安西敦（ひだまり法律事務所&カウンセリングオフィス）

1. 付添人活動における保護者との関わり

付添人活動において環境調整活動は極めて重要であり、その一環として、保護者への働きかけを考えない付添人はいないと思われる。付添人は、保護者と面談し、親子関係がどのようなものであるかを聞き取り、改善すべき点があると判断すれば、保護者と話し合うなどの働きかけを行う。こうした働きかけは親子の再統合を当然の前提としているが、非行時も虐待が継続

しているケースでは、親からの自立を考えざるを得ない場面も存在する。以下では、こうしたケースにおける保護者への関わりを考えたい。

2. 18歳男子の傷害のケース

本件は、18歳の少年が、少年院内で職員に対して暴行し、全治1週間の傷害を負わせたケースである。

少年の家庭は、母と妹と少年が同居していた。父は少年が14歳の時に病死した。父は、生前、少年に対して身体的虐待があった。母からも、幼少期は少年に対する身体的虐待があったが、近年は、家庭内で荒れる少年への対応に困っていた。

少年は、前件の傷害事件で少年院で処遇を受けていたが、少年院での成績は良好であり、自宅に帰ることを前提にして仮退院が近づいていたが、仮退院が間近になって母親が引き受けを拒否した。そこで代替りの帰住先を探したがなかなか見つからず、仮退院の時期が延びていった。そうしてストレスをためた少年は、はじめての規律違反をして調査を受けることになったが、その手続のための移動中に本件が発生した。

母親は、本件の審判時も、少年を引き取りたい思いはあると言いつつも、現時点では引き取ることはできないとの意見が変わらなかった。少年は、面会で母親は少年と一緒に暮らす話をするにもあるのに、結論としては受け入れないと関係者に言っているという母親の態度に振り回され、不安定になっていた。

審判では少年院送致となったが、帰住先の調整では自宅以外の帰住先を確保することがテーマになった。そして、少年に対しては、母の元に帰りたい気持ちを受け止めつつも、それが実現しないという現実を受け入れてもらい、自立を目指す方向での働きかけがなされた。

このケースでは、少年は、母に受け入れてもらいたいが、母は少年を受け入れることはできなかったため、両者が近づくことで双方が不安定になることが避けられないケースであった。こうしたケースでは、保護者への働きかけよりも、少年が保護者から自立することがテーマにならざるを得ない。

3. 14歳女子の恐喝等のケース

本件は、13歳時に友人を後ろに乗せて無免許で原付を運転し、14歳の時に、共犯の男子少年らと共に、通りがかった被害者に対して因縁をつけて2000円を喝取したケースである。

事件当時、母、姉（16歳）、少年が同居していた。父母は少年が10歳の時に離婚した。父はその後再婚しており、少年との面会交流はない。母は、成績の良い姉をかわいがり、少年には無関心な態度を隠さず、問題行動を起こすのは少年自身の責任だといひ、突き放した言動をとっていた。

少年は、小学校低学年までは問題行動はなかったが、両親の離婚後から、学校内で落ち着きがなくなり、他の生徒への暴行や万引きがはじまった。中学生になってからは学校に行かない日が増え、夜は出歩き、年上の非行少年たちと一緒に過ごすことが多くなっていった。こうした状況の中で本件各非行が生じた。

審判の過程で、少年は、母にかまってもらいたいという思いが強いことが現れてきたので、そのことについて母親と話し合った上で試験観察が始まったが、やはり母は、少年への無関心な態度や突き放した言動が出てしまい、それに接すると少年が荒れるということが繰り返された。最終的には再非行があり、試験観察を打ち切って児童自立支援施設送致となった。

このケースも、少年が母に近づこうとする度に少年が傷つけられることが繰り返されていた。こうしたケースでは、母が少年への関わり方を変えられないのであれば、少年が母と距離をとることも必要であるが、14歳では自立を目標にすることはできないし、児童自立支援施設送致となっても中学卒業時には自宅に戻ってくる。14歳の場合は、19歳と比べてさらに対応が困難になるという問題のみ指摘しておきたい。

4. 最後に

自戒を込めて振り返るが、付添人をはじめとした少年司法の関係者は、保護者に対し、支援と称しつつ、少年をなぜ受け入れないのか、なぜ少年に関心を払わないのかと責め続けてきたのかもしれない。しかし、不可能を要求してもケースの解決には向かわないし、少年のためにもならない。親子の再統合が困難なケースにおける保護者への関わりはどのようにあるべきかについて、阿部報告における問題提起を前提に考え直してみる必要がある。

3 非行少年や犯罪者を虐待してきた親と親への支援の現実

阿部恭子（NPO法人 World Open Heart）

NPO法人 World Open Heart（以下 WOH）は、2008年から加害者家族支援を開始し全国で初めて「加害者家族支援」を標榜する団体となった。当時、日本では支援組織どころか加害者家族に関する情報すら乏しかった。WOHによる加害者家族支援団体発足の情報はさまざまなメディアから発信され、全国から相談が寄せられるようになった。WOHでは、近年、年間約300件の相談を受けており、これまで軽微な犯罪から重大事件まで1800件以上のさまざまな

事件の加害者家族支援を経験してきた。

日本における加害者家族支援が諸外国の活動と比べ特異である点として、支援のニーズが捜査段階にあることが挙げられる。重大事件では、逮捕前後、加害者家族はメディアスクラム（集团的過熱取材）に悩まされる。少年事件では特に、加害少年の親への糾弾は激化する。少年による凶悪事件が発生すると、インターネット上には少年を特定しようとする書き込みが溢れ、家族の個人情報も次々と暴露されている。これまで課題となってきた報道対応として、近年、WOHがマスコミの窓口となり、一定の情報コントロールを試みるケースが増えている。米国では、凶悪事件の未成年者の親が実名と顔を出して取材に答えているケースもあり、支援現場においても加害者家族の存在感が強く、その存在は社会的に可視化されている。一方で、日本の加害者家族が実名・顔出して取材に応じることは、失職や社会的地位を失う可能性が高いことから非常にハードルが高い。特に、少年事件の保護者のプライバシーが公になれば、日本中からバッシングを受け日常生活がままならなくなることも覚悟しなければならない。それゆえ、加害者家族は誹謗中傷に堪え、事実と異なる報道に対しても沈黙を貫くほかなかった。犯罪被害者やその家族の存在が報道を通して伝えられる一方で、姿の见えない加害者家族に対し、「被害者はこんなに苦しんでいるのに加害者家族はどうせのうのうと暮らしている」といった偏見が生まれているのも致し方ない側面がある。こうした偏見を変えていくには、間接的にでも加害者家族の実情を社会に伝えていく努力が求められており、WOHでは相談者のプライバシーに十分配慮したうえで、出版や報道を通して加害者家族を取り巻く社会の在り方について問題提起を重ね、誹謗中傷や事実と異なる報道に対し、加害者家族を代理して抗議や訂正を行ってきた。メディアスクラム対応については、弁護人との連携も課題である。

日本の加害者家族は、「親」の立場からのニーズが高いことも特徴といえる。日本では、子どもが不祥事を起こした場合、年齢にかかわらず親の社会的責任を問う声が高く、親としての罪責感に長期的に悩まされている。このような社会状況に鑑み、親を中心とした「ケア」もさることながら、家族主義・家族連帯責任思想に疑問を呈するムーブメントが行われるべき時期に来ている。

4 虐待した保護者への働きかけや支援の意義と限界

岡田行雄（熊本大学）

少年法は、対象となる少年の保護者として、法律上監護教育の義務ある者ないし少年を現に監護する者と定める（2条）。さらに、少年法は、この保護者

に、少年の付添人を選任し（10条）、あるいは付添人となることもでき（10条2項）、保護処分決定に対する抗告（32条）権も付与している。加えて、少年審判規則によって、少年審判への出席（25条2項）、そこでの証拠調べの申出（29条の3）、意見陳述（30条）も認められている。他方、保護者には少年法に基づき義務も課せられている。調査や審判のための家庭裁判所への出頭義務（11条）、試験観察の条件の履行義務（25条2項2号）などがそれである。以上の規定からは、日本国憲法、子どもの権利条約、及び障がい者の権利条約に照らすと、少年法は保護者に、非行少年の成長発達権、そして、障がいのある非行少年の場合には、それに加えて少年の成長発達に向けた合理的配慮の保障に向けた様々な役割を果たすことを期待していると言える。

そして、そうした役割を保護者が果たすことができるように、従来、家裁調査官や弁護士付添人は保護者に対して、調査や審判などを通して、様々な働きかけを行ってきた。

しかし、被疑者段階から、少年法 61 条に基づき、防ぐためでもある。

しかし、保護者がそうした早期の支援を受けにくい現状にある。そこで、早期の支援に向けて求められることとして、家裁調査官等による「加害者家族」支援 NPO 活動の周知に加えて、保護者がたとえ虐待親であっても虐待被害者である可能性が高く、非行少年ともども支援を必要としている者と位置付けられるよう、視点を転換した上で、その支援に向けて様々な機関との連携を実現していくことが求められている。

文献

阿部恭子, 2015, 『加害者家族支援の理論と実践』現代人文社

阿部恭子, 2019, 『家族という呪い』幻冬舎

鈴木伸元, 2010, 『加害者家族』幻冬舎

岡田行雄, 2020, 「少年事件から考える加害者家族支援」阿部恭子編『少年事件加害者家族支援の理論と実践』現代人文社：20-35.

坂野剛崇, 2020a, 「非行臨床における加害者家族」阿部恭子編『少年事件加害者家族支援の理論と実践』現代人文社：55-69.

坂野剛崇, 2020b, 「保護者は、子どもの非行をめぐって何を体験するか」『家庭の法と裁判』26：31-37.

5 議論

フロアからは、紹介された個別ケースにかかる質問が多く出され、その中で、親を非行少年にとっての社会資源の一つとなるように圧力をかけることの問題性が浮き彫りとなった。

次いで、NPO が取り組んでいる加害者家族支援を警

少年の実名報道はなされないはずであるにもかかわらず、事件が大きく報道されることや SNS などを通して、少年及びその保護者が特定され、保護者にも様々な攻撃が加えられ、佐世保事件のように保護者が自殺に追い込まれる事例もある。こうしたバッシングを保護者が受ける結果、周囲からの孤立が促進され、保護者は傷を負ったマイナスからのスタートから少年法で求められる役割を果たさねばならない状況にある。

こうして知られた事件の少年に対する虐待歴が知られるほど、保護者に対してはより厳しい目線が向けられることになるが、自らも被虐待歴のある保護者は、そこからどう動けばいいのかわからず、途方に暮れ、あるいは、独りでそのバッシングに耐え続けざるを得ないという状況にあることも少なくない。

そこで、少年法やその上位規範からは、無力な状況に置かれている保護者への早期支援が求められている。非行少年の成長発達権保障に向けた役割を果たすことが他の保護者以上に困難だからでもあり、保護者がサポートを得られないことで感じる孤独・孤立感を察などの公的機関が行うべきかという点についても検討が加えられ、それに関連して弁護士会が中心となった加害者家族支援の場合、法的問題に限定されるなどの課題があることが紹介された。この他、少年院に収容された少年の弟妹への支援を目指すミーティングの取組みが、加害者家族支援となりうることの紹介もあった。

この他、加害者家族支援を行う NPO にとっては、非行少年の親などの家族へのメディアスクラムにどのように対応すべきかも喫緊の課題である旨の指摘もなされた。

限られた時間の中で、10 を超える多数の質問が寄せられ、活発なやりとりがなされた。その結果、とりわけ少年司法に携わる実務家にとっては、この TS で取り上げたテーマは日々直面する難問の一つであることが浮き彫りとなったように思われる。そして、今回の報告と議論を通して、虐待された少年への支援と虐待した親への支援は別々に考えるべきだという到達点も見えたように思われる。しかし、少年と親に対してそれぞれどのような支援がなされるべきかについては十分な議論ができなかった。この点が残された課題と言えよう。

国際非行申告非行（ISRД）調査日本版の現状と課題

コーディネーター・司会：作田誠一郎（佛 教 大 学）

報告者：相良 翔（埼玉県立大学）

森久 智江（立命館大学）

都島 梨紗（岡山県立大学）

齋藤 堯仁（京都大学大学院）

大江 将貴（京都大学大学院）

指定討論者：新海 浩之（府中刑務所）

伊藤 秀樹（東京学芸大学）

1 企画趣旨

本テーマセッションでは、昨年度実施した国際自己申告非行（ISRД）調査日本版の実査における課題と現状について、ISRД-JAPAN チームのメンバーである5名の報告と指定討論者2名を迎えて調査内容についての検討ならびに今後実施の予定であるISRД4に向けての課題について議論しようとするものである。

本セッションは、ISRД（世界各国の中学生に対して統一した質問紙を用いて得た結果を国際的に比較する国際プロジェクト）の第3回調査への参加をうけて、日本の実査から得られた課題や結果を話題提供者やフロアの会員とともに議論し、今後の日本における非行調査のあり方について考える契機として企画された。

この調査を通じて、警察統計等の公式統計では把握しにくい非行（万引きや薬物使用など）の実態の分析やその背景・要因に関する理論検証が進められ、国際比較を通じた国家間の共通点や相違点を把握することが期待される。しかし、実際の調査の実施においては、自治体との交渉や調査対象校との理解の相違など、多くの課題が認められた。各登壇者から種々の課題や実査の状況が述べられ、今後のISRД4への参加ならびに実査に向けて多くの知見が得られたセッションとなった。

2 ISRД実査において浮かび上がった課題

相良翔（埼玉県立大学）

日本においてISRД実査を行った際に浮かび上がった課題について、上田・相澤・大塚（2020）の記述および報告者が日本におけるISRДに携わった経験とともに、特に誤差errorに着目して報告する。

(1) サンプルングにおいて生じた誤差

社会調査の実施が年々困難になっているが、ISRД実査でも多くの困難に直面した。多くの自治体および教育委員会との交渉を行ったが、最終的に実施できたの

はZ市のみであった。実施を拒否された理由は様々であった。例えば、「調査の結果、非行に興味をもってしまっているのではないか（寝た子を起こすのではないかな）」という意見が挙げられた。ISRДの意義をいかに伝えるかは今後においても大きな課題になろう（この点に関する詳細は森久報告を参照）。

Z市の協力によりISRДを実施できたが、サンプルングにおいて誤差が生じた。Z市はISRД本部の推奨よりも小規模な都市であった。それに加えて、本部において推奨されている複数の都市での調査の実施はできなかった。国際比較調査という点から考えても、この誤差は課題であろう。

(2) 質問紙作成過程において生じた誤差

ISRДの質問紙作成過程において、特に翻訳過程において誤差が生じたと考えられる（上田・相澤・大塚2020: 64-67）。

ISRДの質問紙は犯罪学における様々な理論を検証するための質問項目が設定されている（社会的絆理論ないし社会統制理論、セルフコントロール理論、日常的行動・機会理論および社会解体・集合的効力感理論、ならびに手続的公正理論、制度的アノミー理論、状況的行動理論）。

また、ISRД本部から翻訳者ガイドが公表されている。その基本方針として、国際比較を行うことは念頭に置きつつ、実施する国の状況に合わせて柔軟に翻訳することが定められている。それに合わせて、翻訳作業を行った。その中で、以下のような点で課題が見出された。

第一に、質問それ自体が難解な場合である。例えば、状況的行動理論を検証する質問である。「友人を騙して、古い携帯電話を売りつける」という特定状況を想定させ、調査協力者がその行動をとった時の周囲の人々の反応（賞賛もしくは非難）を想像させるものであるが、おそらく回答しにくいものであったと考えられる。ISRДにおいて検証される理論への理解を深めた上で、日本の文脈に応じた設問することが今後の課題

となる。

第二に、質問に文化的な差異が大きい場合である。余暇時間の過ごし方を尋ねる質問に「コーヒーパー（coffee bars）や音楽コンサート（pop concerts）に行く」という設問があった。日本においては馴染みのない設問であったため、翻訳する上で悩むことになった。設問内容を検討した上で、最終的に「コンビニやファミレス、ゲームセンターでたむろする」と翻訳した。しかし、文化の「翻訳」によって誤差が生じる可能性が考えられる。

最後に、質問内容がデリケートな場合である。実際に Z 市内の実査において、「生徒自身では変えることができない状況についての質問」および「家庭環境や個人として何らかの問題や葛藤を抱えている生徒」を配慮した上で質問を削除することになった（上田・相澤・大塚 2020: 68-69）。質問の削除は分析にも大きく影響するため、大きな課題となった。

そのため ISRD3 の実査の経験および分析結果を踏まえて（この点に関しては大江報告および齋藤報告を参照）、ISRD4 では質問紙作成過程から関わっていく必要性が伺えた。

(3) 回答者によって生じた誤差

ISRD 本調査前に、プレ調査を行っている。そこで回答者からの感想をもらう機会をもらい、本調査にむけて準備を行った（上田・相澤・大塚 2020: 67-68）。そのため回答者によって生じた誤差は、大きくはなかったと考えられる。不同意の数も想定よりも少なく、質問に対する回答の正直さも良好であった。

しかし、タブレットの操作に不慣れな一部の生徒の存在、能力的に回答が難しい生徒への対応については課題が残った。教室で調査を行ったことによる影響についても再考の余地があると思われる（この点に関する詳細は都島報告を参照）。

(4) 調査員によって生じた誤差

当日の調査員に対しては、プレ調査を踏まえて作成されたマニュアルを配布した。また、タブレットの不具合の対応にもスムーズにできるように事前準備を行った。そのため調査員によって生じる誤差は少なかったと考えられる。しかし、どこまで質問への応答の統一さが担保できていたのかについては検証する必要がある。

文献

上田光明・相澤育郎・大塚英理子, 2020, 「国際自己申告非行調査 (International Self-Report Delinquency Study: ISRD) の日本における展開」『罪と罰』57(3):60-72.

3 ISRD3 実査のための交渉過程にみる自治体等との協働に向けた課題について

森久智江（立命館大学）

ISRD3 では、公立／私立の別を問わず、原則、人口 50 万人以上の都市をベースに、当該都市にあるすべての学校・学級が母集団に含まれ、そこから生徒数に応じた確率比例で学級をサンプリングしなければならない。ゆえに、ISRD の実査を行うにあたって、対象となりうる自治体との交渉を行うことは不可欠であった。

しかし実際には、複数の自治体との交渉を行ったものの合意に至ることはできず、プレ調査段階においては個別の学校単位での調査実施、本調査においても、人口 50 万人以下の Z 市で調査を実施することとなった。

本報告は、今次の ISRD3 実査における自治体等との交渉過程を振り返りつつ、今後の ISRD 実査を契機とした自治体や学校との協働に向けた課題と展望について、若干の検討を行うものである。

(1) 自治体等との交渉プロセス

ISRD3 実査に際しては、以下のようなプロセスで交渉を行った。

- 1 各自自治体の教育委員会等にコンタクトを取り、大まかな調査趣旨を話したうえで、こちらからの説明のためのアポイントメントを取る。
- 2 実際に、自治体へメンバーが調査概要の説明に向かう。
- 3 自治体の「校長会」での調査概要説明を実施する。
- 4 自治体から調査可否を通知される。

交渉実施前、ISRD3 調査項目に対する生徒による回答の困難や、学校現場の忙しさについて、われわれとしてもその認識は有していた。そのため、交渉が一定難航するであろうことを予測していなかった訳ではない。

ゆえに、われわれとしては、調査の意義について、学校現場のトップである「校長（会）の納得と合意を得ることが重要」であるものと予想し、そのための説明準備を入念に行ってきた。

(2) 交渉における実際の反応

しかしながら、実際の交渉において、各自自治体や教育委員会、校長（会）の納得を得ることはきわめて困難であった。そこで聴かれた反応は、概ね以下の 4 つの点に関するものであった。

- 1 生徒対応・保護者対応が必要となった場合への懸念
調査において回答した生徒やその保護者から、「こ

んな質問を生徒に対して行うことを学校は許可したのか」等のクレームが出された場合、その対応に調査チームがどこまで責任を持てるのかといった点についての懸念が示された。

そもそも、ISRD3においてはOpt-out方式の保護者同意手続きが採られていること、またその際、当チームの電話による問い合わせ先を明示し、問い合わせがあれば事前・事後ともに対応を行うことを伝えたものの、懸念を払拭することは困難であった。

2 「非行や薬物への興味」の喚起や、生徒のトラウマへの懸念

調査項目の中に、薬物使用や暴力等、非行行為や被害経験等に関する経験や価値観を尋ねるものが含まれることから、「薬物への関心を却って喚起してしまうのではないか」、「何らかの被害経験を有する生徒のトラウマを刺激するのではないか」等の懸念が示された。

これらについても、回答する生徒は、あくまで任意で答えない質問のみに答えることが前提であり、その旨回答前に十分な説明を行うことや、何らかの精神症状等が生じた際のための医療機関との連携等についても説明を行ったが、十分な納得を得ることはできなかった。

3 教育委員会と現場の意見の相違

自治体によっては、ISRD3による調査の結果に関心を寄せた教育委員会も存在しており、その交渉段階においては、実査可能との結論を得られそうな自治体もあった。しかしながら、「現場」である校長会で強い異論が出された場合、その声を委員会がトップダウンで抑えることは困難であり、結果的には当該自治体における実査は実現しなかった。

そのような場合、教育委員会としては「正式ルート（文科省）から依頼してくれれば（するべき）」実査可能との反応もあったが、それは却って現場の反発を招く可能性が高いように思われる。

4 学校側のメリットの有無

ISRD3に限らず、学校現場を対象とした調査の多くは、調査実施側にのみメリットがあり、学校側には何らメリットが無いのではないかと疑念が呈された。

そもそも学校の基本的な年間スケジュールがきわめて過密である中、調査時間を確保することに対して、学校現場では強い負担感がある。OECDによる学習到達度調査（PISA）等は現場でその調査の必要性を認識できる一方、今次のISRD3を含め、多くの調査については、その必要性や学校現場にとってのメリットについて、非常に懐疑的な目を向けられていたものといえる。

この点につき、ISRDでは国際的な統一ルールとして、調査時の教室では教員不在で行うこと、生徒個別の回答やクラス単位の回答をフィードバックするこ

とはできないこと等を説明し、それでもなおISRDのような定量的・基礎的調査が日本にはいまだ存在せず、今後の様々な政策決定等においてかような調査は重要な意味を有すること等を説明したものの、現場にとって即時的なメリットとしては理解されにくかったものといえる。

(3) 若干の検討と今後の課題

今回の交渉過程を振り返り、われわれにとっての最も大きな今後の課題は、「ISRDという調査の意義をいかに学校現場に（あるいは社会的にも）伝えていくのか」ということである。

ISRDという調査の意義は、少年の非行行為や被害経験に関する国際標準の定量的調査であること、それにより、政策策定に資する科学的知見が提供可能な点にある。日本においてかような調査が他に存在しない現時点において、その実施には大きな意味がある。しかし、われわれに求められていることは、学校現場にとってより詳細かつ具体的なメリットを、わかりやすく説明していくことであり、また、そのような説明が可能となるためには、学校や自治体との日常的な関係性構築が必要である。

学外（家庭や地域）で生徒が有する様々な問題に対し、学校は、何らかの形で事件化して初めてかかわることも少なくない。一方で、個別の生徒の事情を把握し、非常に熱心に生徒と向き合い続けている教員も多々存在している。現状、このような教員個人による尽力が生徒や学校を支えていることは疑いない。ただ、子ども本人の声に向き合うのは、現場の教員のみによって行われるべきことであろうか。本来的には、子どもの置かれている現実を社会全体として捉え、構造的に存在する問題の解決を図っていくことや、学校内外の教員以外の専門職や地域との協働による問題解決を模索していくことも、やはり必要不可欠なのではないだろうか。

実際、今次の交渉においては、生徒に対するサポートに熱心な教育関係者ほど、この調査に対する拒否的反応を見せることが少なくなかった。特に、子ども本人から調査項目への回答を得ること、その際の、質問項目に対する子どもの側の受け取り方が問題視され、かつて自身が出会った具体的な生徒の顔が浮かんでしまう、という関係者もいた。

このようなリアクションに遭遇するたびに、子どもの直面する問題につき、「大人として、社会として何かしら対応していかなければならない」という意識において、われわれ研究者と学校関係者の間に、大きなギャップはないのではないかとも思われた。しかしこのような意識の共有のためには、単独の調査実施に向けたコミュニケーションのみでは限界がある。

今次のZ市での実査時、ある学校では、今回の調査

を機に、少年法や非行問題に関する教員に対する研修等への協力を求められた。このような学校側のニーズについて、われわれは十分に把握できていなかったことを真摯に反省しなければならない。こうした機会を通して、日常的な関係性構築と問題意識の共有を行っていくことが、現状について「何を知るべきなのか」、また、それを通して「何をどう解決していくべきなのか」に向けた協働への第一歩となるのではないだろうか。

文献

上田光明・相澤育郎・大塚英理子, 2020, 「国際自己申告非行調査 (International Self-Report Delinquency Study: ISRD) の日本における展開」『罪と罰』57(3):60-72.

4 ISRD3 実査過程の考察：生徒指導と学級集団の観点から

都島梨紗 (岡山県立大学)

(1)報告の目的

ISRD3 では学校・学級単位で iPad を用いた質問調査を実施した。本報告の目的は、学校での実際過程を振り返り、調査の特徴や課題を生徒指導・学級集団の観点から検討を加えることであった。さらに本報告では、調査を行った Z 市の公式統計を用い、Z 市の特徴について合わせて報告を行った。

(2)調査の様子

ISRD では実査を進める際に、当日の出席者数や回答所要時間、回答時の様子などに関する状況報告書が用意されている。ISRD3 の実査を進める際も同フォームをもとにして各学校の様子を記録した。

実査当日の欠席率は 2.5%~11.9%であった。しかし、「当日の欠席」という事実しか情報として得ることができず、欠席生徒がいわゆる「不登校」状態にあるのかどうかなどは判別できなかった。

実査では回答しやすい教室づくりを行うため、クラス担任には教室から退室してもらい、調査員だけで調査を実施した。公立校の多くでは調査開始時に「定期テストの机にきなさい」とクラス担任が指示すると、すぐに隣の生徒と距離を取り、静粛な雰囲気になり替わった。

また、回答所要時間は概ね 10 分~40 分とクラス内ではばらつきがあったが、はやく回答が済んでしまった生徒は自ら宿題や課題・読書を行い、調査に支障になるほどの私語は起こることなく、立ち歩きもなかった。

iPad を用いて調査を行ったことで、生徒の関心も引くことができた。タブレット端末は調査時点で、公立学校では教育物資として普及しておらず、普段学校で使用できない物を使用することができて嬉しそうに

している様子も観察された。また、iPad 操作は概ねフリック入力で行い、操作ができないために調査を中断した生徒はいなかった。

全体として概ね静粛な雰囲気で行ったが、生徒同士での私語が見られることもあった。内容としては、「操作について」、「質問の意味について」であった。質問については基本的に挙手で個別に調査員が対応することとしていた。私語で行われる質問についても極力調査員が介入して、回答するように努めた。なお、よく聞かれた質問として 2 つあった。1 つは、「夜の帰宅時間」に関して、習い事や塾のある日を含むかどうかという質問である。もう 1 つは、「家にある本」に関して漫画を含めるかどうかという質問である。

(3)生徒指導研究の視座による実査の検討

教育学では、学級ごとの児童生徒の様子や集団の雰囲気の違いを「学級風土」と呼んでいる。特に生徒指導研究では「学級風土」が児童生徒の問題行動や学力に関連するとし、「良い」学級風土を保つための学級経営や運営の方法論が大量に蓄積されてきた。

例えば、曾山(2014)や品田(2014)は、学級内のルール作りを基盤として、肯定的な声掛けをする関係性や、間違いを恐れない雰囲気づくりというように、生徒同士の人間関係作りを行うことができるという。また、土田(2016)や水上(2016)は新学期開始 1 週間やゴールデンウィークまでの期間で「良い」学級の雰囲気を作ることが重要だという。こうした論を踏まえて調査を振り返ると、今回の調査時期は 12 月であったため、学級の雰囲気はある程度完成されている時期だったと考えられる。

さらに、池田(2006)や林(2006)は生徒指導によって生徒の生活習慣に介入することで、日々の学習習慣の改善や学習意欲を高められると述べている。特に林は朝の読書週間を全校で取り入れることが、生徒の習慣化に寄与すると述べる。ISRD の実査では回答終了後の待ち時間に課題や読書に取り組む生徒がほとんどであった。こうした論を踏まえれば、学校や学級ごとの違いも含めた調査・分析が必要不可欠であるとも考えられる。また、学校や学級単位で調査結果をフィードバックしていくことで、今後のより良い生徒指導や学級・学校運営に役立てることも可能である。今回は Z 市との取りきめにより、分析することはできないが、ISRD4 以降では上記視点も踏まえて調査計画を組む必要がある。

(4)Z 市の特徴について

Z 市の公式ウェブサイトより、刑法犯少年推移(10 年分)と 2019 年度学力・学習状況調査の結果に関するデータを得ることができた。

まず Z 市の刑法犯少年推移であるが、人口 1000 人

当たりで比較をしたところ、2016年及び2018年を除き全国平均より少ない値を示していた。Z市所在県と比較しても、2016年を除き少ない値を示していた。

次に、学力の状況であるが、全国平均を1とした場合、Z市は国語：0.97、数学：0.98、英語：0.99の値を示していた。国語・数学・英語においていずれもほぼ全国平均と同水準である。

(5) 当日の論点

本報告に対して、「刑法犯少年が全国平均に比べ低い水準であるZ市は日本の代表サンプルとして適切か」という問いがあった。

Z市での調査は、相良・森久報告でも述べられているように、調査が困難を極めたため、地域を選ぶ余地が我々になかったという点大きい。一方で、ISRD本部の調査プロトコルには少年非行の数値に関する制約がない。そのため、全国平均と調査地域の少年非行検挙数が必ずしも同水準でない可能性は、他国も同様である。ただし、「低い水準のZ市の結果を日本のデータとすることで、かえって日本の犯罪率の低さを強調してしまう問題が考えられるのではないか」という指摘を受けた。今後国際学会で報告を行う際には、Z市の少年非行の状況説明を加える必要があるのではないかというコメントもあった。

次に本報告に対する質問として、「学校・学級単位で調査を行うことによる漏れの問題があるのではないか」という問いがあった。

調査当日の欠席率は2.5%~11.9%であったが、その中に非行少年や「不登校」の生徒が含まれているのかどうかはわからない。しかしながら、そもそも非行少年は学校に通わず、調査に漏れてしまう場合が多いという指摘を受けた。ISRD4ではウェブベースの調査も実施するため、対面とウェブ双方を活用することでより漏れを少なくしていくという方法がありうる。加えて、児童自立支援施設併設の学校も含めて調査を行うという方法も考える。ただし、ISRD本部の調査プロトコルとサンプリングが異なってくるため、その場合はプロトコルとの調整も必要になるだろう。

文献

林公、2006「朝の読書における学力と生徒指導の問題」

『月間生徒指導』1月号:10-15.

池田修、2006「学習環境を整えて授業に向かわせる」

『月間生徒指導』1月号:20-23.

水上和夫、2016「ゴールデンウィークまでに学級のカラーをつくる」『児童心理』Vol.70,No.6:18-25.

曾山和彦、2014「学級づくり・新学期スタートのポイント」『児童心理』Vol.68,No.5:41-46.

土田雄一、2016「初めの一週間が学級の基礎をつくる」『児童心理』Vol.70,No.6:11-17.

X県警、2019「令和元年度少年非行概況」.

Z市市役所 web ページ、「統計情報(自治体の特定を避けるため URL の引用は控える)」.

5 ISRD3 による非行の国際的研究

齋藤堯仁 (京都大学大学院)

本報告の目的は、ISRD3 による非行の国際的な研究動向を検討することである。世界各国の調査実施と知見の概要を参照し、現状における課題と今後の展望について考察する。

(1) ISRD3 の国際的動向

ISRD は、非行と被害の規模と実態の測定、非行と被害に関連する理論の検証、政策へ関わる知見の発展、異なる文化的背景における自己申告調査の方法の発展の4つを主たる目的として、世界各国で実施されてきた。ISRD3 においては、世界6地域、41カ国を対象とし、2012年から2019年にかけて調査が行われた。さらに、得られたデータに基づく論文が近年盛んに発表され、雑誌にISRD3の特集が組まれるなど、非行研究において世界的に注目されている調査である。

(2) ISRD3 による海外の諸研究

本報告では海外において発表された論文の検討を通じて、ISRD3 の国際的動向を概観するとともに調査における特徴と利点について論じる。

ISRD3 の特徴の一つに、上述の主目的の一つである被害経験と非行行動に関する項目が含まれる点が挙げられる。例えば Teijón Alcalá and Birkbeck (2019) においては、被害経験と非行の関連性について、一般緊張理論 (General Strain Theory, Agnew 1992) の国際的な検証研究を行い、被害経験が少年のその後の非行・物質乱用の可能性を高めることが示されている。また Steketee et al. (2019) においては、両親からの虐待が少年のその後の暴力的な逸脱行動へもたらす影響について検討されており、ISRD3 のデータを用いてその関連性が実証的に示されている。

また ISRD3 は状況的行動理論や社会解体論など、様々な理論的枠組みに基づいて設計されているため、質問項目が幅広い点も特徴である。De Buck and Pauwels (2019) は、非行行動へと至る過程において非行親和的な友人から受ける影響を、少年が有する衝動性の程度によって2通りに分類する「Dual-System」アプローチ (Thomas and McGloin. 2013) のリテストを、ISRD3 のデータを用いて行なっている。本論文における「Dual-System」のような調査設計時では想定されていない理論の検証研究も、幅広い質問項目を有する ISRD3 から得られたデータを用いることによって可

能となり、こうした点から本研究は ISRD データの副次的な利用方法の一例であるといえる。

さらに ISRD3 は複数の国・地域を対象としているため、サンプルサイズが大きい点に加え、そこに十分な文化的多様性が含まれている点も特筆に値する。van der Gaag (2019) は、移民的背景を有する少年は、その国出身の少年に比べてより非行行動へと至る傾向にあるという「The Crime-Immigration Nexus」(犯罪-移民連関)の検討を ISRD3 のデータを用いて行なっている。当分析にはサンプルに移民第一世代・第二世代が一定数含まれていることが求められ、よって本研究も世界的な非行調査である ISRD3 のデータを利用する意義が明確に窺える研究事例であるといえるだろう。

(3) 調査実施及び研究における諸課題

PISA や TIMSS といった学業的知見や実績につながりやすい社会調査の実施状況は近年好調である一方で、ISRD のような学校現場にとって明確かつ直接的な見返りに乏しい調査に関しては、調査実施に協力してくれる学校を選定する際の困難性が世界的に見受けられることが報告されている (van der Gaag et al. 2019)。特に、少年の調査における厳格な倫理規定により、薬物問題や性行動などセンシティブな質問を含んだ調査は敬遠される傾向にあり、学校側が調査の価値を見出せるような工夫、そしてその興味を織り込ませる方法を模索することが必要とされる。さらに、調査拒否・無回答の学校の特徴を収集することも今後の調査設計において重要となるだろう。

また、逸脱行動についての自己申告による回答という点について、実施国の属性・文化による影響がみられるという指摘がある (Enzmann et al. 2018)。HBI (Human Development Index, 平均寿命・教育・経済の 3 つからなる人間発達指標) の低い国においては、たとえ匿名であっても、社会的にふさわしくない行為に関する自己申告をためらう傾向にあり、その背景には「社会調査に馴染みがない」「調査や社会そのものへの不信感」があることが考えられる。この点は、各国の調査結果における自己申告された非行行動について、それらを単純比較することの危険性を示唆しているといえるだろう。

(4) 今後の展望

今後予定されている ISRD4 について、常に変動する世界情勢や少年の生活環境に対応し、調査内容・項目の最適化が求められる一方、従来の ISRD との比較可能な連続性の維持もまた重要であるといえる (Ineke Haen Marshall, Katharina Neissl and Anna Markina, 2019)。また国や都市、学校レベルの影響を考慮したマルチレベル分析の可能性がこの先の ISRD による研究において見込まれるだろう。さらにこれらに関連して、

調査が実施された国々において英語以外の言語を用いた研究成果が発表されていることは論点といえる。ISRD3 に基づく国際的な非行研究はこの先さらに充実していくことが見込まれ、それゆえに国を越境した知見の共有は不可欠である。調査内容の最適化と諸課題の克服を通して、ISRD による非行研究のさらなる国際的発展が期待される。

文献

- Ann De Buck and Lieven J. R. Pauwels, 2019, “Are Impulsive Adolescents Differentially Vulnerable to Normative or Situational Peer Influences? A Partial Replication Study”, *Contemporary Criminal Justice*, 35 (4) :461-483.
- Dirk Enzmann, Janne Kivivuori, Ineke Haen Marshall, Majone Steketee, Mike Hough, Martin Killias, 2018, *A Global Perspective on Young People as Offenders and Victims (First Results from the ISRD3 Study)*. Cham, Switzerland.
- Ineke Haen Marshall, Katharina Neissl and Anna Markina, 2019, “A Global View on Youth Crime and Victimization: Results From the International Self-Report Delinquency Study (ISRD3)”, *Contemporary Criminal Justice*, 35 (4) :380-385.
- Ineke Haen Marshall, Majone Steketee, 2019, “What May Be Learned about Crime in Europe (and Beyond) from International Surveys of Youth: Results from the International Self-Report Delinquency Study (ISRD3)” *European Journal on Criminal Policy and Research* (25) :219-223.
- Majone Steketee, Claire Aussems, and Ineke Haen Marshall, 2019, “Exploring the Impact of Child Maltreatment and International Violence on Violent Delinquency in an International Sample” *Journal of Interpersonal Violence* :1-31.
- Marco Teijón-Alcalá and Christopher Birkbeck, 2019, “Victimization, Crime Propensity, and Deviance: A Multinational Test of General Strain Theory” *Contemporary Criminal Justice* 35 (4) :410-430.
- Olga Siegmunt and Anastasiia Lukash, 2019, “Classroom Heterogeneity, Immigration Background, and Juvenile Delinquency in Switzerland: An Exploratory Study” *Contemporary Criminal Justice* 35 (4) :484-505.
- Renske S. van der Gaag, 2019, “The Crime-Immigration Nexus: Cultural Alignment and Structural Influences in Self-Reported Serious

Youth Delinquent Offending Among Migrant and Native Youth” *Contemporary Criminal Justice* 35 (4) :431-460.

Renske S. van der Gaag, Lauren Herlitz, and Mike Hough, 2019, “Contemporary Challenges in School Recruitment for Criminological Survey Research: Lessons From the International Self-Report Delinquency Study in England, Germany, the Netherlands, and the United States” *Contemporary Criminal Justice* 35 (4) :386-409.

6 日本の少年非行の現状：ISRD3の調査結果より

大江将貴（京都大学大学院）

(1) 報告の目的

本報告の目的は、ISRD3の結果の概要を報告し、日本の少年非行の現状を示すことである。

(2) 調査の概要

実査は2019年12月9日～19日、2020年2月5日・7日に、Z市で行った。サンプリングはISRDプロトコルに従った。Z市内に在籍する中学生は約6200名、サンプリングされたクラス数は53クラス（在籍生徒数約1900名）、調査を実施できたクラス数は37クラス（在籍生徒数1362名）であり、当日の欠席者・不同意者を除く回答者数は1228名であった（上田・相澤・大塚 2020: 68）。

回答者の内訳は、1年生364名（男性188名、女性176名）、2年生440名（男性226名、女性214名）、3年生422名（男性223名、女性199名）であった。回答者1228名のうち2名はデータクリーニングを経て無効扱いとした。

(3) 自己申告非行の結果

それぞれの自己申告非行の結果は次の通りであった。

落書き 5.5% (n=1217)、公共物の破損 1.6% (n=1217)、窃盗 4.3% (n=1215)、住居侵入 0.7% (n=1216)、自転車盗 0.9% (n=1214)、バイク自転車盗 0.8% (n=1203)、自動車の部品盗 0.7% (n=1208)、お金目的の暴力・おどし 0.5% (n=1215)、暴力を伴わない窃盗 5.2% (n=1212)、凶器の所持 2.6% (n=1209)、公共の場での集団でのけんか 6.3% (n=1212)、棒やナイフで暴行 1.6% (n=1216)、違法ダウンロード 7.2% (n=1211)、薬物の販売 0.5% (n=1214)、違法行為に伴う警察官とのかかわり 9.7% (n=257)、飲酒 32.1% (n=1212)、大麻の使用 0.2% (n=1214)、エクスタシー・LSD・覚せい剤の使用 0.1% (n=1214)、ヘロイン・コカイン・クラックの使用 0.1% (n=1206)。

以上の結果から、総じて非行の経験率は低いことが示唆される（たとえば、自転車盗や薬物の使用）。

一方で、飲酒の経験率は32.1%と高い経験率を示している。

(4) 分析

自己申告非行の結果から経験率の比較的高い、飲酒、違法ダウンロード、公共の場での集団的なけんか、落書き、暴力を伴わない窃盗の5つの非行について、学年と性別でクロス表分析（5%水準での有意性検定）を行った。

第1に、飲酒について分析した。「あなたは、これまでにお酒を飲んだことはありますか」という質問で、あると回答した者は389名（32.1%）であった。学年とのクロス表分析を行ったところ、有意差が見られた（ $\chi^2=39.598$, $df=2$, $p=0.000$ ）。学年が上がるにつれ、飲酒経験があると回答した者が多かった。次に性別とのクロス表分析を行ったところ、有意差は見られなかった（ $\chi^2=0.008$, $df=1$, $p=0.929$ ）。

第2に、違法ダウンロードについて分析した。「あなたは、生まれてから今までの間、インターネットから音楽や映画を違法にダウンロードしたことがありますか」という質問で、あると回答した者は87名（7.2%）であった。学年とのクロス表分析を行ったところ、有意差が見られた（ $\chi^2=17.620$, $df=2$, $p=0.000$ ）。学年が上がるにつれ、違法ダウンロードの経験があると回答した者が多かった。次に性別とのクロス表分析を行ったところ、有意差は見られなかった（ $\chi^2=1.845$, $df=1$, $p=0.174$ ）。

第3に、公共の場での集団的なけんかを分析した。「あなたは、生まれてから今までの間、路上や公園、他の公的な場所で、集団でのけんかに参加したことがありますか」という質問で、あると回答した者は76名（6.3%）であった。学年とのクロス表分析を行ったところ、有意差が見られた（ $\chi^2=6.828$, $df=2$, $p=0.033$ ）。学年が上がるにつれ、公共の場での集団的なけんかに参加したことがあると回答した者は少なかった。次に性別とのクロス表分析を行ったところ、有意差は見られなかった（ $\chi^2=2.654$, $df=1$, $p=0.103$ ）。

第4に、落書きを分析した。「あなたは、生まれてから今までの間、かべ、電車、地下鉄やバスに落書きをしたことがありますか」という質問で、あると回答した者は70名（5.8%）であった。学年とのクロス表分析を行ったところ、有意差は見られなかった（ $\chi^2=0.835$, $df=2$, $p=0.639$ ）。次に性別とのクロス表分析を行ったところ、有意差は見られなかった（ $\chi^2=0.001$, $df=1$, $p=0.976$ ）。

第5に、暴力を伴わない窃盗を分析した。「あなたは、生まれてから今までの間、暴力やおどしを使わずに、だれかからものを盗んだことがありますか」とい

う質問で、あると回答した者は63名(5.2%)であった。学年とのクロス表分析を行ったところ、有意差は見られなかった($\chi^2=0.045$, $df=2$, $p=0.978$)。性別とのクロス表分析を行ったところ、有意差は見られなかった($\chi^2=1.365$, $df=1$, $p=0.243$)。

分析の結果、取り上げた5つの自己申告非行のうち、有意差が見られたのは学年のみであった(飲酒、違法ダウンロード、公共の場での集団的なけんか)。性別は、いずれの自己申告非行においても有意差は見られなかった。

(5) 今後に向けて：予備的分析

今後に向けた予備的分析として、飲酒経験の有無と違法ダウンロードの有無を従属変数としたロジスティクス回帰分析を行った(表1、表2)。

独立変数は、学年、性別(男性ダミー)、家庭の文化資本(「過去1年、家の人に図書館に連れて行ってもらった」、「過去1年、家の人に博物館や美術館に連れて行ってもらった」など5項目、回答を間隔尺度とみなして合算、クロンバックの $\alpha=0.621$)、両親への愛着(「父親と仲が良い」、「母親と仲が良い」など4項目、同上、クロンバックの $\alpha=0.767$)、学校への愛着(「私は、朝学校に行くのが楽しい」、「私は学校が好きだ」、「私のクラスはおもしろい」の3項目、同上、クロンバックの $\alpha=0.803$)とした。

表1 飲酒経験の規定要因

従属変数 独立変数	飲酒ダミー			
	B	S. E.	有意確率	Exp (B)
学年	0.518	0.087	0.000	1.679
男性ダミー	0.000	0.134	0.999	1.000
家庭の文化資本	-0.008	0.025	0.765	0.992
両親への愛着	-0.026	0.027	0.343	0.975
学校への愛着	-0.109	0.030	0.000	0.896
定数	-0.261	0.582	0.654	0.770
-2 対数尤度	1315.120			
Cox-Snell R ² 乗	0.055			
Nagelkerke R ² 乗	0.076			
ケース数	1095			

表1では、学年と学校への愛着が統計的に有意となっている。

表2 違法ダウンロード経験の規定要因

従属変数 独立変数	違法ダウンロードダミー			
	B	S. E.	有意確率	Exp (B)
学年	0.511	0.162	0.002	1.635
男性ダミー	0.260	0.241	0.281	1.182
家庭の文化資本	-0.044	0.047	0.345	0.939
両親への愛着	-0.114	0.041	0.005	0.891
学校への愛着	-0.051	0.051	0.324	0.900
定数	-0.936	0.940	0.320	0.268
-2 対数尤度	546.840			
Cox-Snell R ² 乗	0.028			
Nagelkerke R ² 乗	0.067			
ケース数	1093			

表2では、学年と両親への愛着が統計的に有意である。

それぞれの結果からは、学年が上がると飲酒経験、違法ダウンロード経験が増加することがわかる。そして、学校への愛着は飲酒行動を抑制すること、両親への愛着は違法ダウンロードを抑制することが示される。しかし、表1・表2からもわかるように、Nagelkerke R²値はどちらも低い。独立変数の検討も含め、それぞれのモデルを改善していくことが今後の課題である。

文献

上田光明・相澤育郎・大塚英理子, 2020, 「国際自己申告非行調査(International Self-Report Delinquency Study: ISRD)の日本における展開」『罪と罰』57(3): 60-72.

指定討論1 ISRD 調査の意義と実査に対する若干の疑問

新海浩之(府中刑務所)

1 本調査の意義

本調査は発表でも触れられており、様々な困難の中、研究チームが粘り強い交渉と努力で実査に漕ぎつけて、貴重なデータを収集されたことにまずは最大の敬意を表したい。

日本の社会学においては、欧米、特に米国の社会学と比較して定量的研究がやや少ないことが指摘されており(山本・太郎丸 2015)、この傾向は犯罪社会学でも同様と思われる(新海 2020)。そのような中、本調査のような意欲的な定量的研究がなされたことは非常に意義深い。特に、報告中でも言及されたとおり、本調査には非行の自己申告に限らず、多様な伝統的犯罪・非行原因論を検証するための質問が埋め込まれており、それらの組み合わせによって設計時には新たな理論の検証も可能であることは非常に意味深い。

さらに、本調査のデータはアーカイブとして保存される予定と聞く。欧米では大規模調査のデータを貸し出すことで、大規模データ収集の資力や経験に乏しい若手研究者の育成手段ともなっており、本調査がその方向でも活用されることを期待したい。加えて、大規模社会調査に当たっては、本体となる研究部分に留まらず、実施に当たっての方法論や苦労した点、秘訣などの経験を共有することも重要であり、その点すでに公表された論文（上田・相澤・大塚 2020）に限らず、方法論の議論の発展の可能性もあるのではないかと。

2 本調査に対する疑問点

本調査の大きな意義は認めつつ、あえて疑問点をいくつかあげてみたい。

(1) 伝統的自己申告調査の意義

第一点目は、伝統的な自己申告非行調査の根源的な問題である。少年非行は万引きや落書き、軽微な物質乱用等、被害が判明しにくいものが大半であってそれ故に警察の認知に及ばないことが多く、実態把握のために自己申告非行調査が必要であるというのは伝統的犯罪学の常識である。しかし、本調査を含む多くの自己申告非行調査は横断的なものである。一方で、Moffitt (1993) は、縦断調査に基づき、ごく一部の頻回に問題行動を継続する少数の者が存在する一方で、問題行動を起こしたとしてもそれは青年期に限定され、年齢と共に解消される多くの者が存在するとする Dual Taxonomy を主張し、その後発展したライフコース犯罪学においては、その後、多くの縦断調査を通じてその知見が追認されている。その知見に立脚すると、青年期の一時期だけを切り取る横断的な非行実態把握にどのような正当性を見出すことできるのか、という疑問が呈される可能性があることを意識する必要があるだろう。

(2) 調査者と被調査者（実務家）の互惠関係

伝統的な自己申告非行調査に意義を認めたととしても、今回の報告の中でもさまざまに触れられ、ISRD3 を実施した海外の研究者たちも指摘していたように (van der Gaag et al. 2019)、現在、学校等の場面で非行実態調査をしようとする研究者は自治体や学校側との交渉において大変な苦労を強いられる、という実際上の問題がある。これは、研究者は問題行動全体を俯瞰的に見ることを重視するが、実務者は多忙であり、学力達成度等の実務に直結した調査ならともかく、問題行動の全体傾向把握にさほどのメリットを感じないということであろう。また、ある種の質問が「寝た子を起こす」とか、「生徒自身の個人的な状況や問題や葛藤を抱えている生徒への侵襲的な質問には倫理的な問題がある」という懸念には一面の真実は認められる一方で、問題行動を呈した人たちに多く触れた経験から見ると、そのような懸念を全面に押し出すこと

は問題行動の本質から遠ざかってしまうと言う弊害も感じられるところであり、なかなか双方の立場が一致することは難しい。

双方の不一致を乗り越えるためには、調査の有用性を粘り強く説明することは言うまでもないが、調査される側に利益となる項目を盛り込むことも一案なのではないだろうか。例えば、調査項目に学校側の必要とする情報を盛り込み、問題を発見したときのアフターケアを行うことや、生徒たちに対して困りごとの相談窓口を紹介するなどが考えられるのではないだろうか。

(3) 分析上の技術的問題

報告中の分析は非常に興味深いものだった。しかし、いくつか技術的な問題も見られたように思う。

まず、ISRD3 では学級を分析クラスタとしているが、これは、調査の対象がすべて学級に出席していることが前提になっている。しかし、問題を抱えている生徒ほど学校に近寄らず、登校したとしても保健室登校になることも多いことから考えると、結果的に問題が過小に捉えられがちになるのではないだろうか。次回予定される ISRD4 ではネット調査が予定されているということで、より幅広く対象にリーチすることが可能だと思われるが、引き続き不登校生徒の捕捉に配慮が必要になると思われる。

次に、今回報告された結果中、具体的な問題行動の経験率について、奇異と思われる点があった。飲酒や違法ダウンロードについては経験者の割合が年齢を追うごとに上昇している一方、公共の場での集団的なけんかの経験率は学年が上がるごとに減少している。比較対象として紹介された内閣府調査の質問ではこれらについて、「最近1年間に友人と」という限定を付しているのに対し、本調査での質問は「今までの経験」と尋ねており、学年が上がるごとに経験率が減少することは常識的に了解しづらい。質問の理解度及び特徴的なコホート効果について、再度検証が必要になるだろう。

最後に、報告中の予備的分析で示されたロジスティック回帰では独立変数を「家庭の文化資本」、「両親への愛着」及び「学校への愛着」として該当する回答を合算した値を用いている。合算された各項目は Cronbach の α の値も高く、それなりの内的整合性をもっているようだが、選定の根拠が曖昧であり、厳密に考えるとこれらの構成概念の構造について因子分析等を通じて検証することが必要だと感じられた。さらに、ロジスティック回帰モデルで Nagelkerke の R 二乗等で示される説明力が極めて低いことは、検討された構成概念が問題行動にある程度の影響を及ぼしていることは確かだとしても、実際上の関与の度合いは小さく、その他の重要な要因を見逃しているのではないかと疑問を招く。今後、さらなる検討が必要だ

と思われる。

3 結語

以上のとおりいくつかの疑問点を指摘したが、このような意欲的な調査の発展は大いに歓迎すべきことである。今後予定される ISRD4 は新たなサンプルに対する調査とのことである。パネル調査ではないことは残念ではあるが、今回調査に参加した自治体及び学校に継続的に協力いただければ、本調査をコホート調査のように分析できる可能性もある。その方向での発展にも期待したい。

[文献]

Moffitt, T. E., 1993, “Adolescence-Limited and Life-Course-Persistent Antisocial Behavior: A Developmental Taxonomy.” *Psychological Review* 100(4): 674-701.

新海浩之, 2020, 「日本犯罪社会学会: 歴史・活動・研究分野と研究の方法」『矯正研究』(3): 226-230.

上田光明・相澤育郎・大塚英理子, 2020, 「国際自己申告非行調査 (International Self-Report Delinquency Study: ISRD) の日本における展開」『罪と罰』57(3): 60-72.

山本耕平・太郎丸博. 2015. 「社会学の方法と引用文化の日英米比較」『理論と方法』30(2): 165-180.

van der Gaag, Renske S., Lauren Herlitz, and Mike Hough, 2019, “Contemporary Challenges in School Recruitment for Criminological Survey Research: Lessons from the International Self-Report Delinquency Study in England, Germany, the Netherlands, and the United States.” *Journal of Contemporary Criminal Justice* 35(4): 386-409.

指定討論 2 ISRD3 実査に対する教育社会学者からの 3 つの疑問

伊藤 秀樹 (東京学芸大学)

今回の 5 つの報告のうち、冒頭の 3 つの報告 (相良報告・森久報告・都島報告) では、ISRD3 の実査をめぐる困難が挙げられている。私も学校での質問紙調査の実査経験があるため、困難をきわめた実査については「お疲れさまでした」の言葉をお伝えしたい。

ただし調査・研究は、実査が困難をきわめたから価値があるのではなく、そこで明らかにしたことにより意義があるから価値があるとみなされるものだろう。しかし、今回の報告だけでは、私は本調査の意義を十分に理解することができなかった。そのため、本調査にまつわる以下の 3 つの疑問を、(失礼は承知で) 報告者に投げかけることとした。

第 1 に、今回の調査対象である Z 市は、国際比較を行ううえで調査対象として適切ではないのでは? という、研究の国際的な意義に関わる疑問である。相良報告・森久報告・都島報告では、実査の過程でデータに「誤差」を生じさせたかもしれないさまざまな要因が指摘されている。しかし、挙げられた数々の要因の中で最もクリティカルだと考えられるのは、Z 市の刑法犯少年の割合が全国と比較して明確に少ないことである。都島報告で示されているが、Z 市の刑法犯少年の割合は、過去 10 年間のうち 8 年で、全国の刑法犯少年の割合を明らかに下回る。そうした調査対象からは、結果として母集団 (日本全体) より明らかに低い非行自己申告率が出てくる可能性が高いだろう。Z 市を調査対象としたことで、そうした低い非行自己申告率が「日本の結果」として海外に普及し、独り歩きしてしまう危険性があることを、どのように考えるべきだろうか。

第 2 に、調査に協力する学校との「互恵性」があまり考慮されていなかったのでは? という、実査の過程で産出可能な意義に関する疑問である。森久報告では、調査実施にあたって学校・教師が感じていたデメリット (多忙による負担感、「寝た子を起こすな」という反応) とともに、調査協力でメリットがないと学校・教師が捉えていた可能性が言及されていた。もし調査者が学校・教師に何らかのメリットを提供できないのであれば、学校側にとってその調査は「調査公害」として感じとられてしまうだろう。そのことを考慮すると、次回の ISRD4 では学校・教師・生徒への「お返し」を考えてもよいのではないか。また、「お返し」の 1 つとして、希望する学校には非行・薬物について考える生徒向けの講演 (あるいは教員研修) の機会をセッティングすることもできるのではないか。

第 3 に、この調査を行い研究成果を公表していくことで、各研究者が目指しているものは何なのか? という、研究成果の意義に関わる疑問である。本調査は、政策的課題と関係づけながら少年非行に関する理論的争点を検証することを目的の 1 つに含んでいる。そのとき、政策的課題、さらには非行に対してどのような規範的立場をとるのかということが、検証する理論的争点の選択や知見の取り扱い方に大きく関わってくるはずである。しかし今回の報告からは、各研究者がどのような規範的立場をもとに本調査に取り組んでいるかについて読み取ることはできなかった。

たとえば大江報告では、予備的分析として、「飲酒」 (=被害者なき非行) や「違法ダウンロード」といった行為を選択し、その規定要因を探究している。しかしそこでは、「飲酒」や「違法ダウンロード」の規定要因をなぜ取り上げなければならないのか、つまりいかなる規範的立場に基づいてそれらを検討しているのかについては示されていない。「何が望ましい社会の

姿だと考え、何を指して ISRD3 の調査・研究を行うのか」ということが、各研究者の中でどのように考えられているのだろうか。

「立ち直り」から「居直り」へ
—ダルクの多元性・地域性を考える—

コーディネーター：高橋 康史（名古屋市立大学）
司会：中村 正（立命館大学）
話題提供：市川 岳仁（三重ダルク）
幸田 実（東京ダルク）
中川 賀雅（長崎ダルク）

本テーマセッションは、厚生労働科学研究費補助金「再犯防止推進計画における薬物依存症者の地域支援を推進するための政策研究/19GC1014」〔研究代表者：松本俊彦〕における「司法と福祉の連携による薬物依存症者への地域支援とその回復過程に関する質的研究」〔研究分担者：高橋康史〕の成果の一部として実施いたしました。

1 基本的な問い

高橋康史（名古屋市立大学）

本企画の関心は、再犯防止推進計画における薬物依存症者の地域支援が内包する医療・福祉・心理等の専門家（以下、専門家）主導による政策やケアの推進と、薬物依存を経験している者（以下、当事者）が置かれている状況やその課題との間にある齟齬を明確にし、それをいかにして乗り越えるかという点にある。当事者の経験において頻繁に使われる言葉は、「立ち直り」である。立ち直りという言葉は、再犯防止や更生保護等の政策上の言葉にもなっている。社会的包摂や社会復帰等も同様であり、当事者の言葉ではなく、当事者以外の周りの人びとが創り出した言葉がたくさんある。さらに当事者は再犯防止や更生保護という言葉は使用しない。「立ち直り」は、当事者も使うことはあるが、当事者以外の者がその定義や支援のあり方を決める営みとして関連するこうした言葉群とともに文脈化される言葉でもあるといえる。

そこでまず、ダルクの経験知に含まれる多元側面に注目することとした。ダルクの経験知・実践知は、多様であり多元的な側面があるため、一義的に定型化されたものではない。とりわけ、その多元性を考えるにあたっては、地域性という観点が軽視されてきたのではないかと考えた。研究者や専門家側が聞き取りの枠組みをあらかじめ設定せず、多様で自由なダルクの経験知や暗黙知を「聴く」作業が必要ではないかと考えた。

この点が、「立ち直り」ではなく「居直り」という言葉を重視した意味である。本企画では、自ら居住まいやたたずまいを直すこととして「居直り」を捉えた。そこには、当事者になってよかったと言える点、人生それ自体を否定しないという点等が鍵になる。Good

Lives Model の“Good”とはいかなる意味を持つのかもあらためて問い直す必要があるという問いである。

なお、以下の 3 名の話題提供についてはナラティブの臨場感を表現するために、敬体により記述する。

2 話題提供①

市川岳仁（三重ダルク）

私は三重県で、三重ダルクという、アディクションの当事者の人たちの活動、人たちのって、私も含めた、コミュニティの主催をしています。私は、1999 年から三重ダルクというところを立ち上げましたが、その何年前から、ダルクのスタッフとして働いています。私たちも、ダルクで「立ち直り」という言葉は恐らく使いません。よく、犯罪社会学での研究領域で、「立ち直り」を議論されているのを聞いて、イメージとしての立ち直りはわかります。ですが、私たちが実際に立ち直りってという言葉用いて、その変容を表すことはほとんどありません。居直りということ言えば、「市川さんは開き直ってるようにしか見えません」とよく言われます。居直りはここに繋がってくると思います。

三重ダルクを始めた 1999 年、あるいはスタッフになった 90 年代の頃は、日本の社会の中で、薬物問題は「怖い」、「恐ろしい」というイメージでした。今の様に、依存症という言葉が、広くは用いられてはいませんでした。アルコール依存や買い物依存、クレジット破産等の問題がありましたが、なぜかそれらと同じ文脈、同じ流れの中で薬物が語られていました。しかし、突然、アルコール依存と言っていたのが、薬物中毒や薬物乱用という言葉に置き換わってしまいました。「やめられない系」として、薬物はキワモノな扱いになっていました。そのため、誰も、こういう人たちを積極的に受け入れようとか、支えようとか、一緒に何かやっつこう、っていう人や法人、団体はなかったように思います。

私は当事者ですが、自分たちがお互いに支え合って、居場所も含めて、自分たちが用意した居場所に自分たちが集って、自分たちが関わって、受け入れあって支え合ってという活動を行っていました。これが、セルフヘルプや自助というものだと思いますし、そんな時代でした。1990 年代のダルクは、世の中の裏メニュー

的な、本当に知る人ぞ知るみたいな、マイナーな活動だったように思います。後で述べますが、このことが私たちにとってとても大きな意味をもたらしていたように思います。

しかし、秘密基地のような「僕らのための」ダルクが、2005年から、全国の刑務所の離脱指導教育に協力するようになりました。このあたりから、全国のダルクが、社会の要請に応え始めました。これは、直接、アディクトの人から助けを求められるということではなく、国や自治体や、多様な機関からの要請に私たちが応え始めたことを意味します。当初は、自分たちの「回復」のプロセスあるいは体験、アディクションそのものの体験などを、受刑者の人たちに話す、という回復者のメッセージを伝えていくというような取り組みがほとんどでした。これが、年々、変化してきました。テキストが導入されるようになりました。つまり、アディクションを一つの問題として定義したテキストです。そして、そこから離れるということを目指し、再使用を予防するというような、キーワードが含まれたものに徐々に置き換わっていきました。

この時期から、再犯防止とか、依存症対策というキーワードが全面に押し出されるようになりました。私たち（＝ダルクの人びと）がこれまで使っていた「回復」という言葉が（私たちの側の主張で言えば）乗取られたように感じています。刑務所や保護観察署等の人たちのもとで、何かを「あなたにとって、こういうことがふさわしい、正しい人生ですよ」、「正しい生き方ですよ」みたいなことを刷り込んでいくことが、ダルクが積み上げてきた「回復」と同じ意味を持つのかという疑問があります。しかも、このズレは、年々広がっているように感じています。例えば、医療従事者の人たちは、「認知行動療法で依存症は治療するものです」と言います。私たちダルクには、毎年相当な数のアンケート調査が回ってきます。あるいは、色々なインタビュー調査をしに、研究者の方がこられたりします。こういった調査、研究報告を通して「回復言説」みたいなものが、書き換えられて行っているのではないかと感じます。つまり、研究者の方による調査、解釈が、われわれ（＝ダルク）の持っている経験知・実践知や、そこで共有されている実態を的確に捉えていません。おそらく、これによって、専門家と当事者の認識のズレみたいなものが生じてくると思います。

さらに危機感を感じているのは、調査研究に協力していることを「嬉しい」と言っている当事者がいることです。これは、その当事者自身を否定しているのではなく、当事者が、「何かの力にすごく影響を受けて動き始めている」ということに危機感を覚えています。

私たちの語りは、当然内向きに、当事者同士の間で語られていました。しかし、ある時から、語りが外に

向けて語られるようになった、ということが1つ影響しているだろうと考えています。これは、回復が誰のものかという点に関わっていると思っています。実際その、状態にある人たちにとっての、ものなのか、あるいはそうではない、より一般社会に向けたものなのか、ということが1つポイントに感じます。

個人的に強く感じているのは、この10年は、知的障害や発達障害、という並存するハンデをお持ちのかたとたくさん関わっていくが増えるようになりました。この時には、必ずしもその言葉のやりとりや体験のやりとりが、「回復言説」に直接関連しているとは思えないようなところもありあます。言葉ではなく無言で、言葉に乗らないで、表されているものがあるのではないかと思います。その実践の1つとして、三重ダルクでは漂流劇場というライブハウスをやっています。ライブハウスでは、様々な表現を行っています。ミーティングという経験の分かち合いがとても苦手な人たちが、ここでぐんぐん元気になっていっています。

以上のことから、言葉で表す「回復」というものに対する疑問があります。当事者同士が、認め合い、それぞれの物語をいい悪いという価値をつけずに、受け止め合う、認め合う、というところで共有していたものが、やがてそれが外に向けた語りになっていきました。そして、現代では、周囲が望む（回復の）物語が独自に動き出すようになり、それを引き受ける当事者が出てきています。そしてこの点に、強い懸念を抱いています。

つまり、政策や権力の意図を汲むダルクの出現です。これは、政策決定に近いところという意味で「東のダルク」と、政策の影響を受けにくい「西のダルク」みたいなものが、存在しているのではないかと考えています。

まとめになりますが、回復の解釈が誰のものかを問いたいです。当事者の先見か、あるいは研究者によって意味づけられていくものなのか。回復がだんだんと一般化してくることで、これまで述べたような問題が起きてくるとすると、研究によって一般化して、具現化して、説明をつけていくという行為が、これを生み出しているのではないかと考えます。

もし、当事者から言葉を取られたのであれば、僕はさっさと、カバンを持って、そこを立って、旅に出たいと思います。自分たちを表す、最も良い言葉が見つかるように、そのことを理解してくれる人たちと、漂流しながら捉えていきたいと思っています。

3 話題提供②

幸田実（東京ダルク）

僕がダルクに来た頃は、東京、名古屋、横浜、女性ハウスぐらいしかダルクがなかったと思います。その

頃のダルクは、今ほど世の中に認知されているものでもなく、僕もほとんどダルクのこと知らずにやってきました。当時は、リハビリ施設に入るということを決めて、「しょうがないな」という気持ちでダルクに来ました。ダルクは、イメージしていた病院のようなものではなく、ボロボロの三階建ての今にも壁が崩れかけてしまうような建物でした。ダルクに来るまでは、カウンセリングや病院へ行くと生育歴から色々なことを聞かれていましたが、ダルクではほとんど何も聞かれずに、「じゃあ今日から、一緒にやりましょう。よろしくお願いします。じゃあ、ミーティング行きましょうか」という始まりでした。その頃のダルクの利用の申込書は、名前と生年月日書くだけでミーティングに参加することになりました。僕は、わけも分からないうちに、「一体、これはどういうことなんだろう」と思いながら、言われるがままにミーティング場に行きました。連れてきてくれたスタッフは知らないうちに帰ってしまい、「これどうすればいいのかわかるか」と座っていると、周りの人たちが、コーヒーを出してくれたり、いろいろなことしてくれました。「なんでここに座ってるのかな?」、「あれ俺何してるのかな?ここで」という感覚で、他の人の話をよく聞いていました。

その当時のダルクは、一つの部屋にベッドが3台あって僕のベットは布団の真ん中が焦げていました。「これで寝るのかいな」と感じのところに案内されました。そんなこんなで訳が分からないまま、自分でも状況が全く理解できない状態でダルクの生活が始まりました。当然、ダルクの人たちは、クリーンでクスリ使わないでやっていると僕も思っていました。ダルクに来て一週間くらい経った時に、実はダルクにいるほとんどの人がクリーンじゃないということに気づきました。ダルクは、「一体ここは何なんだろうなあ」という、自分がイメージしていたリハビリ施設ってのものとはかけ離れている異次元の世界でした。

でも、クスリを使っている人も使っていない人もスタッフも、とにかくみんな優しくかったです。無条件に受け入れてくれている感覚でした。余計なことも聞いてきませんでした。僕にとって「回復」のスタートというのは、よくわからない、何だかわからないけど、そんなに嫌だなという感じはしませんでした。よくわからないですが、おかしな人たちの中にいることが妙に居心地がよかったです。

それだけでなく、寝るところもあるし、食事もできるし、ミーティングに出れば何も文句言われなし、「まあいいか」という感じでした。その「まあいいかな」という感じが最初に感じられたダルクへの印象でした。

僕は、音楽の仕事をしていました。それをある時、きっかけがあり、「これはもうやめよう」と、「今の自分じゃそれはできることじゃないんだな」と気がつい

て、音楽の仕事をやめようと思った時に、自分の身体がフッとこう浮いたような感じがしました。「一体自分は何にしがみついていたんだ」と思いました。例えば、プールで泳ぎを覚える時に、溺れてしまうかもしれないから、怖くて手を離せない時があると思うのですが、でもある時にパッと手を離すと、気がついたら浮いていた感じに似ています。そういった、しがみつかなくてもいいという感覚が非常にありました。

そういう溺れないような経験していくということ、体験していくっていうこと、体で感じていくことが、回復だと思えます。これが、僕たちがいう回復です。刑務所や精神科の病院、拘置所とか、そういうものが大型のクルーズ船だとしたら、ダルクはね、本当にイカダみたいなものだと思います。例えば、2人くらいで生活している時期があれば、同じ部屋に9人くらいいたりするときもあります。そして、次の日になるとそのうちの3人がいなくなったりします。

話は変わりますが、テレビに出たりすると東京のダルクに人が押し寄せます。だけど、「わーっと」来ますが、すぐ人が居なくなります。その入れ替わりの激しさが、簡単に乗り降り出来るイカダのように感じます。人が1人、降りたり乗ったりする度に、グラグラ揺れたりする不安定な乗り物です。

いろいろな人が来ますから気をつけていないと簡単にトラブルにも巻き込まれます。クルーズ船のように構造的に安全が保障されている乗り物ではありません。

僕は、ダルクのスタッフになってから、あちこち呼ばれて話をしに行ったりするようになりました。紹介される時に「回復者の方の」と紹介されると、気持ち悪い感じがします。つい最近までね、「ヤク中の奴ら」、「ダルクの連中」と言われていた自分が突然「回復者の皆様の一員」になってしまうことです。気持ち悪さがあります。

ダルクの中では、回復という言葉を実際に使っています。ですが、それは、「回復してる」や「回復してない」とか、「回復できる」とか「回復できない」とかそういう会話で使われます。しかし、一般的に使われている「回復」と言うものとは違った意味をもって使われています。元に戻ると言う意味ではなく、どちらかと言うと「古いものを手放し、新しい何かを手に入れた」と言った意味を待って使われます。ですから、第三者から、「回復者の幸田さん」と言われると、「ゾクゾクっ」とします。場所によっては、「ダルクの先生」とか言われてしまいます。

ダルクの僕のイメージとしては、畑からおってきた芋を、泥だらけの芋を洗うところです。泥を落とさないと、この芋がどんな芋なのかよく分からないです。泥だらけの芋を洗って泥を落として、これは一体どういう料理に向いているのか、またどういう出来なのかということ、泥を落とすような場所というイメージ

があります。

ですので、最初から「その人の適正」だとかこの人に何が向いているかわからないと思います。

ダルクは、そんなに安全でもなく、そんなに危険でもなく、でもきちんと掴まってないと、振り落とされてしまうというところですよ。所詮ダルクはイカダみたいなものです。

ダルク自体はそれほど強固なものではありませんが、シンプルな故沈没してしまうこともない緩さがあります。今は、東京ダルクで責任者という役割の中で働いていますけど、ダルクは常に不安定な状態で維持されています。

常にバランスを取りながら、それぞれが生きることにはがみついてないと振り落とされてしまう、そう言った場でもあります。この微妙なバランスで成り立っているダルクを大切にしたいと考えています。

4 話題提供③

中川賀雅（長崎ダルク）

僕は、1995年に、九州で、福岡に、九州ダルクというのが誕生しましたが、その施設利用者第一号で入所しました。ダルクを知るきっかけになったのは、佐賀県にある国立の精神科の病院です。当時は、覚せい剤がやめられなくて家族に連れて行かれました。その医者が言うには、「あなたがクスリをやめられないのは病的な問題である」と、薬物依存症は、薬物を使うことによって、病気が進行していくので、治す薬がないと、言われたわけです。そして、「入院してもいいですけど、中川さん退院したらやりますよ。覚せい剤」と、言われました。初対面の人間に、「どうせ中川さんやりますよ」と、すごくカジュアルにさらっと言われました。当事者というのは、初めて行く精神病院には、身構えます。まして、精神科です。みなさんは、仕事以外で行かれたことがあるでしょうか。

当時の僕は、依存問題を「なんとなく抱えているんじゃないか」って薄々はわかっていました。とにかく、「頑張ってクスリをやめなければならない、よし行きたくないけど、病院に行ってみようか」と診察に行ったにもかかわらず、「入院してもいいですけど、中川さん退院したらまたやりますよ」と医者にこう言われてしまうと、がっかりしました。その時は、僕は、いわゆる非合法のクスリを使っている人間だったため、病院からは、診察もしたくないし、入院をさせたくないというふうに、煙たがられ、嫌がられているというふうにしかなることができなかったです。

その後、そのドクターは、『なぜ私たちはダルクにいるのか』という赤い本を出しました。そして、「今度福岡に、ダルクが九州で初めて誕生して、その施設は、あなたのように依存症から回復した人たちが集まってやっている集まり」だと言われ、「もしあなたが、

止め続けたいとか、生き延びたいと思うんだしたら、訪ねてお話聞いてみたらどうですかね、だけでも、薬物をやるのもやめるのも、あなたの人生だから、ご自身で決められた方がいいですよ」と言われました。25年前の話です。この医者は、一言も僕に「あなたは依存症だからクスリをやめるべきだ」、「回復するべきである」、「犯罪犯しちゃならない」とは言わなかったです。

その当時の僕は、覚せい剤なんか非合法のクスリを使う犯罪者だから、面倒くさいと感じて、「他を振ってんだろうな」としか捉えることしかできなかったです。厚生労働省も、薬物依存症は病気ですと言っていますが、では、どこの病院が、どう治療してくれるのか、そして入院させてくれるのかというのは、多分ほとんどないと思います。それは、今でも、当時も同じ状況だと思います。これは後から聞いた話ですが、家族は、いくつも精神科の病院に問い合わせをしたらしいです。しかし、どこも、「覚せい剤はちょっと」と言って断られたと聞きました。

話を戻しますが、病院からの帰りの車の中で、「あの医者は全然わかってない、俺はもう全然大丈夫だし、やめたからと。仕事も決まってるしね、もう心配しないでほしい」と母親に言いました。僕は腹が立って、とても怒っていました。そして退院したら、「絶対やめてやる」と思ったんですが、その日の夜にクスリをやっぱやりました。これは、実に依存症者らしい話だと思います。

そして、クスリを使った頭で、目に入った赤い本で、『なぜ私たちはダルクにいるのか』というのが目に入りました。その本を読んでみたら、ほとんどが体験談でした。そこには、僕の当時の状況みたいな体験の話がありました。例えば、自助グループ行って、3ヶ月のクリーンタイムになって、お祝いしてもらって、すごく嬉しくてその帰り道に薬局に寄ってブロンを飲んだってという話です。本当に、「こいつ馬鹿だなあ」と思いました。

僕は、すごく興味を示しました。「何だこいつらは」と思いました。一体どうやって、どんな人たちが何の目的で、集まっているのかなあということに関心が芽生えました。具体的なクスリのやめ方や、回復とはこういうもんだとか、更生しなければならないとかそういうことを書いてある本ではなくて、今日いちにち使わない仲間とともにミーティングに行くみたいな、神に祈るなど、よくわからないぼんやりしたような、話が載っていたように、当時の僕には思えました。それが逆に、僕は不思議に感じて、訪ねてみようと思いました。それがきっかけで、ダルクに入所しました。ダルクに行ったその日に、NAに誘われて参加しました。

幸田さんの東京ダルクが誕生したのが1985年と聞いています。東京のダルクが誕生して10年の1995年

です。僕は、2年半くらい福岡の九州ダルクにいて、一度社会に出て、アルバイトしながら生活していた時に、当時の九州ダルク、九州ダルクの代表から、朝電話がありました。「あの、ダルク、手伝ってくれないか」という連絡でした。「どうしたんですか」と言ったら、「仲間もスタッフもみんな、クスリ使っちゃったんだよ」と言っていますね。僕は、「何にもできないですよ」と、「手伝ってくれて言われたって」と言いました。すると、「いや何でもいいんだ」と、「ミーティングの司会やったり、送り迎えとか、そんなだけでいいから。とにかく来てくんないか」と言われたのがきっかけでした。当初は3か月くらい手伝う予定でしたが、今でもまだやっています。24年くらい経ちました。

僕は、ダルクのスタッフをやりたいとか、やり続けたいとかいうモチベーションの中で、やり続けてきたわけじゃないです。長崎ダルクを立ち上げるきっかけになったのも、九州の西の方の長崎では、NAも長崎にはなかったからです。当時の九州ダルクの代表が、週に1回、長崎に教会をかりる約束をとったから、そこに通って「お前ミーティングをやってくれ」と言われたことがきっかけで、僕は、福岡（九州ダルク）から長崎に通ってミーティングをやり始めました。その後、1年くらい経過して、病院の方や行政の方が興味を持ってくれるようになり、長崎にダルクを作る会みたいなボランティア団体の発足をしました。でも、作るのはいいけど「誰がやるんだろう」とか思っていました。

入所施設をやる自信もなかったです。そんな入所施設でダルクをやっても、果たして当事者は通い続けてくれるのかと思っていました。多くのダルクは入所施設で、金銭の管理をしたり、約束ごとの中で、ダルクの「回復」をしていきます。しかし、長崎は通所施設ですから、金銭を管理することも、特別処方薬を管理することも、頼まれたらやるという形でした。非常に朝から夕方までやっている自助グループに近いような集まりで、ダルクをやっていました。

当時のダルクの取り組みは、クスリ使っている人もいたりする中でも、実はその回復を目指すとか求める人たちは、結構ストイックでした。特に、考え方がそうでした。とにかく薬物依存者は365日、毎日ミーティング行く。1日3回、毎日ミーティングに行く。毎日、毎日、毎日ミーティングに行くと、「回復をするんだ」と。生き延びることができるって、いうことを、言われていました。僕も、「ああそういう風に取り組みないと、また再発しちゃう、クスリ使っちゃうのかな」と思いながら、僕よりも長く止めている人たちの後ろをついていき、毎日毎日ミーティングに行っていました。

そんな僕が、長崎ダルクに来てそこに通う人たちに最初に伝えたことは、同じことでした。とにかく毎日

ミーティングに出ること。毎日毎日。ところが、やっぱり毎日来る人もいれば、2日に1回の人もいれば、「月曜日と水曜日と金曜日にしか来ません」という人もいました。彼らが、クスリを使わないで、回復しないかということとそうでもなかったです。もちろん、うまくクスリが止まらない人たちもいれば、クスリが止まる人たちもいます。

そういう、仲間たちの姿を見ていると、僕の中で疑問が生まれました。それは、自分にとって回復とか、「クスリを使わない生き方ってなんなんだろうか」ということです。なんとなく、ひっそりとクスリを使いながら、まあ毎日ミーティングに来ている仲間の姿を見ている中で、僕らの役割というのは本当に安全な場所、生き延びるための安全な場所をまず提供することが一番なのではないか、と考えるように考え方が変わっていきました。

今の長崎ダルクには入所施設もあります。その人にとってこれからどう生きていくかをよく考えています。僕は、あの時に診察された医者のように、医者から言われたことと同じことを当事者に言います。「クスリを使うのもやめるのも、ご自身の問題だからご自身で決めたらどうですか」と。自分で思いを持ってダルクに来る人たちは、「もう絶対使いません」、「頑張ります」と最初から誓っちゃったりします。その気持ちもすぐわかります。当時の僕も、そういうモチベーションで最初に、病院に行きました。

話は変わりますが、刑務所にいる受刑者の人の多くは、ダルクという存在をよく知っています。これは、25年前と違います。刑務所にいる受刑者は、「ダルクというのは貧困ビジネスである」や、「ダルクっていうのはお金をたくさん取られる」、「ダルクっていうのはどうも胡散臭いとかいう思いを持っている人たち」というイメージがあります。

でも、ダルクに対する興味はものすごくあった様です。「ダルクの行った先、ダルクの行き着く先っていうのはなんなんですか？」って質問を受けました。僕は、「どうなりますからウチに来てくださってとこじゃない。だからあなたのクスリをやめさせる、あなたの回復に導くとか、そういうプログラムをもって、あなた方に接するわけじゃない」という説明をしました。

ダルクは、クスリをやめさせる施設ではありません。もし僕たちがクスリをやめる技術を持っていたならば、恐らく市川さんは国の中央で働いていると思います。僕もそうですし、幸田さんもそうだと思います。

でも、誰もやめさせる技術なんて持っていません。クスリをやめさせるスキルやプログラムの完成されたものがあるわけではないですが、安全な居場所を提供したいと思っています。そして、そこの中で暮らしていく中で、クスリを使わずに毎日の暮らしをして、「こういう風に暮らしていけたらなあ」とか、「ああい

う風に暮らしていけたらなあ」と、あなたのビジョンが湧いてきたら、まあそれが、あなたの回復とか成長だと思ふということ、ダルクの行き着く先について尋ねてきた方に話しました。

5 問いと応答を受けての展開

中村正（立命館大学）

「立ち直り」とは何か、「回復」とは何かということ、ダルクの当事者に対するヒアリング調査をしながら考え続けてきた。ここで重要なのは、ヒアリング調査で構造化をしないことである。これは、1の基本的な問いでも触れたが、「“Good”とは何か」という点に関わってくる。自由なナラティブを重視する立場からは、離脱研究の中で強調されている“Good”が回復のフレームを作ってしまうことになるのでないかという問いである。Good Lives Modelにおいてトニーワードたちは、11個の“Good”を定義しているが、東アジアの日本社会における回復論として具体化する必要性があると考えた。

話題提供者の3名の方に、“Good”とは何かを聞いているのではない。話題の中から、何か導けていけたらいいというボトムアップ的なアプローチをとり、暗黙知・実践知となっているものを共創していきたい。対話的協働のナラティブによる物語創造型の調査と位置づけている。その端緒として本企画がある。

第一報告者の市川さんが回復という言葉が乗っ取られたということになっている現状もあると指摘していた。だとすると、それはダルクが社会に浸透してきたという面がある。

居直りを「自ら居住まいを直すこと」、「そこに居ること」と定義した。これは3名の報告者の方の話にあるように、「安全な場所」という点に繋がってくる。しかし、安全だが、どんな安全なのかは自分で考えなさいという一面もある。

そして、第2報告者の幸田さんの「芋」の話でよく理解できるが、「あなたは誰ですか」、「本来のあなたはどこに見えるんでしょうか」という仲間への問いかけが含まれている。「居直る」という言葉には「御直り下さい」という呼びかけが含まれている。これは、医師、弁護士、心理士、福祉士が呼びかけているわけではない。内言に展開するハイヤーパワーの声でもあるのだろう。Goodには霊的なものが含まれている。

3名の話からは、ダルクという羅生門的現実を大変敏感に感じ取ることができた。これまでの回復はアサイラム(塙のある施設)によることが基本であった。ダルクはアジール(避難所)であるといえる。みなさんの言葉では、「秘密基地」、イカダのようでもある。しかしクルーズ船のように安心できるわけではない。

また、アジールはコミュニティでもあり、サークルとも言える。一方で、契約して入ってくるため、アソ

シエーションの様な面もある。

さらに、ジャスティスの領域とは違い、キュア・セラピー・ケア等の言葉がある。therapeutic jurisprudenceという言葉もあるが、それが上手く機能するためにも、セラピューティックコミュニティがいる。しかしセラピーは大変厳しい面がある。自分と直面しなければならないからだ。さらにセラピーは押し付けられるものでもない。ましてや報告者の3名の方はセラピストでもない。既製品の専門家的言説ではない生きる場の言葉が生成していた。息吹のようなものも聞こえる自生的なコミュニティの様子がリアルに伝わってくるナラティブであった。「待つこと」、「居ること」、「あること」という場の力を強く感じた。脱孤立志向であるが、強い連帯的共同体でもない。緩やかさみたいなものが存在している。

その他、ネガティブケイパビリティ、エロスとタナトス、男性性ジェンダー表象、文化としてのアディクション、クスリを使う自由と使わない自由も含めて、ダルクが多面的で羅生門的現実を構成する場だと考えることができた。

6 議論

フロアとの主なやりとりは、今回のテーマを司法手続きにおいて具体的にどのように反映させていくことができるか、国の機関や研究者と当事者の間で回復という概念を共有するにはどういう道があるのか、そして専門家・研究者と当事者とどのような関係性を構築できるか等である。

自由報告

機械学習を用いた非行少年の再非行予測 —既存のアセスメントツールとの比較検討—

○森 丈弓 (甲南女子大学人間科学部)
原田 杏子 (法務省矯正研修所効果検証センター)
山木 麻由子 (法務省矯正研修所効果検証センター)

1 問題と目的

本研究の目的は、少年鑑別所に入所した非行少年の再非行予測を行うに際し、在所中に体系的な調査を行った上で、それらのデータについて機械学習の手法を用い、既存のアセスメントツールの再非行予測力を上回るか否かを検討するとともに、機械学習を用いた場合の実務上の課題を検討することである。

現代のリスクアセスメントにおいて犯罪者の再犯リスクを査定する際、保険統計学(actuariat statistics)と呼ばれる数理的な理論、分析手法を用い、犯罪者のデータを分析して得られた結果を元に、構造的な評定を行うことは必須である。臨床的な判断と比べて、統計分析を元にした構造的な判断の方が再犯予測の精度が高いことがメタアナリシスで示されている(Grove et al., 2000)。

我が国では、法務省矯正局において法務省式ケースアセスメントツール(Ministry of Justice Case Assessment tool: MJCA)が統計分析に基づいて開発され、平成25年から運用されている。MJCAは、少年鑑別所における鑑別実施上の支援ツールとして位置付けられ、鑑別対象者に対する面接や行動観察、対象者に関する各種資料に基づき、心理技官が評定するものである。その評定結果からは、鑑別対象者の再非行の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握することができ、鑑別実務における客観的資料の一つとなっている(本稿における再非行とは、鑑別対象者が新たな非行等の事由により、再び少年鑑別所に入所することを指す)。このように鑑別実務を支えるほか、MJCAは少年鑑別所から処遇機関(保護観察所や少年院)への分かりやすい情報提供の一助ともなっている。加えて、処遇経過中に実施される再評定は、処遇効果や残された課題等を検討する資料としての役割も担っている。

MJCAのような再犯予測情報を形成する際に用いられる統計モデルは、再犯のあり、なしという2値変数が従属変数となるため、従来、クロス集計表や生存関数を推定してノンパラメトリック検定を行う手法や、多変量解析ではロジスティック回帰分析や生存時間解析が主に用いられてきた。しかしながら、近年、予測、判別の分野で機械学習が著しい発展を見せており、再犯予測についても、機械学習を活用する試みが行われるようになった(例えば、Ting et al., 2018; Lin et al., 2020)。多くの特徴量

(変数)が予測に必要となる再犯予測では、機械学習による再犯予測が有効に機能する可能性が考えられ、非行少年の再非行予測に機械学習を導入し、そのメリットや課題を検討することの意義は大きいと言える。

2 方法

少年鑑別所に入所した非行少年5942名(平均年齢16.5歳、 $SD=1.6$)のデータを使用した。このデータは、非行少年の再非行(少年鑑別所への再入所)リスクを予測するためのリスクアセスメントツールであるMJCAを作成するために収集されたもので、年齢、知能指数、性別、87個のリスクに関連することが想定される臨床的アセスメント項目から構成されている。MJCAは、平成24年当時に、このデータセットから再非行のための予測情報を抽出するように作成された。その際、生存関数のノンパラメトリック検定、Coxの比例ハザードモデル、決定木を使用し、そこで得られた統計分析の結果を複数名で協議し、最終的に52個の変数が再非行予測に有効な変数と判断されツールに採用された。MJCAでは、非行少年のリスクを示す値として、これらの項目を使用した重み付け合計得点が採用されている。

今回の分析では、このMJCA作成に用いられたものと同一のデータセットを機械学習で分析し、再非行を予測する分類器を作り、その予測精度がMJCAの重みづけ合計得点による予測力を上回るか否かを検証した。予測力の指標としてはAUCを用いた。AUCは0.5をチャンスレベルとして、1.0までの値を取り、値が大きいほど、その予測が正確であることを意味する。

データは、5942名のサンプルを2分割し、学習用データ5000名と検証用データ942名に分割し、K-近傍法、サポート・ベクター・マシン(SVM)、ランダムフォレスト、マルチ・レイヤー・パーセプトロン(MLP)の各機械学習の手法を用いてそれぞれのAUC値を算出して、予測精度の比較を行った。

3 結果

87個のアセスメント項目のうち、MJCAで採用された項目については領域の合計得点、それ以外の項目は素得点、少年鑑別所入所回数、性別、知能指数を投入し、機械学習の各手法で予測モデルを作成し、検証データを予測させてAUC値を算出したの

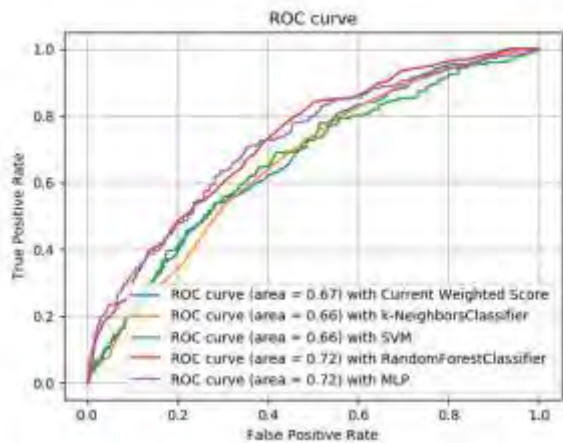


Figure 1 現行のMJCAと機械学習の各手法で予測を行った際のROC曲線及びAUCの比較

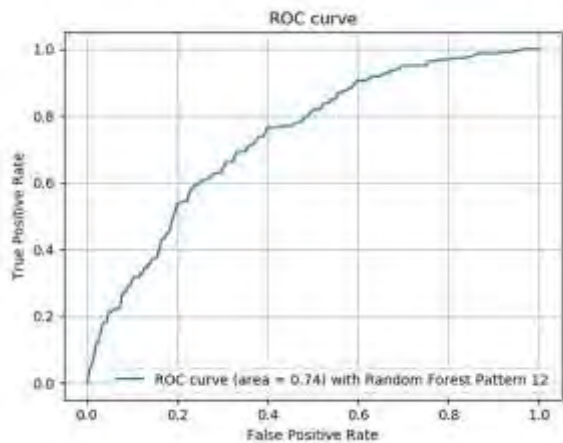


Figure 2 ランダムフォレストを用いて一番予測力の高かったモデルのROC曲線及びAUC

が Figure 1 である。現行MJCAの重みづけ合計得点による再非行予測では AUC=.67 であったが、ランダムフォレスト及び MLP による予測では AUC=.72 と重みづけ合計得点を上回る結果となった(K-近傍法と SVM では AUC=.66)。

4 考察

(1) 機械学習を導入した場合の予測精度

分析の結果、機械学習を用いることで再非行予測の精度が向上することが示された。特にランダムフォレストで最も予測精度の高かった分析(Figure 2)は AUC=.74 と従来の重みづけ合計得点による AUC=.67 を上回った。最も予測精度の高かったランダムフォレストのモデルは 87 個の変数を同時に投入したものであり、かつランダムフォレストで用いられる決定木分析の性質上、交互作用構造まで含めて探索されたモデルであり、従来の線形回帰による分析では同様の分析を行うことは困難と考えられる。再非行・再犯予測では、予測に用いる変数(特徴量)が比較的多く存在することから、機械学習を用いた

予測精度の向上に適していると言えよう。ただし、今回最善の AUC=.74 であることを踏まえれば、再犯の予測は困難な課題であり、いわゆるディープラーニングの手法で画像認識等の分野で驚異的に性能が進歩したことと比べれば、機械学習による再犯予測性能の向上は限定的であると言わざるを得ない。

(2) 実務上の課題

機械学習を用いることで、確かに再非行予測の精度は向上しており、既存のツールに改良の余地があることを示唆する結果と言える。しかしながら、既存のアセスメントツール(MJCA)は、「ケースアセスメント」の名が表すとおり、再非行可能性の予測にとどまらず、事例の多角的な理解、処遇指針の策定、処遇機関への分かりやすい情報提供、処遇経過の検討などの多様な役割を担っている。こうした臨床的な活用は、ツールの成り立ち(どの要因がどの程度予測に反映されるのか等)が評定者にとって了解可能であることに依拠している。一方、機械学習の手法を用いて作成されたツールでは、予測を最適化するためのアルゴリズムによって何が行われたかを可視化することが難しく、上述のような臨床的な活用は困難になると言わざるを得ない。

加えて、再非行予測に際して、ツールの入力を担当する評定者はコンピュータではなく人である点にも留意が必要である。人が評定する以上、評定項目が増えれば、評定の安定性が損なわれる可能性があり、多くの変数(特徴量)を予測に用いて機械学習を試みたとしても、人的コストに見合うだけの予測精度の向上が見込めるかどうかには不確かな面が残る(先に述べたように飛躍的に精度が上がるわけではない)。以上を踏まえると、例えば再非行可能性の高い者のスクリーニングのように、活用目的が限定され、かつ、多数の予測因子を容易に入手可能であった条件が整った場合に、機械学習の導入がより適していると考えられる。

引用文献

- Grove, W. M., Zald, D. H., Lebow, B. S., Snitz, B. E., & Nelson, C. (2000). Clinical versus mechanical prediction: A meta-analysis. *Psychological Assessment, 12*(1), 19-30.
- Lin, Z. J., Jung, J., Goel, S., & Skeem, J. (2020). The Limits of Human Predictions of recidivism. *Science Advances, 6*(7).
- Ting, M. H., Chu, C. M., Zeng, G., Li, D., & Chng, G. S. (2018). Predicting recidivism among youth offenders: Augmenting professional judgement with machine learning algorithms. *Journal of Social Work, 18*(6), 631-649.

裁判員裁判の「評議」はいかなる空間か？ ——裁判員経験者の発言の量的・質的分析——

島 亜紀（新潟大学）

1 目的

本報告の目的は、裁判員裁判を経験した裁判員の意見交換会における発言を下に、裁判員が語っている「評議」における経験から、「評議」という空間がいかなる場であるのかを描き出すことである。

参審制と陪審制を融合させた日本独自の裁判システムである裁判員制度が施行されてから10年経った。近年では、特に、裁判員候補者の出席率が開始当初に比べると低下していること（最高裁判所、2019）、また、裁判員に対して守秘義務が課せられていることにより、その経験を十分に語り、将来の裁判員候補者も含む他の市民と十分に共有することが妨げられていることが指摘されている。

一方、裁判員経験者に対するアンケート調査からは、制度施行の全期間を通して、裁判員になる前にはやりたくなかったという気持ちを抱いていた裁判員が半数近くいたにもかかわらず、約95%もの裁判員がその経験を肯定的に評価していることが分かっている（最高裁判所、2009-2019）。裁判員裁判の評議についても、これまでの裁判員経験者による評価は平均して高い（最高裁判所、2009-2019）。

しかし、実際の評議については、評議が非公開であること、評議の内容の一部に対して守秘義務が課せられていることもあり、なぜそのような高い評価が得られてきたのか、評議に関して裁判員がどのような認識をしているのかについては、十分に明らかにされてこなかった。本研究は、実際に裁判員裁判の評議に参加した裁判員の経験を分析し、評議という空間のイメージを描き出そうと試みるものである。

裁判員裁判に関する先行研究としては、第一に、裁判員制度における公正な刑事訴訟手続のあり方を探究する刑事法・刑事訴訟法関係の研究が蓄積されている。第二に、裁判員裁判を通じて裁判員に生じる心理的な影響や認識、裁判官役と裁判員役とに生じる力関係の傾向について検討するものとして、法社会学や心理学の分野における実証研究がある。第三に、裁判員制度の理論的な基盤について検討するものとして、その合憲性・違憲性を論じる憲法学の立場からの研究の積み重ね、自由主義的立場や討議民主主義の立場から裁判員制度を再構築しようとする基礎法学的な研究が存在する。本研究は、この第二と第三の研究の流れに位置づけられるものである。

2 方法

本研究で分析対象としたデータは、裁判所が裁判

員経験者を対象に定期的に行っている座談会の記録であり、毎回6～8名が参加し、裁判員裁判についてあらかじめ準備された質問に対する自らの経験や意見を述べているものである。

本報告で分析対象としたデータは、東京高等裁判所管轄区域の裁判所で2010年から2019年までに実施された総数346のうち分析を終えた115の議事録における749人の裁判員経験者の発言である。

この裁判所によって公開されている議事録においては、参加者の氏名は公表されておらず、また、性別、年齢、職業が公表されるかどうかは、各裁判所の判断に委ねられている。司会進行役は裁判官が務め、参加者に順番に、時にはランダムに質問をするという方法をとっている。参加者に対する一般的な質問は、審理のわかりやすさ、裁判員裁判の評議、量刑判断、守秘義務などとなっている。すべての意見交換会においてそれらの質問項目が必ず取り上げられているとは限らず、中には評議を議題としていないものもあったが、「評議」は多くの意見交換会において主要な議題とされていた。

本研究では、裁判員裁判の評議はいかなる空間であるかということを探求するために、裁判員経験者の実際の評議の経験に関する発言をセマティック・アナリシス（Thematic Analysis、以下「TA」とする）の手法を用いて実施した。TAは、データの中にあるテーマやパターンを同定・分析するために有用な基礎的で多くの質的分析の方法と共通性を持つとされる分析方法の一つである（Braun and Clarke, 2006）。このTAにおいては、データ内のテーマやパターンの同定方法として、大きく分けて帰納的あるいは演繹的方法があるとされる。本研究では、前者の分析方法ではなく、一定の理論とそれに基づきあらかじめ設定したコーディングの枠組みを前提としてデータ分析を進めるという演繹的なTAの方法を採用している。その理由は、第一に、前述したように、本研究で取り扱うデータはあらかじめ準備された限定的な質問に各参加者が答えるという形式で実施された座談会の記録の特徴にある。このような形で得られた議事録については、データに即してそこからテーマや理論を紡ぎ出すという方法よりも、一定の理論に基づきデータの特定の側面に関して詳細に分析を行うTA分析方法に、より親和性があると考えたからである。第二に、裁判員制度という既存の制度が実際にどのような形で構築されているのかについて、審議過程で示された制度の理念と照らし合わせて検

討することには意義があると考えたからである。

以上のような考えの下で、分析にあたっては、裁判員制度に関する議論の中心となった司法制度改革審議会（以下「司改審」とする）の審議過程において、また中間報告書や意見書において掲げられた制度理念に着目した（司改審，2001）。それは、司改審において司法制度改革を支える原動力の一つとして捉えられていた、国民の司法参加による「公共性の空間」の再構築という観点である。ただし、司改審の意見書や議論においては、「公共性の空間」という概念がどのような法・政治理論に裏付けられたものであるかは全く明らかにされておらず、「公共性の空間」の再構築を可能とするような国民の司法参加のあり方とはいかなるものか、そのためにはどのような制度設計をする必要があるかについても議論はされなかった。したがって、本研究は、データのコーディングやパターンの同定に際して、「公共性の空間」に関する自由主義、共和主義、熟議民主主義の3つの伝統的理論とそこで用いられている重要な概念を採用している（Benhabib, 1992）。

3 結果

分析の結果、2018年論文において得られた分析結果と同様に、裁判員が認識している評議における経験として次の3つが得られた。すなわち、1)市民として、自分の意見を表明し、他者によって聞かれるという経験、2)参加者による話し合いを経て、協働で重大な判断をしたという経験、3)公共意識の芽生えという経験である。本報告では、これら3点に関し、評議の参加者による発言を引用しながら分析結果について紹介し、これらの裁判員経験者の認識に基づき、評議の空間がいかなる公共性の空間を構築しているのかについて一つのイメージを提供する。

4 考察

本研究では、評議がいかなる「公共性の空間」を構築しているのかについて、裁判員経験者の発言をもとに分析を行った結果、次のようなイメージを描くことができた。すなわち、1)家族の役割を担う個人や会社の社員としてではなく、市民として参加し、自らの発言が公的な場で他の参加者によって聞かれる場であり、2)参加者同士で様々な意見を交換することによって、既存のルールや社会制度そのものを批判的に検討し、自分が抱いていた基準を再考するといった批判的再考が可能となる場であり、3)被告人の更生や法と社会秩序の重要性といった公的な事柄に関する公共意識を育むことができる場である。そのような結果をもたらしたのは、個々の裁判員が評議をより良いものとするための工夫や努力を重ねてきた結果であろうし、裁判員が真摯に評議に参加

し、市民としての責任を果たしてきた結果であろう。

しかし、問題として残るのは、本報告で描いたような「公共性の空間」が実際の評議の場に現れることがあったとしても、常にそのような状況がすべての評議体において実現していたとは限らないことである。裁判員制度の理念に沿った評議の実現を可能とするために必要となるのは、裁判官の創意工夫や個人的技能のみに評議のあり方を委ねるのではなく、裁判員裁判の評議の一定の質を確保するために必要となる「評議のデザイン」であり、そのための議論であろう。この点において、施行後10年経った現在においても、評議のあり方に関する見直しや検証のための方法をもたないまま運用され続けていることは問題である。

司改審は、その意見書において、「国民の側も積極的に法曹との豊かなコミュニケーションの場を形成・維持するように努め、国民のための司法を国民自らが実現し支えていくことが求められる」（司改審，2001）と主張している。これが、単なる国民の努力や意欲を求めるものに留まるものではないとするならば、法律の非専門家である国民が法曹とのコミュニケーションの場の形成に積極的に関与し、国民のための司法を実現していくためにはどのように裁判員制度を設計していくべきかという議論が必要となる。特に、裁判員裁判の手続きにおいて国民と法曹との積極的なコミュニケーションが可能となるのは、評議の場である。したがって、この評議の制度設計に関する議論は、国民の司法参加を形式的なものとしないうるためには不可欠なはずである。本報告では、そのための議論の方向性について最後に述べ、報告を締めくくるとする。

文献

- Benhabib, S. (1992) Models of Public Sphere: Hannah Arendt, the Liberal Tradition, and Jurgen Habermas. In: Craig, C. (Ed). Habermas and the public sphere. Studies in contemporary German social thought. MIT Press.
- Braun, V. and Clarke, V. (2006) Using thematic analysis in psychology. *Qualitative research in psychology*, 3 (2), pp.77- 101.
- 最高裁判所「裁判員制度の実施状況について」
[Online]
- 最高裁判所「裁判員制度10年の総括報告書」(2019)
[Online]
- 司法制度改革審議会。(2001)「司法制度改革審議会意見書」[Online].

本研究はJSPS 科研費 19K23158 の助成を受けたものである。

在学女性のライフスタイルに適した犯罪被害予防(1) 防犯教室受講者調査

○山根 由子 (科学警察研究所)
齊藤 知範 (科学警察研究所)

1 目的

若年女性の犯罪被害リスクは、「夜 11 時以降に、ひとりで帰宅すること」「夜 11 時以降に、ひとりで外出すること」「酒に酔った状態で、道を歩くこと」「飲食店や映画館が集まる繁華街に行くこと」といったライフスタイル要因により高まるのが先行研究(齊藤・山根 2018)で明らかとなっている。そのため、夜間における屋外の日常活動に焦点を当てた教育プログラムが被害リスクを低減する上で有効であり、現在実施されている防犯教室の効果を検証することが重要である。

そこで、本研究では、ある都道府県警察本部が開催した女性対象の防犯教室の受講者に対して、受講の前後に質問紙調査を実施し、防犯教室の効果測定を行った。本報告では、受講前後の防犯に対する意識の変化を中心に報告する。

2 方法

本報告で用いる調査は、ある都道府県警察本部の協力により、科学警察研究所犯罪予防研究室が主体となって実施した。調査の方式や内容について倫理審査委員会での承認を受けた上で、調査を無記名で配布・回収した。調査期間は、2019 年 10 月から 2020 年 2 月である。調査対象者は、女性対象の防犯教室の受講者のうち、任意の回答に同意したものである。対象者の内訳は、18 歳未満 396 人(54%)、18～22 歳 80 人(11%)、23～27 歳 45 人(6%)、28～39 歳 70 人(10%)、40 歳以上 143 人(19%)であった。回答方法は、おおむね 1 時間程度の防犯教室を受講する直前と受講した直後の 2 回、自記式の質問紙調査を実施した。防犯教室は、専従の女性警察官が今実際に起こっている犯罪等の紹介を交えながら、具体的に危険な場面やその対応策の講話を行った。

なお、本報告では、対象者を 27 歳以下(n=521)に限定して分析を進める。分析対象者の属性は以下の通りである。学生 459 人(88%)、フルタイム・パートタイム勤務等 62 人(12%)であった。

3 結果

防犯教室の受講により、受講者の防犯行動の実行意図が促進されたかを検討するために、受講前後に「暗い道や、人通りのない場所をさける」「夜遅い場合は、帰宅するときに、迎えやタクシーを利用する」「外出する際は、防犯ブザーを持ち歩く」「エスカレ

ーターでは、後ろに気をつける」という防犯行動を実行したいと思うかを尋ねた。対応のある 2 群の 2 値データに対してマクネマー検定を行った結果、実行したいと回答した者の割合は、受講前後でいずれも有意な変化を示した。具体的な変化については以下の通りである。「暗い道や、人通りのない場所をさける」実施前 86%→実施後 94%、「夜遅い場合は、帰宅するときに、迎えやタクシーを利用する」実施前 65%→実施後 87%、「外出する際は、防犯ブザーを持ち歩く」実施前 19%→実施後 81%、「エスカレーターでは、後ろに気をつける」実施前 62%→実施後 96%であった。受講前には関心の低かった「外出する際は、防犯ブザーを持ち歩く」という防犯行動の実行意図が大幅に高まったことが示された。

防犯行動の実行意図の変化(変化なし(実行したいのまま)、変化なし(実行したくないのまま)、改善(実行したくない→実行したい)、改悪(実行したい→実行したくない)の 4 カテゴリ)と年齢層(18 歳未満、18～22 歳、23～27 歳の 3 カテゴリ)との関係を検討するため、 χ^2 検定を行った結果、「外出する際は、防犯ブザーを持ち歩く」のみ有意差が見られた($\chi^2(6) = 25.149, p < .001$)。残差分析の結果、18 歳未満は実行したくないのままである者の割合が有意に高く、防犯教室を受講しても防犯ブザーを所持しようという防犯行動の実行意図があまり促進されないということが明らかとなった。

次に、防犯教室の受講により、受講者の危険認識がどの程度高まったかを分析するために、以下の質問項目を用いて検討することとした。齊藤・山根(2018)では、「夜 11 時以降に、ひとりで帰宅すること」「夜 11 時以降に、ひとりで外出すること」「酒に酔った状態で、道を歩くこと」「飲食店や映画館が集まる繁華街に行くこと」等、日常におけるライフスタイルの行動頻度の実態を尋ね、それらの行動頻度の多さが、被害アウトカムに対して有する規定効果を明らかにしたが、行動頻度の変容に作用しそうな主観的判断については検討対象とはしていなかった。そこで、本研究では、受講前後に「夜 11 時以降に、ひとりで帰宅すること」「夜 11 時以降に、ひとりで外出すること」「酒に酔った状態で、道を歩くこと」「飲食店や映画館が集まる繁華街に行くこと」という行動がどれくらい危険だと思うかを非常に危険～全く危険でないの 6 件法で尋ねた。それをもとに、危険認識の変化量(事後-事前)を算出した結果、

各行動ともに防犯教室を受講することにより危険認識が高まったことが示された。

危険認識の変化量と年齢層(18歳未満、18～22歳、23～27歳の3カテゴリ)との関係を検討するため、一元配置の分散分析を行った結果は以下の通りであった。「夜11時以降に、ひとりで帰宅すること」「夜11時以降に、ひとりで外出すること」「酒に酔った状態で、道を歩くこと」の項目において危険認識の変化量に、年齢層による有意差が確認され、23～27歳の年齢層では、他の2つの年齢層に比べ、防犯教室の受講による危険認識の変化量が比較的大きいことが明らかとなった。

4 考察

受講者が防犯教室での指導内容を理解し、「外出する際は、防犯ブザーを持ち歩く」等の防犯行動の実行意図が高まったことが明らかになった。今回分析に用いた防犯行動は、個人の生活の自由を確保したままで、行動の制約を伴うことなく、日常生活の延長上に実行しやすいという特徴があるが、中には、迎えやタクシーなど、身近な他者による協力や金銭的なコストが必要となる防犯行動も含まれている(齊藤 2020)。児玉(2017)が指摘したように、行政等がタクシー会社と連携し、深夜に女性が利用しやすい割引料金を設定するなど、支援体制の充実が必要であろう。児玉(2017)をはじめとする報告書では、このような防犯に関するインフラを「安全インフラ」と呼んでおり、まさに、社会の安全基盤となる資源や、そのためのコストの負担の検討が今後求められるであろう。

また、今回の結果から、防犯教室の受講により、23歳以上の年齢層では、比較的、危険認識の変化量が大きいことが示された。18歳未満は、深夜外出や飲酒が規制されている年齢であるため、そもそも、反応が出づらい可能性を考慮に入れる必要があるが、今後は、18歳未満に変化をもたらしやすい教え方や情報提示の検討が必要であろう。

今回の結果をふまえ、今後の分析等の見通しとして、以下の三つを挙げておく。

第一に、研究分担者である、中迫由実氏(熊本大学大学院教育学研究科)、仲野由佳理氏(日本大学文理学部)、松川杏寧氏(防災科学技術研究所)らがそれぞれ実施してきた質的調査データによる分析を推進するという方向性である。

第二に、事前、受講当日、受講日以降の追跡調査を実施し、複数時点間の意識や行動の変容を分析するという方向性であり、従来型の防犯教室を実施する群と新しい教育内容を実施する群との比較など、実験的な研究を実施することを検討している。

第三に、原田ほか(2018)の成果もふまえて齊藤

(2019)が高校生を対象に実施した調査データの再分析を行う等、量的データを用いた分析を行うことも検討している。

[付記]

本研究は、JSPS 科研費 19K02877(研究代表者: 齊藤知範)による成果の一部であり、研究分担者の東北大学大学院文学研究科荒井崇史准教授と検討を重ね、質問紙調査の設計や調査項目の作成を共同で実施した。

調査に協力頂いた都道府県警察本部と関係各位、調査に同意の上で回答頂いた皆様に謝意を表す。

文献

- 児玉聡, 2017, 「倫理学の観点から見た安全対策と情報発信の在り方」警視庁子ども・女性の安全対策に関する有識者研究会編『警視庁子ども・女性の安全対策に関する有識者研究会提言書』:116-126.
- 齊藤知範・山根由子, 2018, 「若年者の被害に対する機会構造/選択モデルの適用可能性の検証—日常生活に焦点を当てた犯罪予防は有効か?」『安全教育学研究』17: 3-24.
- 齊藤知範, 2019, 「若年者の犯罪被害予防—日常生活に即した対策の検討」『日本行動計量学会第47回大会プログラム』:170-171.
- 齊藤知範, 2020, 「調査結果と実務から見た防犯教育のポイント」『青少年問題』680: 10-17.
- 原田豊編著, 2017, 『「聞き書きマップ」で子どもを守る—科学が支える子どもの被害防止入門』現代人文社.
- 原田豊・三宅康一・松下靖・大川裕章, 2018, 「QRコード対応「危険なできごとカルテ」による子ども対象犯罪の前兆的事案調査法の開発」『犯罪社会科学研究』43:122-134.

犯行動機理解不能性の社会学 ——「心の闇」と「理解不能性」の比較分析——

赤羽 由起夫 (和光大学)

1 はじめに

本報告の目的は、犯行動機理解不能性について考察することである。そのために本報告では、新聞の犯罪報道における「心の闇」と「意味不明」という言葉の用法の比較分析をおこない、これらがどのような犯行動機理解不能性を表しているのか、またこれらが精神医学のカテゴリーとどのような関連をもっているのかを明らかにした上で、その社会的位置づけを考察する。

2 分析視覚と分析資料

本報告では、動機語彙論 (Mills 1940=1971) と「切り離し手続き」(Smith 1978=1987) の視点から、新聞の犯罪報道を分析する。

動機は、「～するために」というかたちで行為者の未来の事柄と関連づけられた目的と、「～だから」というかたちで行為者の過去の事柄と関連づけられた理由に区別できる (Schutz 1962=1983: 138-9)。

切り離し手続きとは、ある行為者を精神疾患としてカテゴリー化することで、その行為者の現実認識を無効化する手続きである (Smith 1978=1987)。つまり、行為者間で現実認識が食い違う「リアリティ分離」(Pollner 1975=1987) が生じた際に、現実を認識できないとされた行為者に「精神病」というカテゴリーが付与されるのである。

本報告の分析資料は、各新聞社のデータベースにおいて全文検索が可能な『朝日新聞』『毎日新聞』『読売新聞』の東京本社発行版の本紙・全国版の見出しと本文を対象として、以下の基準から選出した記事と、そこで報道された事件の関連記事である。

「心の闇」に関する記事(「心の闇」記事と略記)は、すべての「心の闇」を検索して出てきた記事から、事件の加害者あるいは加害者と同じ属性の人物との内面を表現した「心の闇」についての記事 212 件である。

「意味不明」に関する記事(「意味不明」記事と略記)は、「意味不明 & 殺人」「意味不明 & 殺害」「意味不明 & 殺傷」を検索して出てきた記事から、事件に関する加害者の言動や文章を表現した「意味不明」についての記事を選出し、さらにそこからオウム真理教関連の記事 104 件を取り除いた記事 206 件である。

資料の量的な傾向に関する「心の闇」記事と「意味不明」記事の大きな違いはつぎの 3 点である。第 1 に、「心の闇」記事が 1990 年代後半～2000 年代に

かけて集中的に報じられている一方で、「意味不明」記事は多少の増減がありつつも、一定の記事数を維持していることである(図 1、2)。第 2 に、「心の闇」記事が比較的大きい一方で、「意味不明」記事が比較的小さいことである。第 3 に、「心の闇」記事では、同じ事件が複数回記事になることが多い一方で、「意味不明」記事では 1 回だけのものが多いことである。

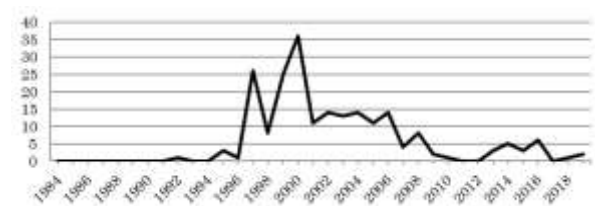


図 1 「心の闇」記事件数の推移

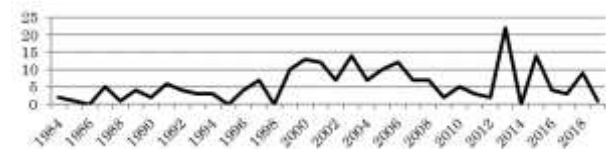


図 2 「意味不明」記事件数の推移

3 「心の闇」と犯行動機

「心の闇」記事で扱われた事件(「心の闇」事件と略記)の理解不能性は、動機と行為の結びつきに関する理解不能性であると言える。すなわち、提示された動機が、殺人とは結びつかないということである(鈴木 2013; 牧野 2015)。それは大きく分けると、第 1 に、行為者が殺人と結びつかない場合、第 2 に、理由が殺人と結びつかない場合、第 3 に、目的が殺人と結びつかない場合、である。

「心の闇」事件と精神疾患との関連について、2 回以上報道された 25 件の「心の闇」事件の処遇について調べたところ、次の 2 点の特徴が明らかになった。それは第 1 に、「心の闇」事件は、人格障害、発達障害が診断として付与されることが多いこと、第 2 に、「心の闇」事件は、刑事責任能力を認められる場合がほとんどであること、である。

「心の闇」記事における精神疾患のカテゴリーの付与は、切り離し手続きとして作用する度合いが弱い。なぜなら、いずれの精神疾患も行為や性格、能力の傾向を示しているだけであり、行為者の現実認識はあまり問題とされないからである。

4 「意味不明」と犯行動機

「意味不明」記事で扱われた事件（「意味不明」事件と略記）の理解不能性は、動機そのものに関する理解不能性であると言える。つまり、「心の闇」は、殺人以外の行為の動機としては理解可能なものも多いが、「意味不明」は、どのような行為の動機としても理解不能という意味である。例えば、「意味不明」記事における動機では、「世界で一番強い人に魔法をかけられている」（『毎日新聞』1992.2.4 朝刊、23面）といったものなど、実在しないものが指し示されており、リアリティ分離が生じているのである。

「意味不明」事件と精神疾患との関連について、2回以上報道された36件の「意味不明」事件の処遇について調べたところ、次の2点の特徴が明らかになった。それは第1に、「意味不明」事件は、統合失調症（精神分裂病）、覚せい剤中毒によって説明されることが多いこと、第2に、「意味不明」事件は、心身喪失が認められ不起訴になる、あるいは措置入院および鑑定入院になっている事件が多いこと、である。

「意味不明」記事における精神疾患のカテゴリーの付与は、切り離し手続きとして作用する度合いが強い。なぜなら、精神疾患であることは「意味不明」であることを直接説明してしまうからである。

5 考察と結論

これまでの比較分析の結果をまとめて、動機の理解不能性をリアリティ分離の程度で測るのであれば、「心の闇」は理解不能性の低い犯行動機であり、「意味不明」は理解不能性の高い犯行動機ということになる。

これらの社会的位置づけを考察するために、精神疾患と犯罪報道の歴史的経緯について基本的な点をまとめると次の3点である。それは第1に、犯罪と精神疾患を結びつける新聞報道は、終戦から1970年代まで頻繁に見られたということ（佐藤 2013 など）、第2に、現在、刑事責任を問えない触法精神障害者の犯罪、あるいはその疑いの強い犯罪は、報道が抑制されるようになっていること（岩波編 2008 など）、第3に、1990年代後半以降、少年犯罪報道において発達障害などの精神疾患が指摘されるようになったものの、犯罪との関連は限定的なものとして報道されるようになったこと（赤羽 2012 など）、である。

これらを総合すると、理解不能な犯行動機の報道は、歴史的に形成されてきた二重構造によって規定されていると考えることができる。まず、刑事責任を問えない可能性がある理解不能性の高い犯罪は、1970年代以降、不可視化されてきた。それらの事件は、統合失調症（精神分裂病）や覚せい剤中毒との関連が強く、加害者が不起訴となり、措置・鑑定入

院になっている場合も多いと考えられる。このような事件が、現在、「意味不明」として目立たないかたちで報道されているのである。その一方、刑事責任を問える理解不能性の低い犯罪が、1990年代になって、「心の闇」として大きく問題化した。これらの事件は、人格障害や発達障害との関連が強く、これらの精神疾患であることが加害者の処遇に与える影響はそれほど大きくない。

以上のような歴史的経緯が、現代の理解不能な犯行動機についての新聞報道を特徴づけているのである。

[文献]

赤羽由起夫, 2012, 「少年犯罪と精神疾患の関係の語られ方——戦後の新聞報道の分析を通じて」『犯罪社会学研究』37: 104-18.

岩波明編, 2008, 『精神障害と犯罪——精神医学とジャーナリズムのクロストーク』南雲堂.

牧野智和, 2008, 「少年犯罪をめぐる『まなざし』の変容——後期近代における」羽瀨一代編『どこか〈問題化〉される若者たち』恒星社厚生閣, 3-24.

Mills, Charles W. 1940 “Situated Actions and Vocabularies of Motive,” *American Sociological Review* 5: 904-13. (田中義久訳, 1971, 「状況化された行為と動機の語彙」青井和夫・本間康平監訳『権力・政治・民衆』みすず書房, 344-55.

Pollner, Melvin, 1975, “The Very Coinage of Your Brain: The Anatomy of Reality Disjuncture,” *The Philosophy of the Social Sciences*, 5: 411-30. (山田富秋・好井裕明・山崎敬一編訳, 1987, 「お前の心の迷いです——リアリティ分離のアナトミー」『エスノメソドロジー——社会学的思考の解体』せりか書房, 39-80.)

佐藤雅浩, 2013, 『精神疾患言説の歴史社会学——「心の病」はなぜ流行するのか』新曜社.

Schutz, Alfred, 1962, *Collected Papers 1: The Problem of Social Reality*, The Hague: Martinus Nijhoff. (渡部光・那須壽・西原和久訳, 1983, 『アルフレッド・シュッツ著作集 第1巻——社会的現実の問題 1』マルジュ社.

Smith, Dorothy, 1978, “K is Mentally Ill: The Anatomy of a Factual Account,” *Sociology*, 12(1): 23-58. (山田富秋・好井裕明・山崎敬一編訳, 1987, 「Kは精神病だ——事実報告のアナトミー」『エスノメソドロジー——社会学的思考の解体』せりか書房, 81-153.)

鈴木智之, 2013, 『「心の闇」と動機の語彙——犯罪報道の一九九〇年代』青弓社.

アメリカにおける“Smart on Crime”イニシアティブの分析 ——問題解決型裁判所の位置づけに着目して——

○石田 侑矢（日本学術振興会）

1 はじめに：目的と射程

アメリカの刑事政策の在り方が、我が国のみならず、世界各国の刑事政策の在り方に影響を与えていることは否定できず、それゆえ、アメリカの刑事政策の状況を分析することは我が国の刑事政策の発展にとって有益である。しかし、日本国内において“Smart on Crime”イニシアティブ（以下、「SCI」。）を分析した先行研究はない。

そこで、本報告ではオバマ政権下において展開されたSCIについて、特に問題解決型裁判所の位置づけに着目して分析を行った。なお、トランプ政権下における刑事司法改革の動向は射程外とした。

2 “Tough on Crime”パラダイム

(1) 周知の通り、アメリカでは1970年代から処遇思想が衰退し、併せて不定期刑や裁量的パロールが廃止された。その後、1980年代になるとジャスティスモデルが台頭し、“Tough on Crime”政策と呼ばれる一連の厳罰政策が展開された。これにより、アメリカでは1980年代以降、被収容者人員が急増した。

このような状況に対応するため、当時アメリカでは社会内処遇の活用が試みられた。しかし、事案の大幅な増加等によって対象者に対して有益な処遇を提供することは困難となった。そこでこのような状況に対応するために、当時社会内処遇の領域では監督機能が強化された。

また、この時期制定された1986年反薬物乱用法と1988年修正反薬物乱用法は、量刑上の不均衡をもたらすものであった。具体的には、粉末のコカインを固めたものであるクラックと、単なる粉末コカインとの間に、量刑上100対1の不均衡が設けられた。そして、かかる規定は人種差別的規定でもあった。というのも、当時クラックを利用していたのは主に黒人層だったためである。

(2) かかる状況を背景として、1989年に、犯罪行為の背景にある薬物依存の問題に取り組むドラッグコートが設立された。その後、ドラッグコートをはじめとする問題解決型裁判所は全米各地で展開されることとなった。

この問題解決型裁判所とジャスティスモデルとの関係をどう理解すべきかが問題となる。というのも、ジャスティスモデルは平等性や画一性を指向するものである一方で、問題解決型裁判所は画一性を否定した上で個別的な問題に対処するものであるからである。そのため、その意味で両者は対立する。しか

し、問題解決型裁判所は画一性を否定するものである一方で、手続的正義というそれまでとは異なる形で「ジャスティス」が指向されている。

3 “Smart on Crime”イニシアティブ

(1) “Smart on Crime”パラダイムと“Tough on Crime”パラダイムは、「犯罪行為者の責任を維持しつつ、社会の安全を確保する」という共通の目的を掲げるものである一方で、そのための手段が異なる。

(2) SCIの形成に直接的な影響を与えたのは、2009年に行われた当時の司法長官Eric Holderによる演説であった。その演説の中で、Holderはこれまでの議論を「レトリックにこだわったり、相手を非難するもの」であるとし、今後は「イデオロギーにとらわれないアプローチ」を採用すべきであるとした。また、Tough on Crimeであると同時に、Smart on Crimeでなければならず、両者は「補完しあうもの」であるとした。さらに、刑事司法制度全体を視野に入れた改革を行う必要性にも言及した。特に、ここで示された「イデオロギーにとらわれないアプローチ」は、SCIの中核的価値となった。

(3) さらに、SCIにはSmart on Crime (2008)とSmart on Crime (2011)という基礎となった2つのレポートがあった。両者は同様の意義及び原則を掲げるものであった一方で、2011年版はコストの観点により前面に出ているという特徴がある。

(4) Smart on Crime (2013)では、「連邦法をより公正に、そして、一予算削減の時代に一より効率的に執行することを可能とする改革を明らかにするために刑事司法システムの包括的な検討を行う」として、目標達成に向けた5つの原則が掲げられた。ここではそのうち、②「不公正な不均衡を排除し、刑務所の過剰な負担を軽減するために量刑を改革すること」、③「軽微な非暴力犯罪に対する拘禁に代わる代替策を追求すること」に着目する。

まず、②では過剰収容による財政上の負担について言及しつつ、非暴力の軽微な犯罪行為に対する拘禁刑の利用を抑制すべきこと、拘禁期間は比例したものである必要があること、併せて量刑上の不均衡を是正すべき旨が指摘された。他方で、重大事犯者等は厳しく罰すべき旨も指摘された。

次に、③では「拘禁刑はあらゆる刑事事件における回答ではない」との認識が示された上で、拘禁刑の代替策として問題解決型裁判所とダイバージョンプログラムの活用が奨励された。

以上を踏まえれば、SCIの特徴は次のように指摘

することができる。第一に、公正性よりも経済性及び効率性の側面を重視した改革の方向性が指向されている。Smart on Crime (2013) では量刑の不均衡が公正性よりもむしろ効率性の観点から問題視されている。公正性の観点には副次的な位置づけしか与えられていない。

第二に、拘禁刑の代替策としてダイバージョンプログラムと問題解決型裁判所の活用が奨励されている。つまり、そこでは拘禁刑の代替策として、通常の公判手続を経由する必要があるプロベーション等ではなく、ダイバージョンや問題解決型裁判所という刑事手続のより早い段階において振り分けを行う代替策の活用が奨励された。

最後に、部分的に”Tough on Crime “の姿勢を維持している。このようにみると、「イデオロギーにとわれない」ということを中核的価値とする SCI は、従来イデオロギーに基づいて展開されてきた”Tough on Crime “パラダイムを全否定するものではないと位置付けることができる。もっとも、ここではあくまで場合によって” Tough on Crime”と”Smart on Crime”を選択的に使い分けていることには注意が必要である。

4 検討

(1) SCI では、場合によって” Tough on Crime”を選択的に用いるべき旨が述べられていた。したがって、オバマ政権では、常に「イデオロギーにとわれないアプローチ」が採用されてきたわけではない。

(2) SCI では拘禁刑の代替策としてダイバージョンと問題解決型裁判所の活用が奨励された。両者の間にはいくつかの類似点及び相違点があるが、問題解決型裁判所は人的物的リソースを強く要求するものであるため、解決すべきニーズを抱えているすべての事案を取り扱うことはできないとされている。

このことを踏まえると、SCI 下では拘禁刑の代替策としてより効率的に事案を処理する公判前ダイバージョンが優先して利用されるということになりそうである。しかし、実際は SCI が宣言された 2013 年の前後で連邦公判前ダイバージョンの利用状況に変化はみられない。他方で、ドラッグコートにかかる連邦政府の予算は、2009 年と 2014 年を比較するとおよそ 1.5 倍に増加している。

これについては、「公正性」の観点から考える必要がある。SCI における「公正性」は、量刑上の不均衡の文脈で出てくる。そこでは、行為の重大性に比例した量刑を追求すべきとされていた。つまり、ここでは平等性、換言すれば「形式的な正しさ」という意味で「公正性」という言葉が用いられているといえそうである。しかし、量刑上の不均衡は量刑における人種差別の問題を出発点とするものであった。

とすれば、ここでの「公正性」は、形式的な「平等性」に終始しない実体的な「正しさ」をも追求するものであると考えることができる。このことに鑑みれば、SCI における「公正性」という用語の意義は、形式面のみならず、実体面をも含む「正しい」法執行を追求するものであると考えることができる。

問題解決型裁判所は画一的な事案処理に対するアンチテーゼとして出現したものであり、そこでは裁判官を中心とした集中的な監督が行われ、また幅広い罪種が対象とされる。したがって、問題解決型裁判所では、形式的な平等を越え、個別的ニーズに着目した量刑という意味での実体的な「正しさ」が追求されている。したがって、SCI では、公正性と効率性/経済性の妥協点として、公判前ダイバージョンよりも問題解決型裁判所の方がより適していると考えられているとみることができる。

5 まとめ

SCI ではイデオロギーにとわれないアプローチが採用されている一方で、オバマ政権全体では部分的に” Tough on Crime”が展開された。また、SCI は公正性と効率性/経済性を追求するが、その重心は後者にあった。しかし、より個別的ニーズに基づいた実体的な「正しさ」の追求という意味での公正性が完全に捨象されているわけではない。つまり、SCI はイデオロギーにとわれないアプローチによって効率性/経済性を追求しつつ、同時に、公正性という観点から個別事情に基づく実体的な「正しさ」をも追求するものであるとみることができる。このことから、オバマ政権下における刑事司法制度には、「予算削減の時代」においてさえ、効率性/経済性よりも、むしろ「公正性」をこれに優先させている部分があったということを読みとることができる。

[謝辞]

本報告は、JSPS 科研費 (19J00060, 19H01422, 20H01433) の助成を受けたものである。

[文献]

Smart on Crime Coalition (2011) *Smart on Crime: Recommendations for the Administration and Congress*, The Constitution Project [Smart on Crime (2011)].

The 2009 Criminal Justice Transition Coalition (2008) *Smart on Crime: Recommendations for the Administration and Congress*, The Constitution Project [Smart on Crime (2008)].

U.S. Department of Justice (2013) *Smart on Crime: Reforming the Criminal Justice System for 21st Century* [Smart on Crime (2013)]

1 目的

突然の「緊急事態宣言」により、わが国の大学は「オンライン教育」の一斉導入に伴うさまざまな問題に直面した。その一つが、情報環境をめぐる学生間の格差の問題である。本報告では、私立大学の人文社会系学部での事例をもとに、スマートフォン版『聞き書きマップ』（原田 2017, 原田 2019）をオンライン授業による実習型の「予防犯罪学」教育に応用する試みを紹介し、情報環境が脆弱な学生も無理なく参加できるオンライン教育の手法について検討する。

2 方法

首都圏の2つの私立大学で、2020年度春学期に、演習型の授業（週1回：2単位）を実施した。オンライン授業の方法は、主としてMicrosoft Teamsを用いたオンデマンド型と、Zoomによる同時双方向型を併用した。履修登録者数は、R大学が40人、A大学が2人であった。

授業の開始にあたって、受講者の情報環境を把握するため、「スマートフォン・パソコン使用状況調査」を実施（R大学のみ）した。実施時期は2020年5月18日（月）、方法はMS Formsによる択一式設問、回収状況：40人/40人であった。その結果、ほぼ全員（39人）がスマートフォンを使っている半面、自宅でWindows系のパソコンを使っている人は半数（20人）であることなどが明らかになった（図1）。



図1 スマホ・PC使用状況調査結果 (抜粋)

この結果を踏まえ、オンライン授業実施の基本方針として、送受信のデータ量を抑えられるオンデマンド型を中心とし、必要最小限でZoomによる同時双方向型を使用することとした。それぞれの具体的な運用方法は以下のとおりである。

オンデマンド型：

- ・短い動画（10～15分）を4～5本程度作成。
- ・画質をギリギリまで落とす（850×480ピクセル、10コマ/秒）。
- ・これをYouTubeにアップロード後すぐダウンロードすることで、ファイルサイズをさらに圧縮する。
- ・MS Teamsのチャット記事で動画上映を指示し、見終わったら記事に「いいね」を付けてもらう。これにより、授業1回（90分）あたりの動画のデータ量を100MB未満に抑えるとともに、オンデマンド型でありながら、授業時にある程度のリアルタイム感を演出することが可能になった。

同時双方向型：

- ・Teamsのチャット記事でZoomミーティングのURLを提示する。
 - ・終了後には、またTeamsに戻らせる（←手順の説明動画を作成）。
- これにより、受講生が迷子になることなく確実にZoomミーティングに参加/Teamsに復帰することが可能になった。
- さらに、Zoomによる授業の開始に先立って、
- ・受講生はビデオをOFFにする。
 - ・トラブルは必ず起こることが前提。
 - ・Zoomの使用時間は、できるだけ短く抑える。
- などの方針を明示し、手順を説明する動画を提示するとともに、事前の練習の機会も設けて、確実な運用に努めた。

遠隔プレゼンの実施方法としては、

- ・方法1：自分のスマホの画面をZoomで共有
- ・方法2：原田のパソコンをZoomで遠隔操作の2つを提示し、自分に合ったものを選択してもらうようにした。

3 結果

以上の基本方針と実施手順によって、それぞれの大学で、スマートフォン版『聞き書きマップ』で記録したデータを用いて、受講生による遠隔プレゼンを実施した。その実施状況は、R大学では、7月20日（第10回）～8月31日（第15回）の期間で、毎回1～4グループが発表し、授業時間内で発表できた人数は24人（60%）であり、発表の方式は、全員がスマートフォンの画面共有（音声付き）方式であった。一方、A大学では、6月19日（第8回）～8月7日（第15回）の期間に実施し、2人の受

講生が各3回程度発表を行った。発表の方式は、スマートフォンの画面共有方式と、原田のパソコンを遠隔操作する方式の両方を、両名がそれぞれ1～2回ずつ行った。

いずれの授業でも、受講生の発表を含むZoomミーティング全体を原田が手元のパソコンで録画し、これを、MS Stream (R大学の場合)またはGoogle Drive (A大学の場合)に登録して、就活や回線トラブルなどで授業に参加できなくても、後で見られるようにした。また、R大学では、就活の都合などで授業時間中に発表できなかった受講生に対して、期末レポートで実施状況を報告(スマートフォン画面のスクリーンショットと「聞き書き」内容などの文字によるコメントで)してもらった。

それぞれの大学での遠隔プレゼンの実施例のスクリーンショットを図2・図3に示す。



図2 PC遠隔操作による発表例
(A大学:2020年7月3日)



図3 スマホ画面共有による発表例
(R大学:2020年8月31日)

これらの遠隔プレゼンを実施した感想などについて、Formsによるリアクションペーパーで報告するよう受講生に求めたところ、たとえば、

「色々な町を知れて勉強になりました。」

「自分たちの撮ったものを発表するというのはあまり経験がないのでいい経験になりました。もっとこうすればよかったとかやった後に気づいた部分があったので次に活かしていきたいです。」

「私の高校時代の担任の先生が(別の報告者が紹介した)高校の野球部の顧問をされていた気がします。・・・このような学生の共通項を見つけることも出来るのがこの授業の魅力だなと感じました。」など、多くの好意的なコメントが得られた。

4 考察

本報告では、スマートフォン版『聞き書きマップ』をオンライン授業による実習型の「予防犯罪学」教育に応用することを試みた。その結果、Zoomの画面共有機能(音声付き)を利用することで、スマートフォン版『聞き書きマップ』の遠隔プレゼンが、たとえば法学部の学生などでも十分に可能であり、40人程度の人数で、演習型の授業が成り立つことが明らかになった。また、Zoomミーティングの録画・Streamなどでの配信により、当日の欠席者も後日の閲覧が可能となるほか、受講生の興味や学修意欲の向上、学生相互の交流を引き出す効果も期待できることが判明した。

一方、実施にあたっては、手順の確立と十分な事前説明(できれば動画で)が必要であるほか、接続不調などに備えた緊急連絡のルートの確保が重要であり、受講生の不安を緩和する方策を講じることも大切であると考えられる。

今後は、対面授業再開に向け、対面方式・オンライン方式の併用下での運用手法を構築すること、他大学などでの実施ニーズに対応するため、マニュアル類・説明動画・QA集などの提供や事例紹介などを行うこと、学修効果のより客観的な検証を行うことなどが課題になると考えられる。また、さらに円滑な実施のために、スマートフォン版『聞き書きマップ』の機能強化や、情報環境のとくに貧弱な受講生を支援するための、組織レベルでの抜本的な基盤整備が必要になると考えられる。

文献

原田 豊, 2017, 『『聞き書きマップ』で子どもを守る — 科学が支える子どもの被害防止入門 —』現代人文社。

-----, 2019, 「『聞き書きマップ』を活用した体験型「予防犯罪学」教育の試み」, 『日本犯罪社会学会第46回大会報告要旨集』, 11-12.

矯正施設における芸術活動に関する一考察

風間 勇助（東京大学）

1 本報告の目的

本報告では、矯正行政や刑事政策の領域においては、これまであまり注目されることがなかった、日本の矯正施設において取り組まれている芸術活動の現状を明らかにしたうえで、英語圏の先行研究をもとに考察を行う。なお、本報告における芸術活動とは、ジャンルを問わず何らかの創作・表現活動全般を指すものとする。

2 研究方法について

日本の矯正施設における芸術活動の現状については、矯正図書館(OPAC)を用いて文献収集を行い、2012年以降に社会復帰した元受刑者7名、関東近郊の刑務所3施設の刑務官（教育担当）にインタビュー調査を実施した。先行研究では、英語圏での研究状況を包括的に整理した Jenny Hughes（2005）と Alexandra Djurichkovic（2011）を主に参照し、次の2つの観点に着目する。一つは、矯正施設における芸術活動がどのような影響をもたらすのか（評価の観点）であり、もう一つは矯正施設に芸術活動がどのように介入しているのかの2点である。

3 英語圏での先行研究

一つ目の観点として、矯正施設における芸術活動がどのような影響をもたらすのかについては、〈1〉被収容者個人にもたらす影響、〈2〉矯正施設の組織運営にもたらす影響、〈3〉社会にもたらす影響の3つがあげられる（Djurichkovic 2011）。

〈1〉被収容者個人にもたらす影響とは、芸術活動が矯正施設での生活において数少ない純粋に楽しめるものであること、結果としてストレスや抑うつ状態が軽減されること、自己肯定感の回復、読み書きのスキル・学習意欲の向上、コミュニケーション能力の改善などである。

次に、〈2〉矯正施設の組織運営における影響とは、被収容者のストレス軽減といった肯定的な変化が、結果として問題行動（暴動や自傷行為など）の減少や職員との関係改善につながり、問題行動への対処にかかる運営コストの削減も含めて、組織運営にとっても肯定的な影響をもたらすとするものである。

そして〈3〉社会にもたらす影響とは、被収容者らの肯定的な変化が再犯防止につながっていくことをはじめ、被収容者らの芸術活動の成果が社会に開かれることを通して、被収容者らがいずれは社会復帰し、コミュニティの一員となることを社会に伝え、コミュニティにおける偏見や刑事司法制度への認識

の向上につながるなどがあげられている。

次に二つ目の観点である、矯正施設に芸術活動がどのように介入しているのかについては、5つの介入モデルが示されている（Hughes 2005）。紙幅に限りがあることから、この5つの介入モデルについては、日本の矯正施設における芸術活動に即して次節において示す。

4 日本の矯正施設における芸術活動

1つ目の介入モデルは、矯正施設がもっている既存のプログラムを充実させるかたちで実施されているものである。例えば、昭和61年（1986年）から長年取り組まれてきた青葉女子学園（宮城県仙台市）の「創作オペレッタ」は、少年院における特別活動指導という枠において、既存のカリキュラムを充実させる介入のあり方といえる。つまり、矯正教育としてのプログラムに芸術的手法を取り入れる介入のあり方である。この他にも、薬物依存離脱指導にコラージュ療法を取り入れている例もみられた。

2つ目の介入モデルは、特定の芸術分野の能力やスキルを身に付けさせる芸術教育による介入モデルである。これは、少年院・刑務所を問わず広く行われている「クラブ活動」や「矯正管区文芸作品等コンクール」、一部の施設で発行されている所内文芸誌の取り組み、「少年院映像表現コンクール」などがあげられる。諸外国で行われている芸術プログラムとの質の違いは指摘し得るが、コンクールという側面においては、芸術分野の能力やスキルを競うものであり、前述のような矯正教育や後述するセラピーの手段として芸術が用いられるのではなく、特定の芸術ジャンルの表現に取り組むことそれ自体が目的となる介入のあり方である。

3つ目の介入モデルは、セラピー的介入である。これは、セラピーの手段として芸術が用いられるものであり、「箱庭療法」、「コラージュ療法」、「音楽療法」、「サイコドラマ、矯正心理劇」などがあげられる。セラピー的介入の特徴は、セラピストとクライアントとの間の治療関係（信頼関係）を結ぶために芸術が用いられることである。通常の芸術は、表現されるものに目的があるが、セラピーにおいては、個人の感情や心理的問題などに関与することを志向する。

4つ目は、社会復帰の準備として、受刑中から社会参加のきっかけを得られるよう芸術を用いる市民参加のための介入モデルである。これは、被収容者による芸術活動が何らかのかたちで社会に開かれる

こと（展示・販売・上演など）で、普段は社会から隔絶されている被収容者が、コミュニティへの帰属意識を高める取り組みである。日本における事例としては、矯正展があげられる。矯正展は刑務所作業製品の展示・販売を中心としたイベントであるが、刑務所作業製品の中には、各刑務所が置かれた地域の伝統工芸品も多く目立つ。こうした伝統工芸品制作を行う刑務作業を、ある種の芸術活動ないし創造活動とみなした研究として寺野（2017）や山崎（2017）がある。また、歴史的には明治23年（1890年）に、ロシアのサンクトペテルブルグで万国監獄博覧会が開かれ、作業製品が展覧された様子を「美術博覧会のようなものであった」とする記録もある。

5つ目は、あらゆる人が、質の高い芸術に参加する権利があるとする考えにもとづく介入モデルである。この介入モデルには、各施設が受け入れをしている慰問コンサートや慰問演芸といった活動（鑑賞機会）、死刑廃止のための大道寺幸子基金が行う「死刑囚表現展」（創造活動の機会）があげられる。なお、既にとりあげたクラブ活動や矯正管区文芸作品コンクールも、本来はこうした文化的権利の保障として取り組まれている側面もあり、前述の4つの介入モデルの土台にあるものとも考えられる。

5 考察と今後の課題

矯正施設における芸術活動は、英語圏での事例や先行研究が厚いが、文芸コンクールや表現教育、アートセラピーなど、日本の矯正施設においても取り組まれてきた実績を確認することができた。伝統工芸品といった特徴ある刑務作業製品も、諸外国からみれば芸術作品として見なし得る可能性もある。しかし、次のような課題も指摘できる。

日本での取り組みは矯正施設の職員が主体となる表現教育やセラピーが多く、〈1〉被収容者個人への影響（変化）にばかり着目されている点である。諸外国での芸術プログラムの多くは、外部の芸術を専門とする機関が関わっている。教育やセラピーを目的とするものもあるが、芸術性（ある種の無目的性）に価値の主眼を置く取り組みもある。矯正施設とそうした芸術団体のパートナーシップのもと、外からの視点が入ることで、被収容者のみでなく、職員や組織運営の変化が視野に入る。

この〈2〉組織運営における影響（変化）が重要である理由は、より効果のある芸術プログラムの実施には、職員の協力が欠かせないものであり、「被収容者にとって芸術など贅沢品だ」と考える職員に対して理解を得ていくためでもある。主体的で自由な表現活動は、集団の秩序維持としばしば対立させられるが、組織にとっても肯定的な影響をもたらすものであることを示していくことが肝要である。

あるいは、そうした芸術の有用性に立脚せず、5つ目の介入モデルに示したような文化的権利が、現状どの程度保障されているのかについて、制度および実態の両面から検討することも今後の課題として残る。日本の事例として収集した文献の半数以上は少年院での取り組みであり、懲役刑として刑務作業が優先される刑務所では、芸術活動への参加の機会是非常に限られている。受刑者同士のコミュニケーションが難しい環境では、個人で取り組むことができる文芸ジャンルが多いことも、今回の文献収集からみえてきた。

こうした限られた活動は、社会に開かれる機会も少なく、施設内で閉じて行われる文芸活動について、ヒアリングを行った元受刑者からは「どうせ刑務官しか見ることはないから、いい子ちゃんの表現が多い」といった声もあった。ヒアリングした刑務官もまた、クラブ活動で練習した成果を発表する機会がないことを課題として捉えながらも、良かれと思って成果を外に示した際に、「受刑者は遊んでいるのか、被害者の気持ちを考える」といった声が社会から起こりうることも意識していた。

本報告は、日本の矯正施設における芸術活動の現状を俯瞰的に概観したが、前述のような現場の刑務官や元受刑者が捉えていた課題に回答していくには、国内外を問わず個別具体的な事例について詳細な研究を行っていくことも必要であり、今後の課題である。

文献

Hughes, Jenny (2005) *Doing the Arts Justice: A Review of Research Literature Practice and Theory*, Arts Council England

Djurichkovic, Alexandra (2011) *'Art in Prisons' A Literature Review of the Philosophies and Impacts of Visual Arts Programs for Correctional Populations*, University of Technology Sydney

寺野摩弓, 2017, 「犯罪者更生と伝統工芸伝承の人材育成：秋田県の矯正施設と更生保護の取り組みについて」『国際教養大学 アジア地域研究連携機構研究紀要第4巻』

山崎明子, 2017, 「刑務所の伝統工芸」『千葉大学大学院人文社会科学部研究プロジェクト報告書』

松本佳久子, 2019, 「ひと・社会・地域資源への“つながり”としての音楽 アートを媒介としたナラティブ・アプローチの可能性」『犯罪心理学研究』56 : 244-255

矯正施設で生活する受刑者への健康維持増進ケアモデルの有効性

○中谷 こそえ (岐阜保健大学)

五十嵐 弘志 (NPO 法人マザーハウス)

1 目的

研究背景：2013年「健康日本」が提唱され、健康寿命の延伸と疾病の第一予防をより重要視した内容となっている(厚生労働省 2019)。この提言を受け、学校・コミュニティ・職場において積極的に予防をうたい、検診、その後の受診行動にも結びつくように力が注がれている現状がある。しかし、日本の刑務所における医療の現状はどうであろうか。受刑者は日本国憲法による法に基づいて裁かれるため、保健衛生および医療は身柄を強制的に拘束する国の重要な責務である。しかしながら、健康管理も受刑者個々の自己管理に任せられ、受診体制も十分ではない。その結果、刑務所医療が十分でないため、症状が悪化してからの治療となることや、対応の不備によっては生死にも関わる状況がある。2014年1月21日の矯正医療の在り方に関する有識者検討会では、矯正医官の深刻な不足が重要課題として挙げられている。さらには、①受刑者の急激な高齢化、②生活習慣病の増加、③疾病の複雑化、多様化、④一般社会における医療水準の高度化が挙げられ、医官不足によりかかる需要に対応できていない現状も示されている(法務省 2016)。

受刑者の健康の保持は国の責務ではあるが、犯罪者等に対する医療のために多額の税金を投入する必要はないという意見も否定できず、矯正医療は、国民からなかなか理解と賛同を得にくい領域でもある。しかし、矯正医療を充実させることは、受刑者の処遇改善を実施するうえでの基盤でもあり、安全安心な国家の構築につながると考える。さらに、国民生活全般にとっても利益となるため、その必要性について矯正医官はもとより、一般の医療従事者もより広く国民的理解を得るための努力をすべきであると考える。柳井(2013)は、「安全な社会を保障するためには、暴力や犯罪を規制すると共に、看護職として、被収容者が抱えもつ健康問題に取り組む必要がある」とも述べている。受刑者が社会復帰を目指すためには、まずは健康が保たれていなければならない。しかし、現状では矯正教育として、健康維持増進の視点での教育はなされていないのが現状である。そのため、満期で退所ができたとしても健康問題を抱えたまま社会へ出され、就職もままならず、再犯を繰り返さなければ生活が成り立たない状況に追い込まれる者も存在すると考えられる。

また、受刑者の健康実態や意識調査は、矯正施設で実施される健康診断に含まれている場合はあるが、

公表されている内容は一部である。看護の対象は、「あらゆる年代の個人、家族、集団、地域社会を対象とする」と掲げられている(高畑 1983)(矢野・新妻・野村・松本・鷺野・津村 2016)。このようなことから、看護職が社会復帰を目指している受刑者の健康問題に取り組んで支援に活かす必要があるのではないかと考えた。

そのため、社会復帰を目指している男性受刑者 725名に健康調査を実施した(中谷・五十嵐・石塚・臼井・原田 2020)。その結果、健康問題における必要な項目を抽出し、自身の健康に目を向けられるような健康維持増進ケアモデルを開発した。

本研究目的は、健康維持増進ケアモデルの有効性を検証することである。

2 研究方法

研究参加：N 刑務所受刑者は、男性 19 名、女性 40 名の合計 59 名である。

研究期間：2019 年 12 月～2020 年 3 月までである。

介入方法：週 1 回 1 時間対面において、通信教育講座テキスト 1 を使用し、合計 4 回で担当研究者が講義・演習を行う。

講義内容は、以下の 4 回で構成する。

第 1 回 呼吸法 笑い筋体操

第 2 回 口腔ケア 虫歯菌検出 正しい歯の磨き方

第 3 回 腰痛体操 筋膜リリース

第 4 回 感染症対策 バイ菌くんを用いた 手洗い

各講義終了後に、講義の振り返りアンケートに回答していただく。また、第 1・2 回と第 3・4 回終了後に課題レポートの提出、さらにケアモデル受講 1 ヶ月経過後の振り返りとしてケア実施状況と症状の変化やケアにおける心身の変化を自由記述していただく。

3 結果

研究参加受刑者の属性として、男性の平均年齢 36.7 歳±SD13.2、女性は、平均年齢 56.8 歳±SD8.2 であった。施設における生活期間は、6 ヶ月から 3 年未満が 9 割以上を占めており、退所予定日は男性の残刑平均は 2.1 年で女性刑罰平均は 3.6 年であった。男性の現在歯数平均値は、28.0 本±SD4.7、女性の現在歯数平均値は 17.1 本±SD9.9 であった。

健康講座受講の満足度では、67.2%から 91.1%の幅はあるが、「大変良い」と回答していた。特に満足度の高い項目は、第 3 回目の腰痛であった。また、

それぞれの項目における感想では、「呼吸をすると気持ちが良いことが分かりました」「日々の生活の中で呼吸法と笑いを意識して過ごしていきたいと思えます」、「自分の口腔環境を知り、今までより一層歯を大切にしていこうと思えました。一本でも多く自分の歯が残せるように歯磨きをしっかりとしたいと思います」「体操と筋力トレーニングは進んでやっていきたいと思えました。自分一人でもできる内容だったので取り入れていきたいです」と回答していた。さらに受講後1ヶ月では、8割の者が1日2回以上歯磨きを行い、呼吸法も取り入れていると回答していた。口腔ケアによる口腔状態の変化では、「歯と歯の間に物が詰まりやすい」、「歯磨きのとき、歯ブラシに血がついたりすることがある」、「硬いものが噛みにくい」、「朝起きたときに口の中がねばねばする」の4項目がケア指導前と比較すると有意に症状が改善した。

精神状態の変化に対しては、ケアモデル受講前と比較し、「明るく楽しい気分でも過ごした」、「落ち着いたリラックスした気分でも過ごした」、「意欲的に活動的に過ごした」、「ぐっすりと休め気持ちよく目が覚めた」の4項目に有意な改善がみられた。

ケアモデル受講前の健康課題、ケアモデル受講後0.7か月(3週間)、1か月経過、2か月経過の自由記載の文章から、テキストマイニングで分析をし、言葉ネットワークを用いて表現するとその段階に応じた特徴が示されていた。健康課題に関して、「何らかの痛みがあること」が根底にあり、その痛みが自身の健康課題として挙げられていた。さらには、受講3週間経過後は、講座で学んだケアを忠実に遂行しようとする意欲溢れる内容が多くみられた。また、1か月経過後の自由記述には、家族や自分以外の誰かのために何かをしたい意思を示す表現がされていた。なお、1か月経過すると、講座の内容をそれぞれ自分自身の生活に取り入れている様子が示されていた。

表1 ケアにおける精神状態の変化(WHO-5)

WHO-5 項目	標準偏差	p値	
明るく楽しい気分でも過ごした	0.896	0.005	***
落ち着いたリラックスした気分でも過ごした	0.890	0.010	***
意欲的で、活動的に過ごした	0.835	0.021	*
ぐっすりと休め気持ちよく目覚めた	0.787	0.002	***
日常生活の中に興味のあることが沢山あった	1.025	0.700	

p<0.05 * p<0.01**

4 考察

刑務所における健康維持増進ケアモデルは、受講者に対して健康を通じ、自身に目を向ける機会となっていたと考える。これは、実際に口腔・精神状態をセルフケアによって変化できたからであるとも考

える。また、受講した受刑者の方々は、健康だけでなく、学びに対する意識も高かったことが背景にあるのではないとも考えられた。刑務所にいるからなどという理由で、全てをあきらめたりするのではなく、今限られた場所でもできることはたくさんあるという働きかけによって、思考の転換ができた人も多かった。また、講座を受ける時間が、自分自身とも向き合う時間にもなっていたと考えられた。

研究の限界として、本研究は1施設の限られた場所で行った結果であるため、どの施設にも通用するものではないという点が限界である。今後の課題として、健康維持増進ケアモデルをプログラム化して、全国の刑務所への啓発活動をしていきたい。

謝辞

本研究は、三菱財団社会福祉事業・研究助成を用いて実施した。

本研究にご協力くださいました矯正施設関係者様、受刑者の皆様に心からお礼申しあげます。

<引用文献>

- 法務省、矯正医療の在り方に関する有識者検討会、矯正施設の医療の在り方に関する報告書～国民に理解され、地域初回と共生可能な矯正医療を目指して～、平成26年1月21日、[online] 1-25、[2019年12月10日検索]、インターネット
<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi06900003.html>
 厚生労働省：健康日本21(総論)、[online] [2019年2月21日検索]、インターネット、<
https://www.mhlw.go.jp/www1/topics/kenko21_11/s0.html#A11>
 中谷こずえ、五十嵐弘志、石塚伸一、臼井キミカ、原田英子、2020、「社会復帰を目指す男性受刑者の健康実態－医務受診に関するアンケート調査から」『岐阜保健大学紀要』1：114－119。
 日本看護協会：看護者の倫理綱領、2003：1。[2020年6月20日検索]、インターネット<
<https://www.nurse.or.jp/nursing/practice/rinri/rinri.html>>
 高畑稔、1983、「高松刑務所における成人病・健康診断実施結果についての考察」『矯正医学』31・32(1-4)：64-65。
 柳井圭子、2013、「日本の矯正看護学発展の必要性に関する一考察－刑事施設と医療に関する裁判事例を通じて－」『日本赤十字九州国際看護大学紀要』12：73-82。
 矢野健次、新妻宏文、加藤昌義、野村俊明、松本勲、鷲野明美、津村省吾、2016、「刑事施設における高齢者の動向と健康管理」『矯正医学』65(2)：21-35。

第 16 期 研 究 委 員 会

野田陽子※ 石田侑矢 大谷彬矩 大庭絵里

久保貴 竹中祐二 橋場典子 福島至

藤原佑貴 本庄武 水藤昌彦 森久智江 山口直也

※委員長

『日本犯罪社会学会第 47 回大会報告要旨集 2020』

[第 47 回大会]

開 催 日 : 2020 年 10 月 3 日 (土)・4 日 (日)

会 場 : オンライン開催

大会実行委員長 : 津島昌弘 (龍谷大学)

発 行 日 : 2021 年 2 月 27 日

編 集 責 任 : 日本犯罪社会学会研究委員会

編 集 発 行 者 : 日本犯罪社会学会

577-0036 大阪府東大阪市御厨栄町 3-1-35

学術センターU-BOX 2F